

# 農林水産省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
455	事業協同組合等の設立認可等に關する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、関東農政局から都道府県へ権限の移譲(参考) 2以上の都道府県の区域にわたる組合の設立認可及び監督(厚生労働省(地方厚生局所管業務))については、第4次一括法に関連する法令改正で都道府県に移譲。	中小企業等協同組合法等に基づく(事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務)について、第4次一括法において厚生労働省及び国土交通省所管に係る事務権限が移譲される。地方農政局(関東農政局)所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても権限移譲されることとなる。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことか土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても画計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める	土地改良法第96条の4が準用する同法第92条、第93条の4		経済産業省、農林水産省	神奈川県	C 対応不可	中小企業等協同組合法及び中心企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。))については、事業協同組合の区域に及ぶものがある。農林水産大臣が現在地方農政局に委任している組合等の設立認可、定款変更の認可等の権限を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業協同組合に及ぶ組合等を都道府県が管理し、及び指導することがある体制が整備されてから検討すべきものであり、現時点で対応することはできない。	複数都道府県間の連絡調整の仕組みなど、速やかに体制整備を行い、移譲することを求める。厚生労働省(地方厚生局)所管の組合は第4次一括法に関連する法令改正で都道府県への移譲が予定されていることから、農林水産省(地方農政局)所管の組合も対応可能である。本事務・権限を移譲することにより、都道府県への移譲が予定される厚生労働省(地方厚生局)所管の組合等に係る事務・権限と併せて、県内を活動地区とする組合に対する統一した対応を行い、県民サービスを向上する効果が期待される。		-提案団体の提案に沿って、都道府県知事に移譲すべきである。	
595	市町村営住居整備事業における換地計画認可について	市町村営住居整備事業(区画整理)の手続きにおいて、換地計画の府知事の認可を廃止し、事後報告とする	市町村営住居整備事業(区画整理)においては、事業主体である市町村が当該事業の事業計画を決定しており、事業計画策定後、府は報告を受けるのみだが、当該事業地区内の換地計画は府知事の認可を要することとなっている。第2次一括法における土地改良法改正により、換地計画の前提となる事業計画に対して都道府県知事の認可が廃止され、事後報告となったことか土地改良事業計画と一体のものである換地計画についても画計画の整合を図る観点で、都道府県知事の認可を廃止し、事後報告とすることを求める	土地改良法第96条の4が準用する同法第92条、第93条の4		農林水産省	京都府、徳島県	C 対応不可	本提案事項である換地計画は、土地改良法(昭和24年法律第195号)に基づく土地改良事業(区画整理)としてほ場整備を実施した地区において作成される計画であり、その内容は当該ほ場整備後の地区における農地等に係る権利関係、すなわち農家等個人の財産権に関することとして、換地の手法を用いて整理する際に必要な事項を定めるものである。換地計画に基づき行われる換地処分は、個人の土地に関する権利を強制的に処分するものであるから、換地計画に係る都道府県知事の認可については、「公用収用・公用換地・権利変換に関する事務を処理する組合(地方分権推進計画(平成10年5月29日閣議決定)の第2の4の(1)のキの(ア)のb)に該当し、自治事務に係る特別の関与の「許可、認可及び承認」を許容するものと位置付けられているところである。また、本提案事項に基づき当該認可を廃止することになれば、公用換地等の制度を所管する関係府庁の各種制度との間に矛盾が生ずることとなる。このため、換地計画に係る都道府県知事による認可を廃止し、事後報告とすることの御提案については、対応することは困難である。	京都府の土地改良施策においては農地集積に向けた施策の展開が喫緊の重点課題であり、今後とも換地手法の活用が求められているところであり、地方、公用換地は分権推進計画により都道府県知事の許可が容認されており、また、本制度を所管する関係府庁の各種制度との整合が図られているところですが、地方分権の時代の変化に対応して、今後見直しを検討していくことも必要と思われます。			
2	国際ビジネス機受人の間のCIQ業務の移譲	地方管理空港における国際ビジネス機受人に關して、出入国管理に必要となる税関、入国管理、検疫のいわゆるCIQ業務を、希望する都道府県に移譲すること。	【支障】 CIQ業務は、税関法などにもとづき、国の職員が行っているが、国際定期便の運航頻度が少ない地方管理空港では、国の職員が常駐しておらず、運航時に出張対応するケースが多い。このため、国際ビジネス機(航空申請が直前かつ変更も多い、1便当たりの搭乗者数は少ない)の運航希望に対して空港のスポット、スポットに余裕があってもCIQ体制の制約から臨機応変な対応ができない。 【改正の必要性】 国際ビジネス機に限り、空港管理者である自治体がCIQ業務を行うことができるよう、権限を移譲し、臨機応変なCIQ業務を可能とする。この趣旨は、首都圏に集中している国際ビジネス機の導入を、意欲のある地方で進めることにより、経済への刺激や、国際的と思われる日本のビジネス環境の改善につながるものである。 【効果】 運航計画の変更も頻繁に行われる国際ビジネス機の地方空港離着陸に対して、県が機動的に対応することにより、利用者の利便性の向上が図られることなど、ビジネスエコシステムに関連した新産業の創出、地方空港の活用促進などがある。 【懸念の解消策】 移譲後は法定受託事務とし、国からマニュアル提供、県からの研修派遣により、水準を維持し、事務執行する。ビジネス機は、社会的地位や知名度が高い利用者が多く、身元がハッキリしており、搭乗人員も少ないことから県の体制でも出入国者等を管理できる。さらに、不測の事態に備えた訓練、国等との連携の徹底など、水準維持に万全の体制を整える。	出入国管理及び難民認定法第6条、税関法第15条の3、検疫法第4条、第9条、第38条、第40条	【提出資料】国際ビジネス機運航支援会士の反応(佐賀県調査) 【関係する政府の取組】国土省「ビジネスエコシステムの推進に関する委員会」中間報告(H23.6)、観光立国実現に向けたアクションプログラム2014(H26.6)、日本再興戦略改訂2014(H26.6)	法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省	佐賀県	C 対応不可	1.各空港における動物検疫については、全ての国際旅客便に対して円滑に対応しており、国際ビジネス機についてもその運行希望に対して臨機応変な対応しているところである。また、平成26年度には、有明佐賀空港を管轄する官署に動物検疫において2名の増員が認められるなど、地方空港における増便に対応するための増員が認められたところであり、今後も、国際旅客便及び国際ビジネス機の運航状況を踏まえ、適切に対応している所存である。 2.一方、家畜伝染性疫病や植物の病害虫には、口蹄疫やアフリカ豚コレラ等、一旦侵入すると、農畜産物や生産資材等を介して隣国に波及して急速に拡大し、家畜や農作物に大きな被害を及ぼすものがあり、その被害は動物検疫担当者だけではなく農産物生産者及び国民全体に及ぶこととなる。 3.したがって、このような家畜伝染性疫病や植物の病害虫の侵入を防止することは国の重要な責務であることから、動物検疫において、動物物の輸入者に対して検査を義務付け、家畜伝染病予防法、植物防疫法等の関係法令や相手国との検査条件を熟知し、動物物検疫に関する専門的知識を有する動物物防疫官が、動物物等を無償で収容の上検査し、検査結果に基づき、農家の所有する動物物等について廃棄・消毒等の命令(公権力の行使)を行っている。 これらの行使が行われるなど個人の権利を強制的に侵害する措置を環境措置である。その実施に当たっては、全国各地方で同等の検査能力、均一な専門技術水準に基づき、着実かつ公正厳格に検査を実施する体制を確保する必要があるため、国自らこれを実施する必要がある。 また、方が、家畜伝染病や植物の重要な病害虫が輸入した場合は、国が責任をもって、まん延防止対策や根絶対策を講じており、このように伝染性疫病等の侵入防止と防除は表裏一体であるところ、都道府県においては、都道府県域を超えた対策を講ずることができないと考えられる。 4.さらに、近隣諸国において新たな伝染性疫病等が発生した場合、国際機関等と連携し、その発生状況の迅速な情報収集及び把握並びに検疫体制の強化を緊急的に行う場合があるところであり、このような場合においても、全国各地方において迅速な対応を遂行し、国内に強化体制をとることができるよう国が統一して実施しているところであり、今後もそのような体制がとられる必要がある。 5.以上のことから、動物物検疫業務を地方公共団体に移譲することはできない。このことは、国際ビジネス機においても同様である。 なお、国際ビジネス機の受け入れの多い米国においても、動物物検疫については、地方公共団体ではなく、国が実施しているものと認識している。	○有明佐賀空港を管轄する官署での増員については、感謝申し上げる。しかしながら、増員によって、当該提案のビジネスエコシステムに対する臨機応変な対応が可能となるか不明であり、増員によってどのような対応をとっていたのか早急に示していただきたい。 ○当該提案は、国家公務員の増員が容易ではない現状で、LCCの台頭などにより増加する国際定期便に対応するため羽田空港、成田空港におけるCIQ体制の充実が国家としては優先順位が高いこと、地方空港における不定期かつ小規模な国際ビジネス機受人については、意欲ある地方自治体が行うことにより、国全体の目標である日本再興戦略、観光立国の実現を図るものであり、当該提案のこうした意図を受け止めていただき、前向きな検討をお願いしたい。 ○当該提案は動物物検疫業務の水準を地域ごとに変えることを求める趣旨ではなく、検査業務の水準は、移譲後の事務を法定受託事務とすることで全国統一性を確保することは可能である。 ○また、業務上の専門性については、例えば、検疫員OBを当県で雇用することや、職員の派遣等により習得できると考えており、実務上クリアできる問題である。こうした措置によってもなお、旨得できない理由があれば、お示しいただきたい。 ○また、法令違反を発生した場合に、県が直ちに関係機関へ情報提供、協力を行うことは当然である。公権力の行使の際たるものといえる警察行政・警察取締行動についても、国家公務員と地方公務員が協同して、検査を行うことも規定されている。こうしたことから、「全国各地において混乱を生じさせず、円滑に強化体制をとることができる」体制を整えることは、移譲後であっても可能である。	関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。		

# 農林水産省 平成26年の地方からの提案等に関する対応方針に対するフォローアップ状況

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点		各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料	区分	回答	原簿結果 (平成26年12月1日現在) ※平成27年1月1日現在 ※平成28年1月1日現在 ※平成29年1月1日現在 ※平成30年1月1日現在 ※平成31年1月1日現在	措置方法 (検討)状況	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
455	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重された。			提案の実現に向けて対応を検討	中小企業等協同組合及び中小企業団体の組織に関する法律に基づく組合及び連合会(以下、「組合等」という。)の設立認可、定款変更の認可等の機能を都道府県に移譲することができるか否かについては、事業地区が広域及び組合等が都道府県が管理・指導することができる体制が整備されてから検討すべきものである。 このようなか、仮に、複数の都道府県間の連絡調整を可能とする体制整備を検討する場合には、当該事業が地方自治法における各都道府県の事務・権限に係る制度的な課題であるため、都道府県又は内閣府において統一対応の整理をお願いしたい。その上で、実態論も踏まえ、当該法律を所管する経済産業省をはじめ関係府庁とともに、検討していく考え。	<平26> 4【農林水産省】 (1)中小企業等協同組合法(昭24法181)及び中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)(経済産業省と共管) 事業協同組合等に係る認可等の事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて地方農政局の所管に係るもの)に関する事務・権限に限る。)については、都道府県に移譲する方向で、関係する都道府県が連携する仕組みを整備すること等について検討を行い、平成27年中に結論を得る。 <平27> 4【農林水産省】 以下に掲げる事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であつて地方農政局の所管に係るもの)に関する事務・権限に限る。)については、政令を改正し、都道府県に平成29年中に移譲する。 (以下略) (2)中小企業団体の組織に関する法律(昭32法185)以下に掲げる事務・権限(二以上の都道府県の区域にわたる協業組合等であつて地方農政局の所管に係るもの)に関する事務・権限に限る。)については、政令を改正し、都道府県に平成29年中に移譲する。	政令	平成29年4月1日施行	中小企業等協同組合法施行令及び中小企業団体の組織に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成28年政令第380号)	
595	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重された。		C 対応不可	1 京都府の意見について 土地改良事業における換地計画については、全国的な施策として推進を図ることとしている農地集積の実現のために重要なものであり、京都府におかれとも、府管内の団体営土地改良事業(土地改良区営、市町村営等)の換地計画を認可する際には、府の土地改良施策に沿い、農地中間管理機構の活用も活用し、地集積の実現に資するものとなっていることとされ、取組も踏まえて審査する体制を構築されていることと承知しているため、引き続き適正な審査をお願いしたい。 2 専門部会からの再検討の視点について (1)土地改良事業における換地計画については、土地改良事業計画の手続きにおいて参加資格者(原則として耕作者)から同意を得ることとしているのに対し、所有権、地上権等共有者を含め使用及び収益に関する全ての権利者を対象とする会議(関係権利者会議)において、2/3以上が出席し、2/3以上の同意を得ることとされており、土地改良事業計画とは別の独立した手続きとして土地改良法に位置付けられている。 (2)さらに、換地計画に基づき行われる換地処分は、 ① 公用収用・公用換地・権利交換に関する事務を処理する場合に該当し、 ② 地方自治体が私有財産制度、法人制度等の私法秩序の根幹となる制度に関わる事務を処理する場合に該当するものとされ、 法律に基づく義務付け・捺付等の中でも最も重要なものとの位置付けにより認可を要すると整理されており、私有財産の一つである土地に係る権利関係を工事後に強制的に新たに確定させるものであることから、私有財産保護を確保するためには、引き続きこれを維持することが必要である。 (3)このように、私有財産保護を確保するために、他法律に基づく公用換地等(例、土地地区整理法、都市計画法)についても市町村営事業の計画について知事の認可を要することとされており、土地改良法上の換地計画を知事認可に係ないものであることは合理性があるものと考えられる。						
2			C 対応不可	○ 佐賀県が懸念している休日や深夜、早朝のビジネスジェットの入入れや、直前での到着時間の変更に対して、万全な対応を確約できるかについて、具体的にお願いします。 ○ CIQ業務の経験を積んだ国家公務員退職者を活用し、研修等により能力の維持を図ることを前提として、国際ビジネスジェット機のCIQ対応を都道府県に法定受託事務として移譲すべき方法も検討すべきと考えますが、この場合何か具体的な支障はあるのか。	1 意欲ある地方自治体による国際ビジネス機の受入れについては、日本再興戦略・観光立国の実現を図るための取組として重要であるものと理解している。 2 平成26年度に、有明佐賀空港を管轄する官署(動物検疫所福岡空港出張所、門司植物防疫所伊万里出張所)に各1名の増員が認められたところであり、現在、防疫官14名(動物検疫所福岡空港出張所11名、門司植物防疫所伊万里出張所3名)を配置している。当該空港に定期便が就航する月、水、金、土、日は、2名の職員を当該空港に配置し、定期便のない日、木では近隣所在の官署に常駐している職員と臨時連絡が取れる体制を整えている。このため、休日や深夜・早朝便の国際ビジネス機の受入や直前での到着時間の変更であっても、動物検疫については、国際ビジネス機の到着時間に合わせて、速やかに職員を派遣できる体制にあり、ご懸念には及ばないと考えます。 3 家畜伝染性疫病や植物の病害虫の侵入を防止することは、全国の農畜産業の基盤や国民の生命を守るため、国の重要な責務であることから、権限の移譲は適切でないと考えます。 4 なお、諸外国において新たな伝染性疫病等が発生した場合は、発生国政府や国際機関からその発生状況の速やかに情報収集し、緊急に輸入停止するなど、迅速な検疫体制の強化が求められる。また、輸出検疫についても、輸出先国の輸出条件が変更された場合には、迅速な対応が求められる。したがって、国の直接指揮下にはない地方公共団体職員については、こうした業務の円滑な遂行に支障が生じることが懸念される。	4【農林水産省】 (2)植物防疫法(昭25法151)及び家畜伝染病予防法(昭26法168) 国際ビジネス機の受入れに伴い、出入国の際に必要となる税関・出入国管理・検疫(CIQ)業務については、提案団体が求める臨機応変な対応を行うことについて、当該団体に通知する。 また、今後、他の地方公共団体から同様の提案があった場合は、個々の空港の状況やCIQ職員の体制整備の状況を踏まえ、臨機応変な対応を行うことについて個別に検討する。	通知	平成27年2月2日	平成27年2月2日、佐賀空港担当CIQ官署を通じて、提案団体が求める臨機応変な対応を行う内容の通知(佐賀空港におけるビジネスジェット就航に係るCIQへの事前連絡について)を佐賀県に手交。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
131	林野庁以外が所管する国有保安林(重要流域の1号~3号保安林は除く)の指定の解除権限の都道府県知事への移譲	国が所有者である保安林(国有保安林)の指定の解除権限は農林水産大臣にあるが、都道府県知事に指定の解除権限がある国有保安林(重要流域の1号~3号保安林以外の保安林)を道路等の事業用地として林野庁以外の国の機関が買収し、国有保安林とした場合、その林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限を都道府県知事に移譲する。	【制度改正の必要性】 知事権限(森林法第26条の2)で解除できる国有保安林が、国が買収することにより大臣権限(森林法第26条)で解除する国有保安林となり、知事権限で解除事務を行うより時間を要している。 国(林野庁以外)で国有保安林を買収するのは、道路等の事業用地とする場合であり、特に東日本大震災からの復興に係る事業を行うにあたり、速やかな保安林の指定の解除が求められている。 【現行制度の事務の流れ】 ①知事権限の場合 申請→県で審査→県報で予告告示→(法定期間40日経過後)→直近の県報先行日に県が確定告示 ②大臣権限の場合 申請→県で審査→林野庁に提出→林野庁で審査→県に予定通知発出→県報で予告告示→(法定期間40日経過後)→林野庁で官報に確定告示 【支障事例】 知事権限と比較した場合、大臣権限は解除の確定までに2ヶ月程度多く時間を要している。 (本県の事例数:H24.4件、H25.2件、H26.2件、計8件。) 【提案実現した場合の効果】 林野庁の審査がなくなり、官報確定告示が県報確定告示となることから、2ヶ月程度手続きが短縮となる。	森林法第26条、第26条の2		農林水産省(林野庁)	岩手県	D 現行規定により対応可能	都道府県知事が解除権限を有する国有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が国有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。	第1次回答に記載されている「国への移管前(当該保安林が国有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限で当該保安林を解除できることは承知しているところであるが、買収される土地の所有者によっては早期の売買を望むことなどにより、結果として保安林解除申請手続きが所有権移転後となるため、毎年、国土交通省名義の国有保安林解除申請案件が発生している。 また、今後も用地買収を先行せざるを得ない場合が想定され、引き続き、第1次回答に記載された対応が困難な保安林解除が発生すると見込まれる。当該保安林(解除権限が知事であったものが、国(林野庁以外)の買収によって、農林水産大臣権限になったもの)の解除に係る権限を県に委譲しても、保安林制度に弊害が生じるものではないことから、解除手続きの期間短縮及び事務の簡素化・効率化のため、権限の委譲をお願いしたい。	林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号~3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
228	林野庁所管外の国有林における保安林の指定解除権限に係る都道府県への移譲	林野庁所管外の国有林については、国有林であれば知事権限である保安林の種類であっても、大臣権限による保安林の指定解除となることから、当該大臣権限の一部について、県への移譲を求めるもの。	森林法第26条の21により、国有林である保安林については、都道府県知事が指定解除を行うこととされている。一方、国有林である保安林は、森林法第26条により農林水産大臣が指定解除を行うこととされている。 国有林のうち林野庁所管外の国有林は、国の公共事業実施に伴い国有林を買収したことにより国有林になるケースが多いが、当該国有林は実質的には国有林と同様に県において管理されていることから、知事権限により指定解除を行うほうが、合理的に事務処理を行うことができる。 また、大臣権限の場合は申請書を提出してから保安林の指定が解除され、事業着手となるまでに約半年を要するが、知事権限であれば約4ヶ月で事業着手できることから、事業の迅速化に寄与することができる。 以上により、林野庁所管外の国有林に係る保安林の指定解除の大臣権限の一部について、都道府県知事への移譲を求めるもの。	森林法第26条、第26条の2		農林水産省(林野庁)	宮城県	D 現行規定により対応可能	都道府県知事が解除権限を有する国有保安林を国に移管(国有保安林化)する場合、国への移管前(当該保安林が国有保安林の段階)であれば、都道府県知事の権限に基づき当該保安林を解除することが可能である。 また、その場合、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備事業に係る保安林解除については、同法第48条に規定する土地利用基本計画の変更等に関する特例を活用することにより、当該特例を活用しない場合に比べて解除手続に要する期間の大幅な短縮が可能となっているところである。	確かに、国有保安林の段階であれば知事権限で解除が可能だが、用地買収により国所管となった後に保安林解除申請されるケースが多い現状であり、国への移管前の申請が担保されていない以上、現行規定により対応可能とは言い切れない。 国所管となる前か後の違いだけで、それ以外の事業内容等は全く同じ案件であるにも関わらず、解除権限の違いにより、解除に要する期間も異なってくるのは合理性に欠けると思われるため、公共事業実施を前提として国所管となったものに係る解除については、知事への権限移譲を求めるもの。	林野庁以外が所管する国有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号~3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)なお、所管者からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
613	保安林内作業(土地の形質の変更)許可の一部廃止	森林経営計画に基づいて整備される森林作業道については、保安林内での土地の形質の変更に伴う行為であっても、保安林内作業許可申請及び伐採届は不要とする。	【支障・制度改正の必要性】 森林法第34条第2項に、「保安林においては、都道府県知事の許可を受けなければ、立竹を伐採し、立木を損傷し、家畜を放牧し、下草、落葉若しくは落枝を採取し、又は土石若しくは樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為をしてはならない。」となっている。 近年、間伐材を撤出するための森林作業道の開設が多く、林業会社等の一部事業者の負担が多大なものとなっている。 そこで、市町村長が審査・認定を行う、森林経営計画に記載された森林作業道等の整備については、保安林内作業(土地の形質の変更)許可を不要とできないか。	森林法第34条第2項		農林水産省(林野庁)	長崎県	C 対応不可	都道府県知事は、保安林の土地の形質を変更する行為等に関する許可(以下「作業許可」という。)を行うに当たり、当該行為がその保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすおそれがあるかどうかという観点から、行為の具体的な内容やその影響、行為の確実性等を審査する必要がある。 このため、市町村長が森林法第11条第5項に規定する認定要件への適合の観点から審査し、認定を行う森林経営計画に、森林作業道等の整備に関する事項が記載されていることをもって、作業許可を不要とすることは困難である。	意見なし			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 (第28対応方針(第271220閣議決定)後) 第27対応方針(第271220閣議決定)に抵触するものは当該後件をくまなく で確認 第28対応方針(第271220閣議決定)に抵触するものは当該後件をくまなく で確認 第29対応方針(第271220閣議決定)に抵触するものは当該後件をくまなく で確認	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
131	【全国市長会】 事務処理の迅速化等が図られること から、提案団体の意見を十分に尊重さ れたい。 なお、農林水産省からの回答が「現行 制度により対応可能」となっているが、 事業開始について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。		D 現行規定 により対応可 能	○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼 を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観 点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 ○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程 において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が 行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密 なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。  【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。 なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との 第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。	4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定 地に保安林が存在する場合には、事業者手の迅速化に 資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林 担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた 手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後 に用地買収を行うよう事業者実施者に対し要請する。	要請	要請済み	2月27日に国土交通省に対し、閣議決 定内容を要請済み。		
228	【全国市長会】 事務処理の迅速化等が図られること から、提案団体の意見を十分に尊重さ れたい。 なお、農林水産省からの回答が「現行 制度により対応可能」となっているが、 事業開始について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。		D 現行規定 により対応可 能	○ 国土を保全し国民の経済活動の基礎を保障することは国の役割である中、保安林はその一翼 を担っている。この点を考慮せず、保安林の解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観 点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。 ○ 保安林の解除においては、その要件上、必要最小限の面積とする必要があるが、審査の過程 において、面積の変更が生じるケースがあるため保安林解除面積が決定した後に、土地の取得が 行われる方が合理的と考える。したがって、事業者である解除申請者との事前の連絡調整をより密 なものとし、土地の権利移転までに保安林解除の手続を進めて頂きたい。  【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答に同じ。 なお、「民有保安林を国に移管する前であれば、都道府県知事の権限により解除可能である」との 第1次回答については、提案団体のご理解は得られていると考える。	【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (ii)国が事業を実施するに当たり、当該事業実施予定 地に保安林が存在する場合には、事業者手の迅速化に 資するよう、速やかに地方公共団体(都道府県の保安林 担当部局)に情報提供を行い、保安林の解除に向けた 手続を進めるとともに、当該保安林の解除が完了した後 に用地買収を行うよう事業者実施者に対し要請する。	要請	要請済み	2月27日に国土交通省に対し、閣議決 定内容を要請済み。		
613	【全国市長会】 事務処理特別を活用し、当該事務を 担っている都市においても、事務の簡 素化につながることから、提案団体の 提案の実現に向けて、積極的な検討 を求める。 併せて、森林経営計画に基づく施策に ついては保安林内立木伐採許可も不 要とするよう求める。		C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答で御納得いただいた ものと考えている。						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
971-1	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づき協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	一、の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに加え、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づき協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の(2)に、「また一、の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除などを加える。また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。	「森林法第26条の2第4項の規定に基づき協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)	添付資料「求める制度改正の考え方」も参照	農林水産省(林野庁)	全国町村会	C 対応不可	森林法第26条第2項又は同法第26条の2第2項に規定する、いわゆる「公益上の理由」による解除に該当する場合として取り扱う事業は、市町村道の開設、改良をはじめ、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できるとされている事業のほか、電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置する場合としている。したがって、事業に市町村長による判断が委ねられるような場合を含めることは適当ではない。	一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者など異なり、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や鉱業法等に基づき土地を収用若しくは使用できるとされている事業及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置する場合と同等の取扱いとすべきである。			
971-2	市町村が施行者となる公益的な事業の用地として供する場合の保安林指定解除の取扱い	「森林法第26条の2第4項の規定に基づき協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)の改正	一、の市町村内で完結する民有保安林であって、市町村が施行者となり事業を行う際に必要となる保安林指定解除については、当該市町村に存する保安林における指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行ったものとして、市町村が策定する土地利用計画等に位置づけることにより、「公益上の理由」による解除として取り扱うことができるよう基準の明確化を図る。また、その申請に当たっては、市町村において当該計画等の策定段階で十分な比較衡量が行われていることに加え、申請に係る都道府県知事の処理のうち、例えば「調査」「適否審査」については、相当程度処理期間を短縮できると考えられることから、標準処理期間を短縮するなど、手続上の迅速化・簡素化を図ることとする。 【求める制度改正の詳細】 森林法第26条の2第4項の規定に基づき協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)を改正し、の(2)に、「また一、の市町村の区域内の保安林において市町村が施行者となり行う事業のうち、当該市町村の策定する計画に位置付けられたものに係る指定解除などを加える。また、規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について(18林整治第2729号)を改正し、(1)ウに「ただし、一の市町村内で完結する民有林について、当該市町村が指定解除を申請する場合にあっては、2か月」を追加するなどの措置を講じる。	「森林法第26条の2第4項の規定に基づき協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について」(平成12年6月23日 林野庁治山課長通知)、「規制緩和推進3か年計画に基づく許認可等の審査・処理の迅速化等について」(18林整治第2729号)	添付資料「求める制度改正の考え方」も参照	農林水産省(林野庁)	全国町村会	D 現行規定により対応可能	都道府県知事権限の保安林の指定の解除処分に係る標準処理期間については、国から都道府県に対し、概ね3月以内に設定するよう要請していることとあり、当該標準処理期間については、都道府県知事の裁量で御提案にあるような期間を設定いただくことは可能である。	自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地塊における保安林の配線状況などを最も把握している市町村が十分な「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないように、国において統一した標準処理期間(2ヶ月)を定めるべきである。			
625	国補助事業における事業主体要件を林業者2戸以上に緩和すること	国補助事業(森林・林業再生基金づくり交付金等)における特用林整備施設等の整備を行う際、その事業主体が林業者等で組織する場合、5戸以上が要件となっているが、蒲高においてはこれを2戸以上に要件を緩和すること	【支障事例】 本県では、高齢化とともに若年労働者の流出が続き、人口減少が加速しており、特に離島において顕著である。さらには、全国的な木材需要と価格低迷の影響も相まって、県内主産地対馬では基幹産業としての存続が厳しい状況に置かれている。これらを背景として、県では労働軽減や商品の高品質化を目的に、人工ホダ場や乾燥機、排水施設などの導入支援を行っているが、林業者等が組織する団体が事業を行う場合、5戸以上が要件となっており、事業を進める上で大きな障壁になっている。 【制度改正の必要性】 このため、要件を緩和することにより、一定規模の生産団地化を進め、足腰の強い木材生産を目指したい。平成18年から25年までの8年間で13の団体が新規事業体が参入していることから、2戸以上に規制緩和することで、2〜3倍の参入が見込める。 【参考】 平成18年から25年までの8年間で、市開催の説明会で参画の意向を示したものの、5戸以上の要件に満たず断念した生産者数は、年平均10名〜20名いた。	森林・林業再生基金づくり交付金実施要綱第2の2		農林水産省(林野庁)	長崎県	C 対応不可	森林・林業再生基金づくり交付金は森林の整備・保全の推進、林業・木材産業の健全発展と木材利用の推進に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。地域の実情に即し必要と認められる場合は、受益範囲を3戸まで引き下げることを可能としています。更に2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	今回提案している本県対馬市は、九州本土から140km離れた国体離島ですが、産業が少なく雇用が限られるため、若年層の島外流出が止まらず、人口減少が急速に進行している地域です。このため島内には農業者も多く、人口密度をみても45人/km <sup>2</sup> と全国平均343人/km <sup>2</sup> の7倍にも達し、全国市町村別ランクでも1,741市町村のうち1,392位に位置する過疎地域です。このような本土地域とは大きく異なる特殊事情により、対馬地域のみ受益範囲を2戸まで引き下げることを提案するものです。なお、規制緩和が実現すれば新たな参入者が増加することが見込まれ、これら共同生産者のクラスター的なまとまりによる事業効果も期待できます。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>国政選挙</small> <small>（第23回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第24回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第25回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第26回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第27回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第28回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第29回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第30回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第31回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第32回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第33回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第34回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第35回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第36回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第37回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第38回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第39回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第40回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第41回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第42回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第43回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第44回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第45回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第46回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第47回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第48回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第49回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第50回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第51回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第52回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第53回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第54回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第55回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第56回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第57回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第58回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第59回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第60回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第61回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第62回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第63回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第64回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第65回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第66回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第67回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第68回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第69回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第70回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第71回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第72回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第73回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第74回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第75回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第76回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第77回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第78回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第79回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第80回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第81回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第82回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第83回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第84回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第85回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第86回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第87回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第88回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第89回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第90回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第91回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第92回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第93回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第94回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第95回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第96回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第97回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第98回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第99回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small> <small>（第100回地方自治（第21）特別議決案（第9号））</small>	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
971-1	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p> <p>【全国町村会】 一の市町村内で完結する民有林であり、かつ、民間の事業者などとならず、市町村が、保安林における指定目的の達成と事業に伴う指定解除との間で比較衡量を行い計画に明確に位置付けた公の事業を対象とすることから、土地収用法や農業法等に基づき土地を収用若しくは使用できることとされている事業及び電気事業法第2条第1項第8号に規定する特定規模電気事業者がその事業の用に供する電気工作物の設置をする場合と同等の取扱いとすべきである。</p>		C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、解除権限の移譲に限定して議論することは適当ではないと考える。</p> <p>○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に限らず広域にわたることもあるため、保安林解除における「公益上の理由」は、全国的な観点からみて客観的かつ明確な理由であることが重要である。したがって、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもち、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠く。また、「1つの市町村内で完結する民有林」とあるが、保安林の範囲が1つの市町村内にどまっても、保安林の受益範囲が1つの市町村内で完結するとは限らないため、「1つの市町村内で完結する民有林」であることをもって、保安林の解除要件を緩和することも適切でない。さらに、保安林解除の申請者かつ事業施行者の市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、公正・中立の観点から適切でない。</p> <p>【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答と同じ。</p>	<p>6 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅱ）保安林の解除（26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項）について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の内滑りに資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。</p>	通知	平成27年2月25日	保安林解除に係る用地事情の考え方について都道府県に通知（平成27年2月25日付事務連絡）。		
971-2	<p>【全国市長会】 以上の回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。</p> <p>【全国町村会】 自らの市町村域に存する保安林において市町村が計画する公益的な事業については、地域における保安林の配備状況などを最も把握している市町村が十分に「適否審査」等を行っている事を踏まえ、保安林の指定解除に係る手続き上の迅速化・簡素化を図るとともに、都道府県単位で差異が生じることがないよう、国において統一的な標準処理期間（2ヶ月）を定めるべきである。</p>		C 対応不可	<p>○ 保安林機能の影響を受ける利害関係者が1つの市町村の区域に限らず広域にわたることがあり、事業者である市自ら立てる計画に事業が即することをもち、当該理由の公益性を認めることは客観性に欠くので、市町村が、保安林の指定目的の達成と事業に伴う解除との間で比較衡量を行うことは、影響範囲又は公正・中立の観点から適切でない。したがって、市町村が事業計画策定の段階で十分な比較衡量をすることで、申請に係る都道府県知事の処理すべき事務の一部を担うことはできないため、一の市町村内で完結する民有保安林を当該市町村が指定解除申請する場合について、国において統一的な標準処理期間（2ヶ月）を定めるのは困難である。なお、地方自治法第250条の3に基づき、保安林解除手続きに通常要すべき標準的な期間を定めるのは、当該処分を行う都道府県であるため、当該都道府県が現行でも期間の短縮が可能と判断した場合は、当該都道府県においては可能となるものと考えられる。</p> <p>【全国知事会、全国市長会・全国町村会からの意見に対する回答】 提案団体からの意見に対する回答と同じ。</p>	<p>【再掲】 6 【農林水産省】 （4）森林法（昭26法249） （ⅱ）保安林の解除（26条1項及び2項、26条の2第1項及び2項）について、市町村が策定した土地利用に関する計画に基づき当該市町村が実施主体となる事業の実施に伴い行う場合、手続の内滑りに資するよう、「他に適地がない」等の用地事情の確認を行う範囲を当該計画の区域内とすることを明確化し、地方公共団体に通知する。</p>	通知	平成27年2月25日	保安林解除に係る用地事情の考え方について都道府県に通知（平成27年2月25日付事務連絡）。		
625	<p>【全国市長会】 離島に限らず、農山村地域の過疎化・高齢化が進んでおり、従来の要件ではハードルが高くなっていることから、要件緩和に向けて積極的な検討を求め。</p>		C 対応不可	<p>離島など事業実施地域が過疎地域であり、5戸以上の団体を組織することが不可能と判断される場合にあつては、当該地域の事情を考慮して受益範囲を3戸まで引き下げることを可能としているが、更に2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するといふ事業の性格上不適切と考える。</p>						

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
926	都道府県を介さない 都道府県を介さない 題の補助金(いわゆる 「空飛ぶ補助金」)に ついて、都道府県の 判断に基づく交付等 による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち分 割林契約適正化事業に いて、都道府県へ財源・権 限を移譲し、県の判断で柔軟 に対象団体に交付でき る自由度の高い制度とす ること	【制度改正の必要性等】 都道府県を介さない(市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(い わゆる「空飛ぶ補助金」))は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかり か、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方 分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助 対象、補助率等を地方の裁量で決定することも、都道府県等が実施する事業 との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い 制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 都府の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるため、県で実 施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に資する。	分収林契約適正化 事業実施要領		農林水産省 (林野庁)	埼玉県	C 対応不可	林業の採算性が低迷する中、林業公社等が管理している分収林に ついては、契約終了後の採掘地が土地所有者に返還された際に、 分収益の不足等から造林が放棄され、森林の有する多面的機能の 発揮に支障を及ぼすおそれがある。 このような事態を回避するには、分収林契約の解除又は変更を行う ことが重要だが、林野庁では、分収林契約適正化事業により、地域 の関係者が関係意識を共有しううえで連携しながら、分収林契約の 解除又は長期化や非営利化の導入に向けた分収林契約の変更 に取り組むことを支援している。 当該事業の実施主体については、都道府県、市町村、森林整備法 人(分収林の主な管理主体)を構成員とする「都道府県協議会」として いるところであり、当該協議会における合意形成の中で、都道府県の 意向や地域の実情が反映される仕組みとなっている。 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に 対して直接交付することが適当であると考えている。	本事業の実施主体は、都道府県、市町村、森林整備法人(分収林の主な管 理主体)を構成員とする「都道府県協議会」としている。 そこで、県の森林・林業施策及び農林公社支援策と密接な関係があるた め、県で実施した方が多様な森づくりと公社の経営改善に資する。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事 業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い 制度とすることを求めるものである。		都道府県が実施する林業事業との連携 を図り効果も最大限に発揮する観点から 問題があるため、自由度できるだけ高 めた上で、都道府県を実施主体にす るか、都道府県に交付すること。	
13	実地的に法令に根拠 のない農政局協議を 求めている通知の廃 止	農村地域工業等導入促進 法に基づき県が実施計画 を策定又は変更する場合 及び市町村が策定又は変 更する実施計画について 同法第5条第9項により県 が協議に応じようとする場 合の国との連絡調整を廃 止すること。	【支障】農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」)第6条の規定に基づ き、都道府県は関係市町村の意見をきいたうえで、また、市町村は都道府県 知事に協議しその同意を得たうえで農工実施計画(以下、実施計画という。) を策定・変更することができる。実施計画に定められた工業等導入地区にお いては、転用面積が4haを超える場合であっても、都道府県知事が許可権者 となっている。このように、実施計画の策定やこれに伴う農地転用許可は、地 方自治体の権限とされているが、農林水産省構造改革部長等通知において 、都道府県が実施計画を策定又は変更しようとする場合及び市町村が策 定又は変更する実施計画について協議に応じようとする場合には、あらかじ め地方農政局等関係府省庁と十分連絡調整を行うこととされている。この連絡 調整は法令に根拠を持たないものであるが、この連絡調整の際に、様々な措 置(ある地区での実施計画の未完了を理由に、近隣地区の実施計画の作成 を認めない等)を受けける結果、実施計画の作成に2年から数年かかるなど、 工業地の開発に大幅な遅れが発生している。 【改正の必要性】都道府県が実施計画を策定する場合や市町村からの協議 に応じようとする場合には、関係市町村や関係部局との間で十分調整を 行っていることや地方の状況については地元自治体が最も熟知していること などから、農工法の趣旨を踏まえ、迅速な処理を図るうえで、事実上の協 議となっている国との連絡調整通知は廃止すること。	別紙参照		農林水産省・ 経済産業省・ 厚生労働省・ 国土交通省	佐賀県	C 対応不可	農工法の趣旨は、農業と工業の均衡ある発展を図り、雇用構造の 高度化に資することであり、御指摘の連絡調整については、法律の 趣旨を補完するものとして、実施計画の内容が、農村地域工業等導 入基本計画の内容に即しているか、農業振興地域整備計画等の土 地利用計画との関係が図られているか、地域全体として工業等の導 入の規模は妥当か、近隣に他の農工団地はないか、当該団地の利 用状況はどうか、等の観点から国が事務的に確認を行うためのもの である。 この連絡調整は、上記の観点からの実施計画における不備等の発 見や、無秩序な農地転用など、農工法の趣旨に反する事業の防止等 にも資するため、通知の廃止は困難であるが、連絡調整に当たっ ては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。	国は、連絡調整の意義として、「土地利用計画との調和」、「地域全体として の工業等の導入の規模の妥当性」、「近隣の他の農工団地の状況」等を事務 的に確認するためとしているが、単に事務的に確認するのみであれば、実施 計画策定にあたっては、国の通知も踏まえたうえで県と関係市町村、各関係 部局との間で十分に調整を行っていることから、自治体のみで可能である。 また、国は、無秩序な農地転用など農工法の趣旨に反する事業の発生を懸 念しているが、実施計画に基づき開発の実施主体のほとんどが自治体をし めとする公共機関であり、実施計画の策定にあたっては農工法の趣旨を踏ま え、多くの時間をかけて議論されていることなどから、こうした懸念は当たら ないと考えられる。 また、実施計画が農工法の趣旨に合致しているかどうかの判断 については、地方の状況について最も熟知している地方自治体が行うことが 適切であり、迅速な処理を図るうえで、また地方自治法245条の2で規定さ れている関与決定主義の観点からも、事実上の協議となっている国との連絡 調整通知は廃止すべきである。			
73	農地の法面や畦畔に太陽 光発電パネルを設置する 場合の許可 期限の延長	農地の法面や畦畔に太陽 光発電パネルを設置する 場合は、一時転用 が認められており、許可可 ら3年後には一旦撤去し、 再度許可を取得して設置 しなければならぬが、こ うした規制を緩和し、本地 の農業が厳格に設置を可能 とする。	【国の方針】 平成24年3月28日付け(23農振第2508号)農水省通知で、法面等に太陽光発 電パネルを設置する場合は3年を最長とする一時転用許可が必要であること を、転用期間満了時に撤去しなければならない。 一方、本地においては、平成25年3月31日付け(24農振第2657号)農水省通 知で、本地に支柱を立てて農業を継続しながら太陽光発電パネルを設置する 場合は、同じく一時転用として農業を継続しながら撤去されるべきと示された。 【農業者の意見】 法面等に設置する場合は、本地に支柱を立てて発電パネルを設置する場合 に比べ、本地の作物への影響は少ないと考えられるので、法面等から3年を 最長に撤去しなければならないことについては、延長して欲しいとの農家から の声が出ている。 また、防草シート代わりにシート型太陽光パネルの設置については、農作業 に影響がなければ、設置期間の延長は問題ないのではないかとの意見がある。 【要望事項】 法面等に太陽光発電パネルを設置することについては、農業継続と法面機能 を維持することを前提に、平成25年3月通知の本地の取り扱いに準じ、長 期にわたる設置を可能とするよう規制の緩和が望まれる。	農地法第4条及び 第5条 (平成24年3月28 日付け(23農振第 2508号)農水省通 知、平成25年3月 31日付け(24農振 第2657号)農水省 通知)	農林水産省	山梨県	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	ご提案の法面等への太陽光発電設備の長期にわたる設置につい ては、 ① 設備のメンテナンスのために本地の利用が制限されることや土砂 流出が発生する可能性が高まるなど、本地と法面等の一体的な維 持・管理の面から支障を及ぼすおそれがあること ② 設備が設置されていることで農業用機械による効率的な利用が 困難とならないかなど、担い手への農地の利用集積やほ場整備など の施策の推進に支障を及ぼすおそれがあること 等の問題があると考えられるが、先行事例における農業への影響等 を検証しながら対応を検討したい。	① 土砂流出の発生や本地と法面等の一体的維持・管理に支障がないよう、 土地改良事業等により整備された法面への設置に限定する等、一定の許 可要件の整備が必要と考えられる。 ② 担い手への農地集積については、隣接地との連続した農作業を行う際 に、法面を介して農作業機械が移動することはないと思われるが、面 地集積については、地域の集積計画との事前調整を行うなどの話し合いを行 うことが必要と考えられる。 ③ 平成24年3月28日付け農村振興局長通知(再生可能エネルギー発電設 備の設置に係わる農地転用許可制度の取り扱いについて)の2(太陽光発電 設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合の取り扱い)の項について、改正 をお願いしたい。 その場合、平成25年3月31日付け農村振興局長通知に既に農業型発電 設備(ソーラーシェアリング)については一時転用許可毎のパネル撤去は行 わない取扱いをされており、同様の取り扱いをH24.3.26通知にも適応できな い検討いただきたい。 適応するに当たっては、撤去が必要な旨H24.3.26通知に明記する必要が あると考える。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (※28対応方針(※27)12.28閣議決定)後 ※27対応方針(※27)12.28閣議決定)に抵触するものは当該方針を<※27>とし て対応 ※28対応方針(※28)12.28閣議決定)に抵触するものは当該方針を<※28>とし て対応 ※29対応方針(※29)12.28閣議決定)に抵触するものは当該方針を<※29>とし て対応	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
926	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>			C 対応不可	<p>1 本事業のうち契約適正化対象森林選定活動は、前身事業等により都道府県協議会が地域の合意を受けて作成した「非皆伐施業推進計画」を踏まえて、森林整備法人等が管理している分収林のうち、契約対象木の成長が悪い森林や木材搬出が困難な森林等を対象として、引き続き分収林として管理すべきか否かについて調査・分析を行い、今後の取扱を検討した上で、検討結果を「非皆伐施業推進計画」に反映させることを事業内容としており、今後の分収林の取扱について、地域の合意形成を図ることを主な目的としている。</p> <p>※非皆伐施業推進計画:通常伐期による皆伐から間伐等を繰り返す非皆伐施業への転換を円滑かつ確実にするため、目標とする森林の姿、分収方式の見直し等を内容とする計画</p> <p>2 現在、分収林には、都道府県、市町村、森林整備法人のそれぞれが造林者となっているものがある。このため、都道府県単独が事業主体となっており、市町村や民間事業者等による個別の活動を支援する形態は適当ではなく、都道府県、市町村、森林整備法人等の地域の関係者が対等な立場で参画する都道府県協議会を事業実施主体とすることが必要である。</p> <p>3 また、本事業のうち契約適正化推進活動は、上記の契約適正化対象森林選定活動の成果を踏まえて、分収林の契約相手方(土地所有者等)に対して、長伐期化や複層林化などの推進の具体的な効果や意義を説明することにより、合意形成を図ることを目的とするものであり、地域の合意に関する内容を契約相手方に説明する主体としては、合意の形成に取り組んだ都道府県協議会とすることが必要である。</p> <p>4 このため、本事業については、引き続き、国から都道府県協議会に対して直接交付することが適当であると考えている。</p>					
13	<p>【全国市長会】 市町村の関係部局が一つの計画について十分協議し、さらには近隣関係市町村との協議調整を踏んだ上で計画策定である場合、県との協議によることで支障はないものと考えられる。提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。</p>			C 対応不可	<p>当該通知における連絡調整の意義としては、法律の趣旨を補充するものとして、市町村又は都道府県が作成した実施計画について国に知らしめ(連絡)、国の立場から過不足がないかどうか確認(確認)することで、よりよい計画とするもの。</p> <p>これは、実施計画の策定は、当該計画に基づき農工団地に立地する企業のみならず、関係市町村の住民、農業者にも広く影響があること、計画に現れないような国も言えた様々な者が幅広い観点から、この計画をチェックする必要があることが背景にある。</p> <p>また、現在、新規実施計画の策定も重要である一方で、過去に造成された農工団地の空き地をどのように埋めていくのかといった観点も重要である。今般の事業では、近隣に利用が低調な農工団地があるにもかかわらず、別の農工団地の面積拡大が計画されたという事案が判明したこともあり、かかる事案は当該市町村の土地利用のあり方を考え直す上で決して望ましいものではなく、連絡調整により国が事務的に確認する意義はこうした点にあるものと思料する。</p> <p>以上より、本通知の廃止は困難であるが、今後関係省庁や様々な地方自治体の意見も伺いながら、対応を検討してまいりたい。</p> <p>なお、本通知は地方自治法第245条の4に規定される技術的助言として位置付けられており、同法245条の2に抵触するものではないが、連絡調整に当たっては、必要以上に期間が長くなることのないよう努めてまいりたい。</p>	<p>6【農林水産省】 (1)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (1)都道府県が、農村地域工業等実施計画を策定又は変更する場合(5条1項)及び市町村が策定又は変更する当該計画について協議に応じようとする場合(5条9項)、「農村地域工業等導入促進法の運用について」(昭63農林水産省構造改善局、昭63通商産業省立地公署局、昭63労働省職業安定局、昭63運輸省貨物流通局)において、あらかじめ地方農政局、経済産業局、都道府県労働局、地方運輸局等と十分連絡調整を行うこと等とされている事項については、廃止する。</p>	通知	平成27年 3月31日	農村地域工業導入促進法の運用について10一部改正について(平成27年3月31日付け28農振第2206号、20150327地局第1号、職発0331第35号、国官参物第154号)	
73	<p>【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。</p>			A 実施	<p>先行事例における営業への影響等を確認しながら、今回いただいた意見も参考としつつ、対応を検討することとした。</p>	<p>6【農林水産省】 (5)農地法(昭27法229) (v)太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合は農地転用許可制度の取扱いについては、先行的な事例における影響への影響等を確認しつつ、一時転用の転用期間が満了する場合に、再度一時転用許可を行うことができるよう見直しを行う。</p>	通知	平成28年3月 31日	「太陽光発電設備を農地の法面又は畦畔に設置する場合は農地転用許可制度の取扱いについて」(平成28年3月31日付け農村振興局長通知)を发出。なお、この通知の发出に伴い、「再生可能エネルギー発電設備の設置に係る農地転用許可制度の取扱いについて」(平24年3月28日付け農村振興局長通知)は廃止。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例・地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
134	中山間地域における「農業生産法人要件」の緩和	農業生産法人の要件である「その法人の主たる事業が農業であること」の判断基準を「農業の売上高が法人事業全体の過半を占めること」と定め、農林水産省事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」(平成12年6月1日付12農水第404号)の当該箇所を撤廃する。	「概要」 「農業生産法人」の要件は、農地法で「主たる事業が農業であること」と定められている。その解釈については、農林水産省事務次官通知「農地法関係事務に係る処理基準」で「農業に係る売上高が事業全体の売上高の過半を占めること」とされているが、中山間地域に限り、経営多角化を促し雇用確保と地域経営の安定持続への寄与を図る観点から「売上高の過半要件」を撤廃するもの。 「支障事例・必要性」 大規模資本企業の農業参入に歯止めをかけるための「農業売上高の過半要件」が、一般的に経営基盤が脆弱である中山間地域の既存の農業生産法人にとって、経営安定や多角化の阻害要因となる場合がある。中山間地域の農家が安定経営のため法人化し事業拡大する場合、農業生産だけではなく、複合的で多角的な経営が求められる。農業外収入が過半を超えたと農業生産法人の要件を満たさなくなる現行基準下では、自立した産業として当然求められる。経営多角化が制限されることから規制緩和が必要。 「効果」 中山間地域での規制緩和により、農業生産法人が農業生産のみならず全国中山間地域共通課題である独居老人への給食サービス、買物代行のバリエーション、除雪などの事業を総合的に担うことが可能になる。そのよう、農業外収入が事業全体の過半を占めるような法人育成と、コミュニティビジネスとして地域経営を持続させていくことが人口減少問題や活性化などの諸問題解決において有効な手段であると考える。	農地法第3条第2項、農地法施行規則第2条、農地法第2条第3項の解釈		農林水産省	長岡市	D 現行規定により対応可能	農業生産法人の「法人の主たる事業が農業であること」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。 また、法人の農業参入については、平成21年の農地法改正でリース方式により全自由化と、リース方式の場合、事業要件はありませんが、御提案にあるような複合的で多角的な経営を行う法人であっても、農業生産を行うことが可能ですので、同制度の御活用を御検討願います。	除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買物弱者サービスまでが農業の関連事業とされるのが疑問。基盤が脆弱で、規模的にもコスト的にも条件不利な中山間地域では、農業生産法人が地域の農業を守りつつ、除雪の請負や給食・配食サービス、買物弱者サービス、コミュニティバスの運行など、コミュニティ事業を取り込みながら、地域経営として継続的な発展を図っていく方が、より地域の実情にあっている。(農業生産法人は別株会社を設立するのは是非が大きい)このため既存の農業生産法人の経営発展という観点から、提案するものである。あくまで、地域内で既に農業生産法人を営む者が多角的経営を行うことを前提とした提案である。			
596	遊休農地等の権利移動に係る許可要件(下限面積要件)の撤廃	「制度改正の内容」 農地の権利移動の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除案件付き賃借関係による権利取得する場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすそれがないこと」を許可要件とする。) 【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。 【農業経営基盤強化促進法との関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に關し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。	「制度改正の内容」 農地の権利移動の許可を受けるためには、50アール以上の権利移動であることが必要(下限面積要件)だが、市町村農業委員会は、遊休農地等が相当数存在する区域において、新規就農を促進するために当該面積を引き下げることができる。そのような中、喫緊の課題である耕作放棄地対策や空き家対策等を京都府全域で迅速に進めるため、遊休農地等に関し、個人が解除案件付き賃借関係による権利取得する場合に限り、下限面積の撤廃を求めるもの。(なお、「効率的かつ総合的な利用の確保に支障を及ぼすそれがないこと」を許可要件とする。) 【支障事例・提案の必要性】 京都府では、農山村地域の再生のため、耕作放棄地の未然予防、耕作放棄地及び空き家の利活用並びに新たな担い手づくりを目指した条例の制定を検討しているが、農業研修等によりある程度の農業技術を習得した者が、農村で空き家と小規模農地をセットで借り入れ、移住等を推進する施策を円滑に進めるためには、農地取得の制限中、下限面積がネックとなっている。 【農業経営基盤強化促進法との関係】 なお、農業経営基盤強化促進法に基づき農用地利用集積計画を定めた場合、賃貸借に關し下限面積制限が適用されないこととなるが、賃貸借期間満了後返還される仕組みであり、借り主の立場が不安定なことから、許可又は解約の合意がない限り契約が解除されない農地法3条の許可を得て行う制度の緩和を求めるもの。	農地法第3条第2項第5号、農地法施行規則第17条第2項		農林水産省	京都府	D 現行規定により対応可能	下限面積要件については、平成21年の農地法改正において、農業委員会が新規就農を促進する観点から、地域の実情を踏まえて任意の面積を設定できるよう措置されています。また、この下限面積の設定は、市町村全域で一律に行う必要はなく、区域を区切って行うことが可能です。 このため、御要望については、空き家周辺の耕作放棄地が存する地域を中心に区域を設定し、その区域に小規模の跡地の下限面積を定めることにより、現行制度の下で対応可能です。 なお、区域の設定については、地区、集落、番地単位で指定する場合のほか、御要望と同様、耕作放棄地対策や空き家対策として一筆単位で区域設定を行っている例もありますので、同制度の活用を御検討下さい。	農地法の権利移動許可に係る下限面積要件は、生産性の高い農業経営によって効率的に利用されることを目的としているものであるが、農業委員会等による面積を設定可能とする現行制度下では、耕作放棄地対策としての効果が発揮できていないため、本府では、緊急対策として条例を制定し、新たに就農しようとする者等による耕作も含めて耕作放棄地の解消を行うおしうとしている。 就農希望者と空き家及び農地の迅速なマッチングと新規就農希望者の受け入れを促進するうえで、移住等に際して、農業委員会に異なる下限面積を統一して引き上げる必要があるが、現行制度下では多くの農業委員会の合意を得ることが短期的には難しいことから、条例の円滑な適用に支障を来すことが考えられる。 なお、耕作放棄地に係る各市町村ごとの下限面積の定めがなくとも、制度の目的を損なうことなく、耕作放棄地解消にはより効果的と考える。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
712	市町村が農地を取得する際、許可不要にすることについて	面または都道府県の場合は、この権利が認められ、その許可も不要とされている。これについては、農業大学や農業高校や試験場等の所有・運営の必要性から考えるが、今後においては、農業や一層の振興、特に食育や地産地消をはじめとしたまちづくりの観点と多角的な都市経営の観点により、基礎自治体である市町村においても、農地の権利移動を許可不要としていただくよう取り計らいをいただきたい。	これからの農業の保全振興を考えた場合、基礎自治体である市町村が農地を積極的に取得し、食育や地産地消をはじめ、都市と農村地域の交流等を果たした様々な事業を展開しながら、活用を進めていくことは大変重要である。また、長期的にはまちづくりや都市経営の観点からも、基礎自治体の農地取得による多角的な活用が求められると考える。したがって、現在の農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要としていただきたい。また、本件については、これからの特色あるまちづくりの重要性から、個々の自治体の発意に応じて選択する「手挙げ方式」の採用についても、考慮いただきたい。	農地法第3条第1項第5号、農地法第3条第2項第2号、農地法施行令第6条第1項第1号		農林水産省	近江八幡市	D 現行規定により対応可能	市町村による公用・公共用の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっております。現行制度でも対応可能です。	安定した農業経営と農地の保全及び地方創生に取り組む観点から、限られた土地産を有効に活用することが必要不可欠である。農地の土地利用に加え、現行の農業基盤の整備状況や周辺の開発状況を踏まえながら、農家が多様な用途への土地活用を前提とした都市的土地利用に、農地を供することにより、この収益がさらなる農業投資へとつながり、安定的・積極的な農業経営を可能とする。 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画は、本市が提案する趣旨・目的と異なることから、再度、農地法で規制されている基礎自治体の農地の所有権取得及び活用の要件を緩和し、許可不要とされることを望む。			
76	耕作放棄地再生利用促進対策事業の補助要件の見直し	耕作放棄地再生利用促進対策事業の補助に關する再生利用活動の区分において、土壌改良は2年目までとされているが、5年間に拡大いただきたい。	土づくりの最終目的は、農家が期待するような生産量又は品質を安定的に与えてくれる土壌をつくることである。復された土壌を正常な状態に回復させるには、少なくとも3年間程度の期間は必要であり、本市の農業指導センターでは、農家から提出された耕作放棄地の土も含む年間200件程度の土壌分析を実施したところ、ほぼ全件について土壌改良の必要があるとの診断結果が出ている。例えば、セーラムハウスで栽培する野菜等は、雨が降らないことにより肥料が土の中に浸透しにくく、表面に堆積すること、ホウレンソウなども作付け前に土に石灰を撒くため、土の中に浸透しないと、土が極度にアルカリ性になり、土壌改良の必要性も高いことから、再生後2年目までの期間に制限せず、農業の継続的な土づくりへの支援期間を手段として、これまで同様に協議をしていただき、農業者が、安心して活用できる事業と成り得るものとする。 なお、5年間という期間は、同対策実施要領で、再生した農地において5年間の耕作状況の確認のみならず、指導、支援等が求められている。	耕作放棄地再生利用促進対策事業要領別紙1 第4助成措置(1) 第1の関係(1)		農林水産省	松山市	C 対応不可	土壌改良に対する面の支援は一般的に単年度で行われており、地力の状況に応じて、土壌改良や有機質肥料投入している。しかしながら、耕作放棄地は長期間荒廃されていたことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができることとしており、これより長い期間の土壌改良について支援することは困難である。	農林水産省の回答のとおり「耕作放棄地は長期間荒廃されていたことから、地力が低下している」という特殊事情に鑑み、特例的に、2年目にも土壌改良を行うことができることという現行の面における支援内容は、理解している。 しかし、耕作放棄地の再生については、全国の自治体で大きな問題になっていること、農地の再生に取り組む農家の担い手によっては、それぞれ異なっている作業に違いがあり、耕作しようとする土地の地力等の条件にも違いがあるため、地力の状況に応じた支援年数の延長が必要と考える。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		国政結果 国政方針(第21回閣議決定)抜粋 第27回方針(第21回閣議決定)に抵触するものは当該抜粋をくまなくとら ずして対応 第28回方針(第21回閣議決定)に抵触するものは当該抜粋をくまなくとら ずして対応 第29回方針(第21回閣議決定)に抵触するものは当該抜粋をくまなくとら ずして対応	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
134	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行われた。			D 現行規定により対応可能	<p>農業生産法人の「法人の主たる事業が農業である」という要件(事業要件)における「農業」には、農業に関連する事業(販売・加工等)を含みますので、農作物の販売金額だけでなく、関連事業の売上げも、農業に係る売上高としてカウントすることが可能です。</p> <p>なお、地域内に既にある農業生産法人以外の法人(例えば建設会社)が、農地を借りて農業経営を行いながら、除雪の請負やコミュニティバスの運行、給食・配食サービス、買い物弱者サービスなどの多角的経営を行うことは可能です。</p>	6【農林水産省】 (6)農地法(昭72法229) (イ)農業生産法人の事業要件のうち法人の主たる事業である農業(関連する事業(2条3項1号)については、自己の生産した農畜産物を原料又は材料の一部として使用する給食及び宅配の事業が含まれることを明確化し、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 3月18日	農地法関係事務に係る処理基準の一部改正について(平成27年3月18日付農林水産事務次官通知)	
596	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行われた。			D 現行規定により対応可能	<p>御提案の内容は、前回回答のとおり、現行規定により対応することが可能ですので、判断権者たる農業委員会と調整願います。</p> <p>なお、下限面積要件については、平成21年改正により耕作放棄地の解消・発生防止など農地の有効利用の観点から、より柔軟に下限面積を設定できるよう、設定権限について、都道府県知事から農業委員会に移譲した経緯があります。このような経緯を経て基礎自治体である市町村単位で設置される農業委員会において判断することとしている事項について、都道府県において一律に規律することは、地方分権の趣旨にも逆行するものと考えています。</p> <p>また、農地の賃貸借期間については、最長で50年まで設定可能であり、農用地利用集積計画を活用する場合でも長期に安定的に農地を利用することができますので、この制度を活用して新規就農を進めることも御検討ください。</p>	6【農林水産省】 (6)農地法(昭72法229) (イ)農業生産法人の事業要件のうち下限面積要件(3条2項5号)については、農業委員会が地域の実情を踏まえ、市町村内で区域を区切り、任意の面積を設定することができることを、地方公共団体に通知する。	周知	平成27年 2月4日	各地方農政庁等にメールにて周知するとともに、各地方農政庁において担当者会議やメールにて地方公共団体へ周知した。	
712	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行制度により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行われた。			D 現行規定により対応可能	<p>農地の利活用を目的とした市町村の農地取得については、市町村自ら作成する農用地利用集積計画によって行われる場合には、農地法の許可不要となっており、現行制度でも対応可能です。</p> <p>御提案のように、農業の振興(特に食育、地産地消、都市と農村地域の交流)等を目的として、市町村が農業利用目的で農地を取得するものであれば、市町村が定めた農業経営基盤強化促進基本構想に反する内容でない限り、農用地利用集積計画を活用することは十分可能です。</p>	6【農林水産省】 (6)農地法(昭72法229) (イ)農地法の利活用を目的とした市町村による農地の権利取得については、市町村が作成する農用地利用集積計画に基づいて権利の設定又は移転が行われる場合には、農地の権利移動に係る農業委員会の許可が不要である場合(3条1項7号)に該当することを、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年 2月4日	各地方農政庁等にメールにて周知するとともに、各地方農政庁において担当者会議やメールにて地方公共団体へ周知した。	
76	【全国市長会】 耕作放棄地では地力が低下していることが多く、安定した農業生産を行うためには土づくり等の期間を要する。農業生産の安定が図られる5年程度の助成による支援が必要であることから、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	<p>耕作放棄地は長期間営業されていなかったことから、地力が低下しているという特殊事情に鑑み、土壌診断の結果等に基づき、特例的に2年目にも土壌改良を行うことができることとしている。</p> <p>なお、作物や耕作しようとする土地の地力等については、現場条件等により様々であることは理解するが、現在でも交付金の需要は多いため、土壌改良の支援年数を延長すれば、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。</p>					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
627	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に備える簡易な審査整備の緩和	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に備える交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	〔支障事例〕 本県では、生産基盤整備と農地の集積により、経営力の強化に取組んでいるところであり、耕作放棄地の活用による規模拡大の場合は、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を有効に活用しているところである。 しかし、尾島や半島、中山間地域においては、一筆あたりの面積が小さいため、耕作放棄地と隣接地を一体的に再生し、農地として利用することが有効と考えられる。隣接地が原野等農地以外の地目となっているケースも多く、一体的な解消に取り組めない状況にある。 〔制度改正の必要性〕 小面積の耕作放棄地の解消を加速させるためにも、耕作放棄地を含む複数筆を一体に整備する場合においては、原野等についても当該交付金の支援対象としていただくよう、要件緩和を要望する。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、保全管理が行われていた等により荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、周辺の原因等を取り込んで行う農地の造成は目的を越えるものである。  なお、農山漁村における定住や都市との地域間交流等を促進することにより農山村の活性化を図ることを目的とした農山村活性化プロジェクト交付金においては、農地と原野等の一体的な整備も事業メニューとしているところであり、同事業の活用も検討された。	農山漁村活性化プロジェクト交付金については、要件、事務手続きが比較的複雑となります。また、事後評価等も必要となることから、農山漁村における定住、都市との地域間交流等を促進することを目的とした耕作放棄地解消は困難と考えます。			
754	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に備える交付手続の簡素化	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金に備える交付先を協議会から都道府県、市町村へ交付先を見直し事務手続を簡素化すること。	〔現行〕 耕作放棄地を再生利用する活動を行う「耕作放棄地再生利用緊急対策交付金」では、都道府県協議会に基金を造成し、都道府県協議会が、地域協議会を経由して申請される農業者等の事業計画を審査承認することになっている。 〔制度改正の必要性〕 しかし、事業実施にあたっては、各協議会において、構成員である農業者委員会やJA等の各団体に諮る必要があるなど事務手続が煩雑である。事務手続を簡素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交付するべきである。 〔改正による効果〕 耕作放棄地の再生については、H26年度に創設した農地中間管理機構を活用した取組みなど、構成員である県や市町村が主体的に行っているため、県、市町村に直接交付することにより、地域の実情に精通する農地中間管理機構による事業の周知や指導が合わせて可能になるとともに、営農など技術的指導については農業改良普及センターによる、地域に根付いた知識に基づく指導も可能になると、より総合的に事業効果を高めることができるようになる。さらに、協議会ではなく、都道府県・市町村が事務を行うことにより、公金支出のガバナンス強化を図ることができる。 なお、改正後、協議会は、関係団体との情報共有を図り、連携して進めるための重要な協議の場として活用される。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		農林水産省	兵庫県、大分県、徳島県	C 対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、協議会が事業を実施する方法(都道府県段階では、都道府県に加え、農業金融、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。)としているのは、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開を促すことにより、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができることによるものである。したがって、協議会が事業を実施する方式は、道府県や市町村単独で実施する方式に比べ、関係機関間との情報共有・連携が緊密に図られ、農業者を総合的に支援できるため、協議会方式の方が適当であると考えられている。	・現状においても、都道府県、市町村、JA等関係機関、団体間での情報共有及び連携は十分にできている。 ・交付決定等事業の事務手続については、地域の実情を熟知している都道府県及び市町村が行うこととするに、より迅速で効率的な事業の推進が可能となる。	・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用などを、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
911	都道府県を介さない国の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	〔空飛ぶ補助金〕のうち耕作放棄地再生利用緊急対策交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	〔制度改正の必要性等〕 国が都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を求め、事業と連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 〔地方移管を求める理由〕 県の農林水産対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。	耕作放棄地再生利用緊急対策実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策手段として、耕作放棄地の再生を支援する事業である。 また、本交付金は、国の支援の在り方として地方の自主性や主体性を尊重するため、協議会が事業を実施する方式(都道府県段階では、都道府県に加え、農業金融、都道府県土地改良事業団体連合会、農業公社等が協議会会員となっている。市町村段階では、市町村に加え、農業委員会、土地改良区、農業公社等が会員となっている。)としており、これらの多様な主体の参画・連携することにより、耕作放棄地を再生し、営農再開を促すことにより、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の積算等に関して農業者等を総合的に支援することができる。 このようなことから、都道府県へ財源・権限を移譲することは困難であるが、交付金の交付に対する都道府県の関与は可能であり現行制度を十分活用して対応したい。	荒れた耕作放棄地を引き受けて作物生産を再開する農業者、農業法人等が行う再生作業やまづくり、作付・加工・販売の試行、必要な施設の整備等の取組を総合的に支援する制度である。その技術指導等は県、市町村、農業委員会等が行っている。県の遊休農地対策や農地中間管理事業と密接な関連があるため、県で一体的に実施した方がより効果的な事業展開が可能になる。 そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求める。	・都道府県が実施する耕作放棄地対策事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡素化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたいうえで、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
111	中央卸売市場業務にかかる業務規程に關して、農林水産大臣の認可を一部事項につき事後報告とする	消費税法及び地方税法の改正に伴い、中央卸売市場業務にかかる業務規程の変更が発生し、当該規程変更にあたっては卸売市場法に基づき農林水産大臣の認可が必要となっている。消費税法及び地方税法の改正に關し、税負担の適正な転嫁を関係府で申し合わせていることを踏まえ、消費税率の変更に伴う業務規程の変更については、事後報告に変更すべきである。	〔支障事例〕 本年4月の消費税率の5%から8%への引き上げに伴い、業務規程に相当する仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則に規定する、卸売業者が市長に提出する報告書の「卸売予定数量等の報告」及び「売出し初日等の記載事項」の消費税率を10.0%から10.0%分に変更した。この変更については農林水産省より大臣の認可が必要との見解が示されたことから、認可申請を行った。 認可申請には、必要な利害関係者への意見聴取、条例の改正に係る議案の議決証明発行の事務処理が必要となり、多大な時間と労力を費やした。 〔制度改正の必要性〕 消費税法の改正は国会で審議・議決された。また、法改正後、物価担当官会議を開催し消費税率の適正な転嫁を関係府で申し合わせていることを踏まえれば、このように法改正に起因し、政府の方針が明確に示されているものについては大臣の認可事項から除外する必要がある。 〔類似事例〕 一般ガス事業者の定めるガス料金については、ガス事業法第17条第6項で「他の法律の規定により支払うべき費用の額の増加に対応する場合として経済産業省令で定める場合」には、値上げによる約款の変更に伴う経済産業大臣の認可を必要としないと規定されており、経済産業省令で定める場合として、ガス事業法施行規則第19条の3の2第1項第2号で「消費税相当額増加に対応する場合」と定められている。これにより、消費税増税によるガス料金の改定については、大臣の認可を必要としない。	卸売市場法第9条、第11条 卸売市場法施行令第7条		農林水産省	仙台市	C 対応不可	現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行政観点から、買取人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、〔中央卸売市場における業務規程について〕(平成26年3月31日付け食農第746号総合食料局長通知)を発生し、指導を行っている。この場合、せり等に依る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。そのため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったガス事業法施行規則の規定と同趣旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。	意見なし			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		国務院 〔第29回方針（平2712月閣議決定）指針〕 〔第27回方針（平2712月閣議決定）指針〕 〔第22回方針（平2712月閣議決定）指針〕 〔第20回方針（平2712月閣議決定）指針〕 〔第19回方針（平2712月閣議決定）指針〕	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
627	【全国市長会】 効果的な耕作放棄地解消を図るためにも、農地以外の地目についても当該交付金の支援対象とすべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			C 対応不可	耕作放棄地再生利用緊急対策交付金は、荒廃した農地の再生・有効利用を図ることを目的とした事業であり、現在でも交付金の需要は多いため、農地の達成をできることとすると、交付対象地区数に影響することから、対応は困難である。  また、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金については、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金よりも1地区当たり多額の国費が必要となることから、所要の事後評価等を行う必要があることについては、ご理解いただきたい。					
754	【全国市長会】 市町村との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。			C 対応不可	耕作放棄地を再生し、営農再開をするに当たっては、利用権設定や導入作物の選定、再生作業の種類等の総合的な支援が必要であるため、都道府県、市町村、JA、農業委員会等関係機関が情報共有及び連携し、協議会方式で事業を実施することが適切である。  また、交付決定等事業の事務手続きについては、協議会の中の話合いで決められた事務局において行われている。事務局は、県段階では都道府県や農業会議等、市町村段階では市町村や農業委員会等が担っており、地域の実情に応じて、協議会の話合いで決められていることから、話合いに基づき、都道府県や市町村が事務局となることも可能である。					
911	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	耕作放棄地の再生利用に当たっては、都道府県や市町村に加え、農業委員会や農地中間管理事業を行う農業公社等が重要な役割を果していると考えられる。このため、地域の実情に応じて、これらの者を会員とすることができる協議会方式が適当である。  また、耕作放棄地の再生は、平成21年度に策定された食料・農業・農村基本計画に基づく、食料自給率の向上のために必要な農地の確保に資する、国の重要な政策課題であることから、耕作放棄地再生利用緊急対策交付金を財源移譲の対象とすることは困難である。					
111	【全国市長会】 条例改正や認可申請を不要とするなど事務の簡素化を図るべく、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。			D 現行規定により対応可能	現在、中央卸売市場における取引に関しては、課税事業者と免税事業者とを区別して取り扱うことを不要とし、効率的な運営を行う観点から、買受人には見積もった額の108分の100に相当する金額を提示させ、その8%に相当する額を上乗せした価格を卸売価格とするよう、「中央卸売市場における業務運営について」（平成12年3月31日付け食流第746号総合食料局長通知）を发出し、指導を行っている。  この場合、せり等に係る価格は、卸売価格の108分の100に相当する金額となるが、これは免税事業者にとっては、あくまで課税事業者と同一の尺度で比較出来るようにするために用いる計算上の額であり、8%相当分も消費税相当額ではない。  このため、現行の仙台市中央卸売市場業務条例及び同業務条例施行規則の記載事項は、消費税とは異なるものであり、仮に御指摘があったが事業法施行規則の規定と問題旨の規定を設けたとしても、農林水産大臣の認可は必要となる。  一方、当該認可申請をする際に農林水産大臣への業務規程の提出を求めているものの、業務規程の記載事項の一部について、条例以外の形式（規則等）により定めることでも卸売市場法上の問題は無い旨、「中央卸売市場業務規程の作成について」（平成11年10月1日付け食流第0083号食品流通局長通知、以下「中央卸売市場業務規程」という。）を发出し、指導を行っているところであり、自治体の裁量において、「卸売予定数量等の報告」と及び「売買仕切書の記載事項」に係る規定の一部を規則等で定めることは可能である。  このため、今後消費税の引上げの決定等により中央卸売市場業務規程の一部改正する際には、必ずしも条例で制定する必要があるは無い（規則等で定める場合は条例改正は不要となる）旨を併せて周知し、自治体の事務の簡素化を図ってまいりたい。	6【農林水産省】 (10)卸売市場法(昭46法35) 中央卸売市場業務規程の記載事項(9条)の一部については、地方公共団体の判断により、条例以外の規則等で定めることができると、今後の「中央卸売市場業務規程の作成について」(平11農林水産省食品流通局)の改正に合わせ、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 3月25日	中央卸売市場業務規程の一部改正 について(平成27年3月25日付け26食 産第4618号農林水産省食料産業局長 通知)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
166	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る制度見直し	学校給食用牛乳の供給価格及び供給事業者決定に係る適正価格を担保することを前提に、地域の実情に合わせ、県の裁量により行うことができるようにする。	学校給食用牛乳供給対策要綱第6により、知事は供給価格及び供給事業者を毎年度決定することとなっている。学校給食用牛乳供給対策要綱第2により、知事は供給価格及び供給事業者の決定に当たり、競争原理を機能させることが義務付けられている。しかしながら、県内では、県内産牛乳で牛乳を製造するメーカーが1者(県内のみ)しかなく、競争原理を導入した価格決定で、県外事業者(県外産牛乳)に供給業者が決定される場合があり、平成26年度には県内の一部の市町で県産牛乳を児童生徒に供給できない事態が発生した。本県では、県産品の利用促進を図り、活力に満ちあふれ、県民が心豊かに安心して生活できる県の構築を目指した鳥取県産業振興条例を制定するとともに、地産地消を推進してきているが、今回の事態はこれと相反するものとなった。ついでに、県内に県内産牛乳で牛乳を製造するメーカーが1者しかない場合においては、県の設定する予定価格との見直しも合わせて適正価格を担保するなどにより、価格決定等を県の裁量により行うことができるよう規制緩和が必要である。			農林水産省	鳥取県	D 現行規定により対応可能	酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第24条の3の4により、県は、国内産牛乳の学校給食への供給の円滑化を図るため、必要な措置を講ずるものとされており、地方自治法第45条の4第1項に基づき技術的助言として学校給食用牛乳供給対策要綱等を各都道府県知事に通知し、協力をお願いしているところです。供給価格及び供給事業者の決定を含めた本件に係る都道府県の事務は、自治事務に当たるものであり、技術的助言の内容を実施するかどうかの判断は都道府県知事の裁量の範囲となることから、本提案事項に関して特段の規制緩和が必要となるものではありません。			所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
182	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)の見直し	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)を実勢単価に即したものに見直すこと	【見直しの必要性】 畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)が、現在の工事費単価の実情と乖離したもとなっている。 国では、本ガイドライン等を踏まえた事業費算定による予算措置がなされているため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用の増加が発生したり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)		農林水産省	秋田県	D 現行規定により対応可能	畜産公共事業は、平成21年度をもって終了し、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱(平成22年4月1日付付2)農振第2453号農林水産事務次官通知)の事業メニューとして草地畜産基盤整備を実施しているところです。 お問い合わせのありました公共事業については、交付決定通知により、公共工事の品質確保に関する法律(平成17年法律第18号)に則り、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素を考慮し、価格及び品質が総合的に優れた契約を行い、工事の品質を確保するよう通知しているところでありますので、農山漁村地域整備交付金交付決定通知をご覧ください。 また、公共事業の労務単価については、国土交通省が昭和45年より農林水産省及び国土交通省における公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価を決定するため、公共事業労務単価調査を実施し、これに基づき、公共工事の予定価格の積算に必要な設計労務単価として、毎年定期的にホームページを用いて公表しているところであり、各県では、これらの資料を参考に労務単価を決定していますので、適正な執行をお願いします。 ( <a href="http://www.mlit.go.jp/tonkensangyo/const/1.6_bt_000217.html">http://www.mlit.go.jp/tonkensangyo/const/1.6_bt_000217.html</a> ) なお、農業機械の急速な普及や高度化に伴い、過剰投資が危惧されることから、建物附属施設及び機械等については、システムや機種等の比較検討を十分に行い整備費の節減を図るとともに、国民の皆様に納付をいただいた税金を用いて事業を実施していることから、予算を効率的に執行する観点に加え、受益者の負担も増加することから、当該交付金の節減に努められるようお願いいたします。	畜産公共事業による畜舎整備の工事費単価の上限(H11年3月)については、畜産公共事業終了後の現在においても、公共事業の計画策定に係る畜舎整備の工事費単価のガイドラインとして使用されている実態にあるため、本上限値については明確に廃止すべき。 また、実勢価格を踏まえた新たな畜舎整備の工事費単価の基準を策定し、定期的な見直しを行うべきである。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		
293	農事組合法人の事業要件の緩和	農事組合法人の農業経営の安定化に向け、農事組合法人の形態のまま、他者が生産する農畜産物を使用した製造又は加工事業を実施することができるよう事業範囲の緩和を図る。	【支障事例等】 農業協同組合法第72条の8第1項第2号により、農事組合法人の事業範囲は、自ら生産する農畜産物を原料又は材料とする製造又は加工事業と規定されており、他者から仕入れた農畜産物や獣肉等を使用する農家レストラン等の6次産業については、農事組合法人の形態のままでは実施することが難しい。 【制度改正の必要性等】 6次産業は農業経営の安定化と地域の活性化に寄与すると考えられ、農事組合法人の事業範囲を緩和し、6次産業に参入しやすい環境を整える必要がある。 また、現在の制度では、株式会社への組織変更が想定されているが、議決権が出資割合に応じる株式会社よりも一組合員一票の議決権である農事組合法人の方が6次産業を担う集落営農に馴染みやすいこと、農事組合法人の方が法人税負担が軽いこと、設立手続きが容易であること等を踏まえると、農事組合法人における事業範囲の緩和が必要である。	農業協同組合法第72条の8第1項		農林水産省	三重県	D 現行規定により対応可能	農協法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行うことができるとされており、「その行う農業に関する事業であって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工である」他農林水産省令で定めるものも含まれています。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等についても、自らが行う農業に関する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも可能です。 なお、農事組合法人は、農業生産に関する初歩的、部分的な協業を開始するに当たって法人格が取得できる特別な制度であり、その経営を発展させる中で、さらに事業規模の拡大や多角化をするような場合には、農協法第73条の2の規定のとおり、既に農事組合法人から株式会社への組織変更の制度が設けられているところです。(現在の株式会社については、1組合員1議決権的な運営も可能です。)	○農事組合法人が取り組む6次産業化については、「自らが行う農業に関連する範囲でできると解されている。一方、自らが行う農業に関連する範囲を超えた場合は、組織変更が必要となるが、6次産業化の取組初期においては、中長期的な事業計画が固まっていないことが多く、組織変更の必要性を判断することが難しい。 農事組合法人の形態のままでも6次産業に参入しやすい環境を整備するため、試行期間においては、「自らが行う農業に関連する範囲」を超えて、6次産業化に取り組めるよう措置を検討いただきたい。 なお、現行制度で対応可能であるならば、その解釈を示す通知を発出された。	所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>国政選挙 （第23回地方創生2122期議決案「国政」） 第27期地方創生1222期議決案「国政」 第28期地方創生1222期議決案「国政」 第29期地方創生1222期議決案「国政」 第30期地方創生1222期議決案「国政」 第31期地方創生1222期議決案「国政」 第32期地方創生1222期議決案「国政」 第33期地方創生1222期議決案「国政」 第34期地方創生1222期議決案「国政」 第35期地方創生1222期議決案「国政」 第36期地方創生1222期議決案「国政」 第37期地方創生1222期議決案「国政」 第38期地方創生1222期議決案「国政」 第39期地方創生1222期議決案「国政」 第40期地方創生1222期議決案「国政」 第41期地方創生1222期議決案「国政」 第42期地方創生1222期議決案「国政」 第43期地方創生1222期議決案「国政」 第44期地方創生1222期議決案「国政」 第45期地方創生1222期議決案「国政」 第46期地方創生1222期議決案「国政」 第47期地方創生1222期議決案「国政」 第48期地方創生1222期議決案「国政」 第49期地方創生1222期議決案「国政」 第50期地方創生1222期議決案「国政」 第51期地方創生1222期議決案「国政」 第52期地方創生1222期議決案「国政」 第53期地方創生1222期議決案「国政」 第54期地方創生1222期議決案「国政」 第55期地方創生1222期議決案「国政」 第56期地方創生1222期議決案「国政」 第57期地方創生1222期議決案「国政」 第58期地方創生1222期議決案「国政」 第59期地方創生1222期議決案「国政」 第60期地方創生1222期議決案「国政」 第61期地方創生1222期議決案「国政」 第62期地方創生1222期議決案「国政」 第63期地方創生1222期議決案「国政」 第64期地方創生1222期議決案「国政」 第65期地方創生1222期議決案「国政」 第66期地方創生1222期議決案「国政」 第67期地方創生1222期議決案「国政」 第68期地方創生1222期議決案「国政」 第69期地方創生1222期議決案「国政」 第70期地方創生1222期議決案「国政」 第71期地方創生1222期議決案「国政」 第72期地方創生1222期議決案「国政」 第73期地方創生1222期議決案「国政」 第74期地方創生1222期議決案「国政」 第75期地方創生1222期議決案「国政」 第76期地方創生1222期議決案「国政」 第77期地方創生1222期議決案「国政」 第78期地方創生1222期議決案「国政」 第79期地方創生1222期議決案「国政」 第80期地方創生1222期議決案「国政」 第81期地方創生1222期議決案「国政」 第82期地方創生1222期議決案「国政」 第83期地方創生1222期議決案「国政」 第84期地方創生1222期議決案「国政」 第85期地方創生1222期議決案「国政」 第86期地方創生1222期議決案「国政」 第87期地方創生1222期議決案「国政」 第88期地方創生1222期議決案「国政」 第89期地方創生1222期議決案「国政」 第90期地方創生1222期議決案「国政」 第91期地方創生1222期議決案「国政」 第92期地方創生1222期議決案「国政」 第93期地方創生1222期議決案「国政」 第94期地方創生1222期議決案「国政」 第95期地方創生1222期議決案「国政」 第96期地方創生1222期議決案「国政」 第97期地方創生1222期議決案「国政」 第98期地方創生1222期議決案「国政」 第99期地方創生1222期議決案「国政」 第100期地方創生1222期議決案「国政」</small>	対応方針の措置（検討）状況		
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況
166	【全国市長会】 農林水産省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。 なお、供給事業者と給食実施者との間の契約により決定することができるよう仕組についても検討された。		D 現行規定 により対応可能	<p>前回の回答とあり、学校給食への牛乳供給については、学校給食用牛乳供給対策要綱等（以下「対策要綱」という。）を技術的助言として通知し協力をお願いしているところであり、この内容を実施するか否かの判断は都道府県知事の裁量となります。しかしながら、学校給食用牛乳等供給推進事業のうち、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業については、供給価格に応じて補助金を算定する方法を採っていることから、全額国費で負担している本事業を活用する上では、対策要綱等に基づき透明性の高い手法を通じた適正に供給価格及び供給事業者を決定する必要があります。</p> <p>提案団体である鳥取県とは、本手続による要請とは別に、これまでも提案内容（供給価格及び供給事業者の決定方法）について密接に協議を進めてきているところであり、今後、提案団体である鳥取県からは、対策要綱等に基づき県の関与により適正な供給価格及び供給事業者の決定を実現する方針と聞いており、現行規定により対応可能なものとなっております。</p> <p>なお、学校給食用牛乳安定需要確保対策事業を活用しない場合、供給事業者との契約により供給価格及び供給事業者を決定することは従来から可能であり、また、別途、こうした契約ができる事業（高付加価値牛乳地域利用推進事業）も用意しているところです。</p>	6【農林水産省】 (17)学校給食用牛乳安定需要確保対策事業 供給価格及び供給事業者の決定に係る補助条件については、透明性の高い手法を通じて、適正にこれらを決 定できることが明確である場合、競争入札によらずとも、 学校給食用牛乳の供給に対する助成の対象となり得る ことを、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年 2月13日	平成27年2月13日に開催した学校給食 青年会供給推進全国会議において周 知を行った。	
182			D 現行規定 により対応可能	<p>工事費単価の上限（H11年3月）が、畜産公共事業終了後の現在もガイドラインとして使用されている 実態にあることですが、当該事業に代わり、現在は、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平 成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）の事業メニューとして、上限の設定の ない草地畜産基盤整備事業（以下「本事業」という。）を実施しており、そのような使用は不適当と考 えています。</p> <p>また、本事業の計画策定において、国が総事業費の算定方法を指定している事実はなく、本事業 を実施している主要道県からの聞き取りでは、各事業参加者の構想が決まった段階で、直近の入 札状況や仮見積もりなどから総事業費を決定していることでしたので、他県の事例を参考として ください。</p> <p>併せて、新たな畜産整備の工事費単価の基準を策定すべき聞き取ったところ、①各県にて工事 の予定価格算出のための地域別に算定した労務単価・資材単価の積算単価表を策定し、土木工事や 建築工事の予定価格の積算としており、②気象条件、地理的条件、資材費・労務単価の高騰、建設 関連従事者の不足状況等の事情が地域毎に異なることから、新たな基準の策定は実態になじまな いとのことでした。</p> <p>さらに、前回の回答とあり、本事業については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に 関する法律（平成12年法律第127号）及び公共工事の品質確保に関する法律（平成17年法律第18 号）を遵守し、経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮し、総合的に優れた契約を行い、 工事の品質を確保するよう通知しています。また、東日本大震災以降、全国的に資材費や労務単 価が高騰しており、今後も変動が見込まれることから、「公共事業の円滑な施工確保対策」（国土交 通省公告）により、最新の労務単価等を用いることに加え、公共事業の経理職員向けに資材単価 と労務単価等について物価スライド条項を活用するなど現場の実情に応じた対応について周知して いるところです。</p> <p>なお、建築費の高騰は受益者の負担も増加し、今後の営業計画にも支障を生じることから、工法 の見直し等の工夫により建築費の低減が図られるよう配慮をお願いします。</p>	6【農林水産省】 (20)農山漁村地域整備交付金 現行の草地畜産基盤整備事業については、公共工事の 品質確保の促進に関する法律（平17法18）の通り、 経済性に配慮しつつ価格以外の多様な要素も考慮 し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行う こととしており、畜産公共事業（平成21年度で終了）に 適用されている畜産整備の工事費単価の上限は適用され ないことを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 2月17日	草地畜産基盤整備事業における工事 費の積算について（平成27年2月17日 付け事務連絡）	
293	【全国市長会】 農事組合法人の農業経営の安定化を 図るため、事業範囲の緩和は必要で ある。 なお、農林水産省からの回答が「現行 規定により対応可能」となっているが、 事実関係について提案団体との間で 十分確認を行うべきである。		D 現行規定 により対応可能	<p>第1次回答のとおり、農振法第72条の8第1項の規定に基づき、農事組合法人は農業の経営を行 うことができるとされており、「その行う農業に関連する事業であって農畜産物を原料又は材料とし て使用する製造又は加工その他農林水産省令で定めるもの」も含まれています。 この場合、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者から購入した農畜産物の製造、加工、販売等 についても、自らが行う農業に関連する範囲でできると解されており、農家レストランを行うことも 可能です。</p> <p>このことについては、都道府県の農協及び農事組合法人の指導担当者を集めた農協指導一斉 調査担当者会議（平成25年4月22-23日開催）において、情報共有するとともに、農水省のホーム ページ上の資料「農事組合法人から株式会社への組織変更について」（平成25年10月）において も、農事組合法人が小規模な農家レストランを経営することが可能であると説明しています。 引き続き農事組合法人の制度の趣旨、目的、制度の概要（事業の範囲等）等について、各般の機 会を捉え周知を進めてまいります。</p>	6【農林水産省】 (1)農業協同組合法（昭22法132） 農事組合法人は、自らが行う農業に関連する事業で あって農畜産物を原料又は材料として使用する製造又 は加工の事業を行うことができるとされており、その範囲 内であれば、自ら生産する農畜産物だけでなく、他者か ら購入した農畜産物を原料又は材料として使用する農 家レストランも行うことができることを、都道府県に通知 する。	通知	平成27年 3月18日	「農業協同組合、農業協同組合連 合会、農業協同組合中央会及び農事組 合法人向けの総合的な監督指針（信用 事業及び共済事業の外に係るものを 除く）」の一部改正について（平成27年 3月18日付農林水産省経営局長通知）	



管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>国務院</small> <small>第28回対方針（第2712回閣議決定）抜粋</small> <small>第27回対方針（第2122回閣議決定）に抵触するものは当該抜粋を&lt;中27&gt;とし、</small> <small>第28回対方針（第2122回閣議決定）に抵触するものは当該抜粋を&lt;中28&gt;とし、</small> <small>第29回対方針（第2126回閣議決定）に抵触するものは当該抜粋を&lt;中29&gt;とし、</small> <small>で表記</small>	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
327	【全国市長会】 野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものと考えられる。対象産地を広く捉えても共同出荷率を定めておかなければ、価格安定対策としての差額補てんが出来なくなる懸念もある。 一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。 地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。			C 対応不可	指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷するためです。 このため、共同出荷割合要件を廃止すれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果が十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を廃止することは困難であることをご理解下さい。					
858	【全国市長会】 野菜価格安定対策においては、共同出荷のもとに出荷量が把握され、安定的に野菜が供給されているものと考えられる。 一方で、生産者がスーパーマーケットなどと直接契約を行う例が増えており、共同出荷要件を満たすことが難しくなっている状況もある。 地域の実情を勘案し、必要な見直しを検討されたい。			C 対応不可	指定産地制度を導入しているのは、より供給能力が高く(面積要件)、共同出荷を通じた計画生産・出荷による需給安定の効果が高い(共同出荷割合要件)産地に、限られた財政資源を集中的に投入することにより、消費者に対し、効率的かつ効果的に安定的な価格で対象野菜を安定出荷することを目的としています。 このため、共同出荷割合要件を大幅に引き下げれば、限られた財政資源の中で、計画生産・出荷による需給安定の効果が十分得られなくなるおそれがあります。したがって、共同出荷割合要件を大幅に引き下げることは困難であることをご理解下さい。					
611				C 対応不可	野菜生産出荷安定法施行令において、野菜を「主な出荷時期」で区分しているのは、出荷時期等により作型等が異なり、それに応じて価格形成が異なるためです。一方、指定野菜は、消費量が多く全国的な流通が行われていることから、同施行令における主な出荷時期は、特定の一部の産地ではなく、全国での生産・出荷動向により定められるべきものです。 このため、特定の産地の状況のみに応じて、同施行令で定める主な出荷時期を変更すること、例えば、春だいたいの出荷時期を削削して設定(3月～6月～2月～6月)することは、同じ春だいたいの産地の価格形成に影響を及ぼすのみならず、秋冬だいたいの産地の出荷時期も変更(10月～翌3月～翌2月)する必要があることとなるため、秋冬だいたいの産地にも影響を及ぼすこととなります。したがって、同施行令を変更して、主な出荷時期を見直すことは困難であることをご理解下さい。					
393				C 対応不可	青年就農給付金は「農林水産業・地域の活力創造プラン(平成26年6月24日改定)」において位置づけられ「新規就農を定着する農業者を増し、10年後に40代以下の産業者を40万人に拡大」という政策目標を達成するために実施していることから、新規就農者が定着を確立し、定着するためには5年程度必要であることを踏まえ、原則45歳未満で就農する者を対象としていることとします。 御指摘の中高年への支援については、これまで就農支援資金の「就農研修資金」を含めて支援措置を講じてきたところですが、この就農研修資金については、近年ニーズが減少し、貸付実績が少なくなってきたことから、今後の制度改革では機械の整備等を支援する「施設等資金」に重点化し、中高年への貸付上限額を2700万円から3700万円まで引き上げるなど内容の拡充を図ったところです。 このように中高年の研修支援のニーズは限定されていると考えられ、政策目標を踏まえたよりニーズの高い支援措置に重点化して支援してまいります。					



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
641	青年就業給付金の要件緩和	青年就業給付金に係る対象者要件の「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画である」と市町村長に認められること」を離島地域に限って適用外としていただきたい。	〔支障・制度改正の必要性〕 離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要である。また、資材の購入や生産物の出荷等に係るコストが本土地区に比べて顕著に高く、かつ輸送についても気象の影響を受けるなど、本土地区に無い経営リスクを負っている現状がある。 一方、青年就業給付金(経営開始型)における対象者要件は、「経営の全部または一部を継承する場合は、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画である」と市町村長に認められることとされているが、離島部においては更なるリスクを求めるとしており、離島に戻って農業を継承しようとする農家子弟の、就業の本拠となる場合があるため、中山間地域等直接支払交付金と同様に、条件不利地域における適切な補完となるよう、本要件を離島地域に限って適用外としていただきたい。	新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	青年就業給付金(経営開始型)は、就業直後の経営が不安定であることから、定着するよう支援しているものであり、新規参入者のほか、農家子弟が親の経営を継承する場合であっても、給付期間中に新規参入者と同等の経営リスクを負って経営を開始する経営開始計画であると市町村長に認められた場合にて、支援しているところです。  離島地域であっても、このような経営リスクがあるものについては支援しているところですが、地利的条件が不利であるかどうかについては、本事業の趣旨とは異なるため、考慮していません。条件不利地域については、中山間地域等直接支払制度によって既に是正がなされているものと考えます。	「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、離島地域においては、本土地域と比較して、農業従事者のみならず人口の減少が顕著であり、早急な定住及び人口減少抑制対策が必要となっています。 国が取り組みを推進する地方創生・人口減少克服についても、離島地域は最もその対策が必要となっている地域です。 また、国は離島の保全・管理及び振興上においても、青年就業給付金制度の活用により離島の定住者が増加することは有益から見ても有益であると考えます。 上記の視点を踏まえ、営業上、離島地域という地理的条件の不利は当然考慮されるべきものと考えます。 なお、条件不利地域については、中山間地域等直接支払制度によって既に是正がなされているとの考えのようですが、離島全域での取組には至っておらず、かつ就農、定着の動機付けとしては離島地域の条件不利については是正されている状況ではないと考えます。			
420	農用地区域内における開発行為の許可権限の移譲	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県、市町村庁舎などを新設する場合など想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。 当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	〔権限移譲の必要性〕 農業振興地域の整備に関する法律第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為の許可は、農用地区域内において農業用施設を新設する場合などのほか、学校、診療所、国・都道府県、市町村庁舎などを新設する場合など想定される。当該事務権限が指定都市に移譲されることにより、指定都市は地域の実情に応じたまちづくりを主体的かつ迅速に行うことが可能となる。 当該許可権限は、都道府県の事務処理特例条例により、多くの市町村に権限が移譲されている。こうした実態を踏まえ、「市町村優先の原則」の下で、特に、事務処理特例制度による実績が積み上がったものについては、法令により市町村事務として整理されるべきである。	農業振興地域の整備に関する法律第15条の2	〇政府の地方分権改革推進会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」で「農地転用の許可権限等は条例による事務処理特例制度により都道府県から市町村に権限が移譲され、特段の支障がなく事務処理が行われている。市町村優先の原則の下で移譲の実績が積みあがたものについては、法令による移譲を進める必要がある」としている。 〇地方分権改革推進会議農地・農村部会において農地転用等に係る事務・権限の移譲関係、各地の確保のための施策の在り方関係について検討を進めている。	農林水産省	指定都市市長会	C 対応不可	本事務は、個別の開発行為と一定の距離があり、開発利益を離れて客観的に法令等の適用を行い得る立場にある主体が行うことが適当な考え方から、都道府県知事が行うのが適当である。  農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。	農業振興法第15条の2に規定される農用地区域内における開発行為について、法令に基づく客観的な適用は、ガイドライン等において、開発行為の許可基準を具体的に明確に示すことにより担保され、適正に運用できるものと考えられる。また、多くの市町村がすでに都道府県の事務処理特例条例により権限移譲を受けている実態も踏まえ、指定都市市長へ当該事務権限を移譲し、事務の主体となることは適当である。 さらに、本年6月に地方分権改革推進会議がとりまとめた「地方分権改革の総括と展望」では、土地利用について、「農地転用にかかる事務・権限については、単に農地確保の観点のみならず、総合的なまちづくりの観点からも捉えるべきである。」としている。地域の実情を一番良く理解している基礎自治体が真に守るべき農地を確保しつつ、地域の実情に応じたまちづくりをより機動的に行えるようすべきである。	〇「農地制度のあり方について」(平成26年6月5日地方九団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
716	農地農用地区域からの除外に係る都道府県知事への届出制への緩和	①～④を満たす場合は都道府県知事への届出により除外とする。 ①10ha未満の農用地区域であり、他の農用地区域と連続しないこと ②現状が遊休農地又は荒廃農地 ③転用目的が再生可能エネルギー施設設置 ④除外要件を市町村長が適当と認める(但し、農業委員会及び土地改良区並びに農業協同組合の同意を得る) また、上記で当該農用地区域の半分以上除外される場合、当該農用地区域の残農用地区域についても③④を満たす場合は、併せて届出により除外とする。	〔支障事例〕 新法で農地の合理的利用を目的のひとつとしているが、現状が遊休農地又は荒廃農地であったとしても第13条第4項により、都道府県知事との協議に半年以上要している。加えて現状では、再生可能エネルギー施設は同意なしで設置できない状況になっている。 〔制度改正の必要性〕 再生可能エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされている。また、10ha未満の遊休農地は、転用目的が再生可能エネルギー施設設置である場合は、再生可能エネルギー施設を設置することにより、我が国の持続的発展に寄与することができる。 〔懸念の解消策〕 都道府県知事との協議、同意をなくすることで、他市町村間の隣接農用地区域の効用が損なわれる懸念が想定されるが、届出により限に調整後として関与してもらったことで補完できることから懸念は解消される。	農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項、第13条第2項・第4項	添付書類・指示図	農林水産省	聖籠町	C 対応不可	農用地区域からの除外については、国民への食料安定供給等の観点から、農地確保の観点から、除外要件に照し厳正に判断する必要がある。現場の開発行為と一定の距離を置いた都道府県との協議・同意が必要である。  なお、再生可能エネルギー施設の設置に伴う農用地区域からの除外については、設置する必要性、他の土地をもって代えることが困難であることが明確であるなど、除外の要件を全て満たすと判断されれば、他の目的による農地転用と同様に可能である。	意見なし	〇「農地制度のあり方について」(平成26年6月5日地方九団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係法律 第29回地方創生（第21）特別決议案（第1節） 第27回地方創生（第21）特別決议案（第2節） 第28回地方創生（第21）特別決议案（第3節） 第29回地方創生（第21）特別決议案（第4節）	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
641	<p>【全国市長会】 雇用の農業振興や農業の継承のため、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求めます。</p>			C 対応不可	<p>青年就農者の確保は、確かに離島地域で大きな課題となっていますが、本土地域においても、中山間地域を中心に離島地域と同程度に課題となっているところは多数あります。このことから、青年就農給付金については全国一律の要件としているところであり、特定の要件について、離島のみを適用除外とするとは適切でないと考えます。</p> <p>なお、新規参入者と同等の経営リスクを負っているかについては、市町村長が判断することとしており、市町村において、前向きに向けた前向きな取組を促しながら、地域の実情に応じて柔軟に判断していただければと考えています。</p>					
420	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地転用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			農地・農村部会において検討中	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について（平成25年12月20日閣議決定）に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p> <p>なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用に係る許可権限の移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できないのではないかと考えている。</p>	<p>4【農林水産省】 （イ）農地（第27法229）及び農業振興地域の整備に関する法律（第44法58） 農地法及び農業振興地域の整備に関する法律（農振法）における国と地方の役割分担については、以下のとおり、農地の総量確保後の仕組みの充実を図るとともに、農地転用に係る事務・権限について、地方への移譲等を行うこととする。 （ロ）農地転用地区域内の農地の総量確保の仕組みについて ・農地転用地区域の指定・変更に関する基本指針（農振法3条の2第1項）を定めるに当たっては、現行の都道府県の目標面積の設定基準率に加え、国の目標面積率について、都道府県知事の意見を聴くこととする。 ・都道府県知事は、農林水産大臣から示された国の目標面積率及び都道府県の目標面積の設定基準率について、市町村長の意見を聴くこととする。 ・農林水産大臣は、国の目標面積率及び都道府県の目標面積の設定基準率を決定するため、都道府県知事、市長及び町村長の代表者と協議する場（協議の場）を設けることとする。協議の場の議事等については、公表するものとする。 ・協議の場においては、農林水産大臣が提示した国の目標面積率及び都道府県の目標面積の設定基準率と地方の意見との間に相違がある場合には、その要因分析等を行い、施策効果の見込み方等について協議する。これらの過程を通じて、国と地方が十分な議論を行った上で、農林水産大臣は、国の目標面積率及び都道府県の目標面積の設定基準率を設定する。 ・上記と並行して、「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）において提案されている「農地の総量確保の目標管理」の仕組みに係る実効性を検証することとし、今後の制度設計の議論に反映するものとする。 （ニ）農地転用許可（農地法4条及び5条）の権限移譲等について 事務の区分、個別法に規定する国の間与等の移譲後の措置については、別紙を基本とする。 ・2ha超4ha以下の農地転用に係る農林水産大臣との協議（農地法第2項）については、廃止する。 ・4haを超える農地転用に係る事務・権限については、当分の間、農林水産大臣との協議を付した上で、都道府県知事（次項に定める指定市町村にあっては、当該指定市町村の長）に移譲する。 ・農地転用許可制度等を基準に従って適正に運用し、優良農地を確保する目標を立てるなどの要件を満たしているとして、農林水産大臣が指定する市町村（指定市町村）の長については、都道府県知事と同様の権限を有するものとして、農地転用に係る事務・権限を移譲する。あわせて、農地転用地区域における開発許可（農振法15条の2）に係る事務・権限について、指定市町村に移譲する。 ・都道府県農業会議への意見聴取に係る義務付け（農地法4条3項及び5条3項）の在り方については、農業委員会改革の議論と併せて検討を行う。 ・上記の権限移譲に当たっては、国と地方の意見交換等の結果も踏まえ、必要に応じ農地転用許可に係る基準の明確化等を図るとともに、農地転用許可等に係る事例集を作成するなど地方公共団体における農地転用許可制度等の適正な運用の確保に資するよう必要な支援を行うものとする。</p>	法律、政令、省令、通知	<p>施行日： 公布日（平成27年6月26日）、 平成28年4月1日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成27年法律第60号）</p>	
716	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方大団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農地転用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一した運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			C 対応不可	<p>提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただけたものと考えています。</p>					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
750	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設等移転に係る、農振除外の要件緩和	南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法による「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の関係市町村が実施する津波避難対策緊急事業計画に基づく「集団移転促進事業」については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4の該当項目とする。こと。	【地域の実情を踏まえた必要性】 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法における「津波避難対策特別強化地域」に指定されている本市の三河湾側の低地部においては、津波浸水想定区域や液状化危険度の高い区域が広がり、災害時医療の重要な役割を果たす病床数130床の第二次救急医療機関や要配慮者施設が存在している。 また、最大15m以上の津波が押し寄せると予測される太平洋側、約80人が入居する特別養護老人ホームが存在している。 国民の命を守ることを最優先し、重要な要配慮者施設の移転促進を図る必要があるが、本市においては、市街地区域内に購入可能である程度まとまった土地が少ないことから、近物の農地への移転が現実的である。しかし、農用地区域への移転にあたっては、現行の農業振興地域の整備に関する法律に即した要件が適用されるものと考えている。 このような事例に限っては、早期の実施を促すため、特に公益性が高い事業として同法における例外規定とするよう提案する。 【制度改正の内容】 津波避難対策緊急事業計画に規定する要配慮者施設を農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4に定める公益性が特に高いと認められる事業に係る施設として追加すること。	農業振興地域の整備に関する法律第10条 農業振興地域の整備に関する法律施行令第8条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4	「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」の指定地域における要配慮者施設の単独移転を進める制度改正に関連する提	農林水産省	豊橋市	C 対応不可	市町村が津波避難対策緊急事業計画に基づく集団移転促進事業を実施するため、農地転用許可を受けようとする場合には、市町村の農業振興地域整備計画との整合性を確保する観点等も踏まえ、農業の健全な発展に支障を及ぼすおそれがないかを判断することとしているが、津波避難対策緊急事業計画等の検討段階から市町村の農業関係部局や都道府県と調整を行うことで、円滑かつ迅速な実施を行うことが可能と考えている。	意見なし	—	—	
877	灌がい排水施設更新事業の土地改良事業に係る農振除外の要件緩和	農業振興地域内の老朽化した灌がい排水施設の更新事業は、機能の現状維持のための事業であって、農業の生産性を今以上に向上させるものではないと解せられるため、8年を経過の対象となる土地改良事業には含まないものとして扱うようお願いしたい。	昭和47年度に農業を基幹産業と位置付け、農業農村地域を集落界りぎりで設定した本市では、社会経済情勢の変化により、企業等が農地を確保拡大しようとしても農振除外できず、他市への転出を模索されるという事例が発生しており、まちの発展に支障をきたしている。 これは、圃場整備完了後、相当年数が経過した区域であっても、ポンプ設備をいとした灌がい排水施設の老朽化により、維持管理等の事業が数年ごとに実施されれば、その地域一帯には半永久的に8年未経過の要件が付加され、農業に資するもの以外への転用が不可能となるためである。	農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項第5号 農業振興地域の整備に関する法律施行令第9条 農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の3 農業振興地域制度に関するガイドライン第13-1(2)	農林水産省	近江八幡市	C 対応不可	農業公共投資が行われた土地は、国民の税金が投入されていることから、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当と考える。  土地改良事業完了後8年未経過の土地であっても、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第29号の2に基づく地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画を策定することにより、企業等が用地を拡大することは可能と考えている。	本市には、琵琶湖からの湧水により稲作市町にまで伸びるパイプラインが通っており、市街地の農地のほとんどが受益地となっている。更に、そのどこか一部の管を入れ替えただけでも、市内の全ての受益地が8年未経過の灌がいを受けるという状況にある。  ご回答にある、公共投資による費用対効果という点は十分理解しており、面割整備を実施するのであれば今後8年間の農地としての利用を確保することも妥当であると思われる。しかし、その8年を経過した灌がい排水施設の一部の更新を行う場合にも同様に8年未経過の灌がいを受けることは、社会・経済情勢も変化している中において適切ではないと考えている。よって、灌がい排水施設の更新の場合は、補助金の返還及び財産処分に係る費用負担を負うことで除外されることを許可されたい。  また、市街化編入については、国は、低炭素社会の実現に向けてコンパクト化という考えを示されているが、そのような中において市街化区域の拡大という手法は本当に認めていただけるのか。 更に、26号の2計画についても、市街化区域に隣接する地域では策定することが出来ないとの指導を受けており、仮に、計画策定が可能な地域であったとしても、一般住宅地の整備や企業の進出及び規模拡大を行うことは26号の2計画の制度に馴染まないとの指導もあった。 こうしたことから、8年未経過の要件を緩和されない限り、現制度下において農用地に農業に資するもの以外へ転用することは実質的には不可能ではないかと思われる。	—	—		
431	鳥獣被害防止総合対策交付金の採択要件の緩和について	鳥獣被害防止施設(電気柵等)の整備事業を実施する場合、受益戸数が3戸以上であることが採択要件とされているが、これを1戸でも集落で共同管理する場合には対象となる。よって要件の緩和を行う。	【具体的な支障事例】 農地の集約化が進む中、一団の農地を1人の担い手が耕作する場合は、本交付金の対象とならず、一方で集約化されずに3戸以上の担い手が耕作する場合には対象となるのは、不公平感を生じさせ、農地の集約化を目指す現行施策と整合しない。 【制度改正の必要性】 1戸の担い手に農地を集約した場合、国の採択要件に合わず、電気柵等を張る場合に自己負担となるため、受益戸数が1戸でも集落で共同管理する場合には対象となるよう要件の緩和を行う。	鳥獣被害防止総合対策交付金実施要綱別表1	農林水産省	立山町	C 対応不可	農林水産省において効果的な被害防止対策を推進する観点から、地域全体で取り組む侵入防止柵の設置等に対する支援を行っています。  当該交付金の3戸要件とは、耕作の担い手が3戸ということではなく、自給的農家や畜産農家もきめ、侵入防止柵の設置等により受益する農家が3戸以上あれば良いとしています。 なお、当該交付金の活用が困難な場合、市町村が策定した被害防止計画に基づいて実施する取組による経費のうち、駆除等経費については、市町村が負担した経費の8割が特別交付税で置かれるので、これの活用も検討していただきたいです。	3戸要件の受益する農家の定義についてご教授願います。	—	—		
609	強い農業づくり交付金事業(国庫補助事業)の要件の明確化	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューにおける、鉄骨ハウス補修の補助対象基準を明確化し汎用性を高めること。	【制度改正の必要性】 離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用することが事業の趣旨であり、実施要領には「既存の鉄骨(アルミ骨を含む。)ハウス(基礎を有するものに限る。)」について、補修及び改修による整備を行うことができるものとする」とあるが、農林水産省からは、補助対象である鉄骨ハウスの補修後の強度が、低コスト耐震性ハウス並みであること、との指導を受けている。 しかし、現場で活用が検討されるハウスは、強度が低コスト耐震性ハウスに満たないものがほとんどである。これらのハウスが補修・改修の補助対象となれば、新規参入者等が就農する際、低コストでハウスを取得でき、経営安支援策として活用しやすくなる。よって、事業検討時の現場での混在を防ぐためにも、鉄骨ハウスの強度基準を実施要領において明確化し、現場で普及するタイプのハウスも事業対象とすべきである。 【支障事例】 長崎県内では、ほぼ全てのハウスのために、ソイルセメントによる基礎部強化の強度を有している。しかし、現場で普及するタイプのハウスであり、低コスト耐震性ハウス程度の強度を有するためには、ハウス基礎の周辺を全て掘削し、ソイルセメントで固め直す等の必要があり、多額の事業費を要することになる。この場合、ハウスを新設で導入した方が、費用が安く済むことも考えられる。また、台風シーズンを選りわけず等々の理由により、低コスト耐震性ハウスの強度を必要としない品目(いちご等)の場合には、過分の補修となる。これらの理由により、本県における本事業の執行は、過去の0件の状況である。	強い農業づくり交付金実施要綱別表1の1のメニューの欄の4	農林水産省	長崎県	C 対応不可	農林水産省において、行政の合理化、効率化の見地から、農業用機械施設補助について補助対象の重点化等の観点から「農業用機械施設補助の合理化」について(昭和57年4月6日付(特)予第401号農林水産事務次官依命通知)により、強い農業づくり交付金を含め、補助対象とする範囲の基準を定めています。 上記通知において、農業用施設がモデル・パロト的なものであり、特記事項があるもの限り、補助対象としており、低コスト、耐震性等の観点から、低コスト耐震性ハウスは、補助対象としています。当該施設のうち温室等の個人経営になじむ施設については、補助対象としないこととしており、対応は困難です。	「具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等」の欄に記入していますように、長崎県内で増加傾向にある離農した農家や後継者不在の農家が有する経営資源を、なんとか既存農家の規模拡大や新規就農者への営農に有効に活用したい、新規就農者の営業開始にあたってのリスクを少なくし、スムーズに開始させたいという強い意向から要望したもので、今後ますますそのニーズは長崎県のみならず全国で高まっていくものと思われまます。 本支援メニューが現状のままの取扱いであれば長崎県で取り組まれることは難しく、有効な支援策が活用されないままとなります。 真に本メニューの趣旨を実現させるため、補助対象とする範囲の基準により対応が困難であるのであれば、その「農業用機械施設補助の合理化について」の基準の適用外とするよう希望します。	—	—		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調査結果 【第28対応方針（平成27年度閣議決定）後特】 平成27対応方針（平成27.12.20閣議決定）に抵触するものは当該方針を＜平成27＞として整理 平成28対応方針（平成28.12.20閣議決定）に抵触するものは当該方針を＜平成28＞として整理 平成29対応方針（平成29.12.26閣議決定）に抵触するものは当該方針を＜平成29＞として整理	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
750	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。					
877	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	<p>一般的に、農業公共投資が行われた土地は、一定期間、農業上の利用を確保する必要があり、事業完了後間もない土地を農用地区域から除外することは不適当と考えている。</p> <p>農業用排水施設の従前の機能の維持を図ることを目的とする更新事業についても、既存の老朽化した施設が更新され、耐用年数が長期のものとなり、受益地全体の農業の生産性の向上に資するものとの考え方から、事業完了後8年を経過しない場合には、農用地区域から除外できないとしてきたところである。</p> <p>住宅地の整備や企業の進出等のまちづくりを行うのであれば、市街化区域編入により対応することが適当であると考えている。また、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第1項第26号の2に基づき（計画）については、市街化区域に隣接する地域では策定できないとの要件はない。市街化区域への編入、同第26号の2に基づき計画策定の検討に当たっては、関係省庁と連携しつつ、市からの相談に対応してまいりたい。</p> <p>なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していることと承知している。</p>					
431	【全国市長会】 鳥獣被害防止施設を必要とする地域は山間部の小さな農地が点在する場所であることが多く、13戸以上という条件に合致しない場合が多い。このため、耕作戸数が少ない農地にも対応するための面積要件や被害状況要件などについて検討を求める。  【全国町村会】 3戸要件の受益する農家の定義について明示いただきたい。			D 現行規定により対応可能	<p>受益する農家とは、鳥獣被害防止対策を実施することにより何らかの益を受ける農林漁業者のことです。地域の担い手に耕作を依頼している場合であっても、人・農地プランの協定等に基づいて水路や農道等の管理を行っている者や畜産農家についても受益農家になり得ると考えます。</p> <p>なお、地形等の理由から連続した圃の設置が困難な場合は、集落などの各整備地区において受益農家等により一体的に圃の維持管理が行われ、被害を防止する上で効果的・効率的であることを前提に、3戸以上の受益農家が離れているため連続しない圃となった場合であっても、整備地区全体として受益戸数3戸以上の要件を満たしているものとみなします。</p> <p>上記のような受益農家の3戸要件の考え方について、地方農政局等を通じて周知することとします。</p>	6【農林水産省】 （19）鳥獣被害防止総合対策交付金 戸数要件については、侵入防止措置等の鳥獣被害防止対策の実施により受益する農家の範囲について、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 2月12日	地方農政局等に対して「鳥獣被害防止総合対策交付金における受益戸数要件について」（平成27年2月12日付け事務連絡）を发出。平成27年2月12日に開催した地方農政局等担当会議において各都道府県への周知を依頼。	
609	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重されたい。			C 対応不可	強い農業づくり交付金の「経営資源有効活用の推進」メニューについて、平成27年度概算要求に盛り込んでおらず、対応は困難です。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
618	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における面積要件について、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合には要件を緩和できることとする。	〔支障事例〕 強い農業づくり交付金においては、取組に係る品目毎に面積要件が設定されており、中山間地域等については要件緩和されているもの、露地野菜、施設野菜等の大きな分類であるため、インゲンマメやスナップエンドウ等の労働集約的な品目においては取組が困難となっている。 〔制度改正の必要性〕 龍島や中山間地域等を多く有する長崎県の地理的条件に適した農業振興を図る上では、軽重高単価が期待できる労働集約的な品目の推進が必要であることから、受益戸数や下限事業費と同様、面積要件についても、都道府県知事が地域の実情により必要と認めた場合には、要件を緩和できるよう規制緩和を行うことで、龍島や中山間地域等における農業振興と活性化につなげることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、効果的な事業実施が可能となるよう、作物毎に事業実施の下限面積を設けています。 労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上に、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくすることは不適切と考えます。	稲の中山間地での下限面積10haを考えると、知事が特に必要と認める場合に限りサヤインゲンやサナエンドウ等の下限面積を引き下げることは、当該品目の産地としての位置づけを考えると不適切ではないと考えます。  農林水産統計における作付面積 稲:1,599,000ha (下限10haの場合、全体の0.0006%) サヤインゲン:8,240ha (下限5haの場合、全体の0.08%) サナエンドウ:4,000ha (下限5haの場合、全体の0.125%)			
619	強い農業づくり交付金の要件緩和	強い農業づくり交付金における受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合には3戸とすることができるが、龍島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 〔制度改正の必要性〕 龍島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、龍島における農業振興を図ることができる。	〔支障事例〕 強い農業づくり交付金の受益戸数要件の5戸については、都道府県知事が、地域の実情により必要と認めた場合には3戸とすることができるが、龍島においては担い手が限られており、受益戸数3戸の確保が困難となる場合がある 〔制度改正の必要性〕 龍島に限っては受益戸数要件を2戸まで緩和することで、限られた意欲ある担い手の規模拡大等を促進し、龍島における農業振興を図ることができる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としています。更に、2戸まで引き下げることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	龍島に限る措置であり、龍島振興の観点を踏まえた上で、受益戸数要件を2戸へ緩和願いたい。 また、現在も要件を満たせば3戸未満であっても事業主体として認められていることから、一定の条件を付すことで対応することは可能と考えます。			
659	強い農業づくり交付金の採択要件の緩和	強い農業づくり交付金については、事業採択要件に3〜5戸の集団でないことと利用できない、1戸でも、ある程度の規模を有しており、地域の合意が得られていれば、事業利用できるようにする。	近年、県外の企業から、本県の温暖な気候と遊休地を利用して、農場開設をしい旨の要望があり、耕作放棄地対策の一部になる上、地元雇用につながるため、事業主体の市町としても受け入れ体制を整備したい意向がある。 当該交付金は、「食料・農業・農村基本計画」により消費者・実需者ニーズを踏まえた国産農畜産物の安定供給体制の構築を図るため、産地としての持続性を確保し、収益力の向上に資するための取り組み等を推進することとしており、この趣旨には合うものの、事業採択要件に該当しないため、事業を活用した農業支援ができない。 このような農業参入企業や大規模法人は、栽培面積の拡大や新規就農者の受け入れ先等、産地の維持・発展に大きく寄与するものと期待できることから、支援が必要である。 また、この緩和により、地域農業の活性化、県産農畜産物の安定供給体制が整備できる。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	愛媛県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は産地競争力の強化に向け、共同利用施設の整備等を支援するものであり、公益性の観点から、原則として受益戸数が5戸以上となることを要件としています。 地域の実情を踏まえ、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としています。1戸の農家のみが活用する施設を助成対象とすることは共同利用施設等を整備するという事業の性格上不適切と考えます。	現在、農畜産物輸出や強みのある産地育成に向けた体制整備を行う場合に限って認められている一部要件の緩和について、強い農業づくり交付金の産地競争力の強化にも適用拡大をお願いしたい。			
621	強い農業づくり交付金における農業用機械の補助対象化	強い農業づくり交付金において、農業用機械を補助対象とする。	〔支障事例〕 中継管理機構等を活用した担い手への農地集積・規模拡大や加工・業務用野菜の推進等を図っていく上で、農業用機械の導入は必須であるが、強い農業づくり交付金においては、平成22年度以降、共同利用機械整備が補助対象から除外されている。現在、機械の導入が可能な国庫補助事業として、経営体育成支援事業や農山漁村活性化プロジェクト支援交付金等があるが、経営体育成支援事業は事業規模や対象地域が限定されており、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金での機械の整備においては、最も活用が想定される農業者が組織する団体等での取り組みができない。 〔制度改正の必要性〕 長崎県においては、今後、大規模経営を行う担い手の育成や加工・業務用野菜の推進等を図っていくこととしており、強い農業づくり交付金において共同利用機械が補助対象となれば、取組が促進されると考える。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	強い農業づくり交付金は、従来は一定の要件を満たす農業用機械を補助対象としていたが、平成21年度の予算要求から公債発行対象事業であることを踏まえて、耐用年数が7年程度と短い農業用機械を支援対象から除外したところであり、再度、農業用機械を補助対象とするとは不適切と考えます。 なお、農業者の省力化・低コスト化を図り規模拡大による農業経営の体質強化に資する機械等の開発・実用化は引き続き重要と考えられており、農業機械等緊急開発事業(緊プロ事業)において、耐久性やメンテナンス性を向上させたコンバインや、省力化の要望が強い畦畔等の除草機の開発を行っているところです。今後とも、現場の声を声として取りながら、農業機械メーカーと連携して、担い手のニーズに対応した機械の開発・供給を推進していきたいと考えています。	強い農業づくり交付金においては、概ね5年以上のものが補助対象とされており、7年の耐用年数が短いとは判断できないと考えます。 また、緊プロ事業等で開発された有用な機械の導入を促進し、強い農業を実現していくためにも、強い農業づくり交付金の対象となることが望ましいと考えます。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>国策補償 【第28対応方針（第21（20年度議決案）抜粋）】 第27対応方針（第2（17年度議決案））に抵触するものは当該案件を&lt;第29&gt;とし て対応 【第28対応方針（第2（17年度議決案））に抵触するものは当該案件を&lt;第29&gt;とし て対応 【第29対応方針（第2（17年度議決案））に抵触するものは当該案件を&lt;第29&gt;とし て対応</small>	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
618	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			C 対応不可	<p>前回お答えしたように、労働集約的な施設野菜や露地野菜については、他の作物と比較して下限面積を小さく設定している上、中山間地域についてさらに小さく規定しているところであり、更に下限面積を小さくした場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる産地として位置付けることが難しくなると考えております。</p> <p>なお、複数の品目を取り扱う集出荷施設等を整備する場合には、取り扱う品目の作付面積の総計が下限面積を超えれば事業の対象としているところです。</p>					
619	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			C 対応不可	<p>前回お答えしたように、都道府県知事が必要と認めた場合には、受益戸数の要件を3戸まで引き下げることを可能としていますが、さらに2戸まで引き下げた場合、産地競争力の強化に向けた強い農業づくり交付金の対象となる実施者として位置付けることが難しくなると考えております。</p> <p>なお、優先枠として配分を受けた交付金の範囲内で輸出に取り組む場合などについては予め設定した優先枠の範囲内に限り、事業参加者が3戸未満でも事業実施主体として認めているところですが、受益農家数については原則5戸以上の要件を設けているところです。</p>					
859	【全国市長会】 地域農業への波及効果、担い手の経営基盤強化等を条件とすれば、政策目的との整合性は確保されるものと思料する。 企業の農業参入の方法については、特定作業受託、労働者派遣など多様化する中で、受益戸数の設定がなじまないものが多く存在していることから、規模要件など別の採択要件を含めて検討することを求める。			C 対応不可	<p>「農畜産物輸出」や「強みのある産地育成」に向けた体制整備については、政策的な必要性が高く、取組のリスクも高いことから、優先枠を設けて積極的に支援しているところであり、この一環として、公益性の確保を前提とした上で、事業参加者数の特例を設けているところです。</p> <p>本事業は施設整備を支援するものであり、資産形成に助成を行うものであることから、事業の要件緩和については慎重に行う必要があることをご理解いただけますようお願いいたします。</p> <p>なお、大規模法人のうち、一定の要件を満たす農業生産法人は事業の対象としているところです。</p>					
621	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			C 対応不可	<p>耐用年数が7年である農業用機械を補助対象から除外したのは、公債の償還期間等を踏まえて判断したものです。</p> <p>農業用機械に関しては、産地活性化総合対策事業等によりリース導入を支援しており、これらの活用を検討願います。</p> <p>なお、耐用年数が長期間となっている施設と一体的に整備を行う内部機械については、概ね5年以上の耐用年数のものを補助対象としているところです。</p>					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
643	肉用牛施設整備事業における要件の緩和	強い農業づくり交付金事における、施設の分散設置を認めること。	【支障・制度改正の必要性】 強い農業づくり交付金事業を活用した牛舎整備については、同一敷地内での一体的な施設整備が要件となっているが、本県は中山山地が多く、またまとめた施設用地の確保が困難であることから、本事業の活用が図れない状況にある。 低コスト耐震性ハウスの共同利用に係る要件と同様に、地域の立地条件等を考慮して、飼料の共同購入や共同出荷等、共同利用が確保される場合に限り、地域内において当該施設を分けて設置することができるよう、実施段階の補助対象基準の見直しをお願いしたい。	強い農業づくり交付金実施要綱		農林水産省	長崎県	D 現行規定により対応可能	強い農業づくり交付金は、農畜産物の高品質化・高付加価値化、低コスト化等を図るため、畜舎の共同管理を共同で行うことが必要で施設等について支援を行うこととしています。今回の提案について具体的な事業について承認していないのが、畜舎の共同管理を共同で行う場合には、現行の強い農業づくり交付金実施要綱において、出費のおおむね半額に抑え、管理費も半額に抑えることは可能と考えられます。 次の条件を満たしている場合には、1施設用地(地形又は地質によって囲まれる地味等の土地)であり、一体的に施設等に再集約し、以下「整理合理化通知」を踏まえて整備することができるものとする。 (a)同一施設用地における当該施設の複数の各施設(建物面積、収容頭数等)は別棟として同一であること。 (b)当該畜舎で飼養されている家畜の種類及び飼養管理体系が同一であること。 (c)事業参加者において、家畜排せつ物の共同処理、飲用水等の共同利用等が図られること。 ・当該施設のうち畜舎等に附属する放飼場及び餌料調製等施設は、畜舎等に近接して整備することが望ましいが、土地の権利調整、自然条件等からこれが困難な場合は、日常の飼養管理に支障を来さない範囲内で、一定の距離を置いて整備することは差し支えないものとする。 ・畜舎の共同利用及び家畜の管理のための事務所、管理人室等を畜舎とは別棟として整備する必要がある場合には、その管理棟の基準は同一で行うものとし、経営者からみて過大な施設とならないよう、特に留意するものとする。 (d)場所として、当該施設の敷地内又は隣接地に整備することとする。ただし、地形等自然条件からみて敷地内又は隣接地に整備することが困難な場合には、畜舎管理上支障を来さない範囲内でその他の土地に整備することができるものとする。			所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	
620	「農業用機械施設補助の整理合理化について」等の見直し	補助対象とする範囲の基準を示している「農業用機械施設補助の整理合理化について」等を見直し、都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については補助対象とできるよう規制緩和を行う。	【支障・制度改正の必要性】 「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付157予第401号農林水産事務次官依命通知)等において、補助対象とする範囲の基準が示されているが、傾斜地が多く圃場面積が狭いといった長崎県の圃場条件や、葉菜類における半自動移植機の方が適する等の品目毎の栽培特性によっては、基準に示された機械等の能力が適さない場合がある。 このため、地域の実情に合わせて都道府県が策定している特定高性能農業機械導入計画に則した機械等については、補助対象とするよう規制緩和を行うことで、効果的な産地振興につながる。	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付157予第401号農林水産事務次官依命通知)等		農林水産省	長崎県	C 対応不可	「農業用機械施設補助の整理合理化について」(昭和57年4月5日付157予第401号農林水産事務次官依命通知)は、「行政の合理化、効率化の見地から」、「行政改革に関する当面の基本方針」(昭和56年8月25日閣議決定)を踏まえ制定されたものである。 整理合理化通知においては、農業機械の補助対象については、汎用作業機械等の個別経営になじむ機械については補助対象外とするともに、その他の機械については、普及度等を考慮して関係局庁の長が別に定める共同利用機械に限定するなど、補助対象を重点化している。 一方、都道府県が定める特定高性能農業機械導入計画には、個別経営・共同利用の別を問わず、農業経営の改善のために農業機械の導入を計画的に行うための条件等が定められており、その中には、補助事業の対象ではなく、農業者が自ら整備すべき農業機械も含まれている。 このようなことから、特定高性能農業機械導入計画に定められたとしても、それをもって、汎用作業機械等の個別経営になじむ農業機械を、整理合理化通知の対象とすることは困難である。			特定高性能農業機械導入計画による補助対象化が困難であれば、必要に応じて整理合理化通知の内容が改正できるよう、都道府県への意見聴取等をお願いしたい。	
642	経営転換協力の金の交付要件の緩和	農振地域外に遊休農地を所有している農家においても、経営転換協力の金の交付対象としていただきたい。	農地中間管理事業において、リタイヤする農家等に対し、機構への農地貸出しを推進するため、経営転換協力を交付する制度が平成26年度から始まっているが、当該農家等が遊休農地を所有している場合は、その農地が農振地域外であっても協力の金の交付対象外となっている。 農地中間管理事業における対象農地は、農振地域内の農地とされており、農振地域外の農地は中間管理事業を介した再生利用の推進ができている。本県の場合、総農家数38千戸のうち4.7%の18千戸の農家が耕作放棄地を所有していることから、活用が困難な状況にある。 担い手への農地集積をさらに進めるために、農振地域外のみで遊休農地を所有している場合には、経営転換協力の金の対象とするよう、要件を緩和していただきたい。	農地集積・集約化対策事業実施要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	農地集積・集約化対策事業実施要綱(平成26年2月6日付25年経営策319号農林水産事務次官依命通知)の機構集積協力の金交付事業における「経営転換協力の金交付事業」は、農地中間管理機構に農地を10年以上貸し付けることにより、経営転換やリタイヤする農家に對して、その農地が機構から受け手に転貸された場合に、機構への貸付面積に応じて協力を支払うものである。 経営転換協力の金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を怠っていない責であることから、本協力の金の支援の対象外としたものです。 なお、農地中間管理事業の適用地域は農業振興地域とされていることから、農業振興地域外に遊休農地については、農地利用集積円滑化事業を活用して解消し努めていただきたいと考えております。			遊休農地(耕作放棄地)の解消に当たっては、国の「耕作放棄地再生利用緊急対応交付金」の活用を推進しているが、本事業の対象は遊休農地、また、農地地域外で戦略作物等を作付けする場合とされており、活用できない農地も存在する。また、中山地が多い長崎県において、賃借が条件的に不可能な農地も存在するため、高齢化した農地の所有者が遊休農地を解消する手段が存在しない場合がある。一部の遊休農地を持ちこたす所有者に、その他の優良農地を機構に預けてもらうには、要件の緩和が必要と考える。	
719	6次産業化・地産地消に基づく総合事業計画の認定	現在、本計画の認定は農林水産大臣が実施しているが、この権限を都道府県に移譲する。併せて認定要件を緩和する。	本法に基づく地域の農林水産物の利用促進計画の策定は都道府県で行っており、本計画の認定に当たっての十分な知見を都道府県が有していること。一方、申請者にとっては、本計画の認定について(国・農政局)において認定を受けるといふ点については、一定の時間を要することから、農業の産業化に向けて、円滑な事業実施を行うためにも、本計画の認定を、地域の実情に熟した都道府県が実施することにより、認定件数の増加につながる。地域農業の活性化につなげることが出来る。併せて、関係商品の生産拡大及び機械化による省力化を対象とするよう、認定要件を緩和する。	地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第5条 農林漁業者等による農林漁業及び関係商品の総合化並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する基本方針		農林水産省	徳島県、兵庫県	C 対応不可	1.総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 6次産業化・地産地消に基づく総合事業計画の認定を行う上では、農林漁業者等が経営最終段階の改善を図るために行う総合化事業を推進することにより、農林漁業者等の所得を確保し、ひいては地域の活性化を図ることを目的としており(第1条)。将来的には、全国各地の農山漁村において生産される農林水産物を原料とする新商品や新たな販売方式等を導入した農林水産物等が全国各地において需要を得ているような社会の実現が期待される。 このように総合化事業が普及すると、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通・消費されることにもなり、そのような事業の計画の内容を詳細して認定を受けるには、一の都道府県内における生産・流通及び集約の取組に精通する必要があることから、国が行うことが適当である。 2.総合化事業の対象の拡大について 農林業者が総合化事業を行うためには、農林水産物の生産のみならず、消費をニーズを的確に満たす新商品を開発することができるよう、流通及び消費に関するノウハウを備え、当該総合化事業を行うための投資を発生しなくてはならないが、このノウハウを備えることが容易な消費を発生させないため、農林業者が総合化事業に円滑に着手することができるよう、国として、6次産業化・地産地消法による関係商品等を用意していること(第4条)、第3条第4項第1号が総合化事業における関係商品、並びに農産物の関係の対象を「関係品」と定めているのは、その趣旨を踏まえたものである。 また、総合化事業は、それによって創出される農林水産物等の価値の向上分を農林漁業者に取り込むことを意図したものであるが(第3条第3項)、関係商品はすでに開発が終了しているものであるから、一般的には、当該関係商品の原材料となつた農林水産物等の価値を必要に向上させるものとはいえない。 このため、関係商品の生産拡大及び機械化による省力化を総合化事業の対象に加えることは困難である。			1.総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 事務権限の移譲を前提として、国において、都道府県が事務処理を行う上で指針となる具体的な規定を定めた上で、都道府県へ移譲するといった手法を検討するとともに、特に、農林漁業者が所得の増加を目標に、自ら生産する農林水産物を原料に新商品の開発に取り組むといった、小規模な計画の「うなも」については、積極的に、都道府県への移譲について、御検討のよう願います。 2.総合化事業の対象拡大について 6次産業化は、取り組み当初から、大規模に行うことは、リスクが伴う上、開発済商品の生産量拡大及び省力化の取り組みは、農林漁業者の経営の改善、ひいては地域の活性化を図る目的に合致しており、対象化度が活用できるよう検討願います。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		国策結果 (第28対応方針(第2712号閣議決定)抜粋) 第27対応方針(第2122号閣議決定)に抵触があるものは当該方針を<第27>として整理 第28対応方針(第2122号閣議決定)に抵触があるものは当該方針を<第28>として整理 第29対応方針(第2122号閣議決定)に抵触があるものは当該方針を<第29>として整理	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
643				E 提案の実現に向けて対応を検討	全国知事会からのご意見も踏まえ、提案団体との間で事実関係の確認を行います。また、ご提案いただいた畜舎の分散設置については、27年度概算要求において対応を検討しているところであります。	6【農林水産省】 (25)畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業畜舎の分散設置については、施設の立地条件よりも地域の中心な畜産経営体等に着目した畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業の創設により、新たに助成対象とする。	予算措置	平成27年2月3日予算成立	畜産収益力強化対策畜産競争力強化整備事業については、平成26年度補正予算において、措置済み。		
620	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。			E 提案の実現に向けて対応を検討	農業機械の導入に係る支援策の検討に当たっては、都道府県から寄せられた意見や地域の圃場条件、自営の栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らして必要な措置について検討することとまいります。	6【農林水産省】 (26)農業機械の導入に係る支援策に関する事務農業機械の導入に係る支援策の検討に当たっては、地方の意見や地域の圃場条件、品目ごとの栽培特性等を踏まえた上で、施策目的に照らして必要な措置について検討を進める。	措置済み	平成27年中	平成28年度予算の編成過程において、生産現場の要望等を踏まえ、農業機械の導入に係る支援策を検討し、必要な予算を計上。		
642				C 対応不可	経営転換協力金の交付要件の一つとして、遊休農地の所有者はこれを解消することを規定しています(遊休農地とは、農地法第32条第1項各号のいずれかに該当する農地)。これは、農地法において、農地所有者には、農地を適正に利用する責務があり、遊休農地の所有者はその責務を果たしていない者であることから、本協力の支援の対象外としたものであり、モラルハザードのおそれもあることから、例外を認めることは適当でないと考えています。						
719	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。			C 対応不可	1 総合化事業計画認定権限の都道府県への移譲について 6次産業化については、「日本再興戦略」(平成25年6月14日閣議決定)において、その市場規模を現状の1兆円から、2020年に10兆円にするとの数値目標が掲げられたところであり、その実現のために、国は、予算補助や農林漁業成長産業化ファンドによる出資等の各種施策を総合的に講じているところである。 このような中において、6次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定は、国として望ましいと考える6次産業化事業体の取組を具体的に示す機能を有している。このような取組を各種施策により育成した上で、全国で横展開を図り、10兆円目標の達成を目指すものであるが、総合化事業計画の認定はその礎石となるものであり、全国的見地に立つ園が引き続き実施すべきであるものと考えられる。 また、すでに回答したとおり、実務上も総合化事業は、複数の都道府県にまたがって生産される新商品等が複数の都道府県において流通、消費されることが見込まれる事業であり、そのような事業の計画の内容を評価して認定を与えるには、一の都道府県内における生産、流通及び消費の事情に精通するのみでは十分とはいえないものと考えられ、この点からも引き続き国が認定を行うことが適当であるものと考えられる。 2 総合化事業の対象拡大について 6次産業化・地産地消法は、農林漁業者等が、関連産業と連携しつつ、自ら生産した農林水産物やその副産物を活用した新商品の開発、生産又は需要の開拓、新たな販売方式の導入等により付加価値を向上させる取組を支援する制度である。 このため、開発済商品の単なる生産拡大や作業の省力化だけでは、農林水産物の付加価値を向上させる取組とは言いがたく、御要望にお応えすることは困難である。						



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
727	大豆・麦等生産体制 緊急整備事業の簡素化	都道府県が構成員として 間接的に関わっている協 議会から、都道府県に直 接交付するよう交付先を見 直すことにより、事務手続 を簡素化すること。	都道府県協議会への交付を義務付けるのではなく、都道府県への交付とし、 現状の「協議会」に参画している団体等に対しては、事業実施に際して、その 意見を聞くことが出来る、というように制度改革を行う。このことにより、「協議 会」が多額の資金を扱うという実態を解消し、都道府県が公金として、適正・ 安全に管理することが出来る。	大豆・麦等生産体制 緊急整備事業 実施要綱		農林水産省	徳島県	C 対応不可	本事業は、平成24年度補正より、平成25年度末までを事業実施 期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施し ているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了する こととしています。	提案趣旨に基づき、既存のスキームにとらわれず、地方創生の観点から、大 胆な改正・緩和を望むものである			・都道府県が実施する農業振興事業と の連携を図り効果を最大限に発揮する 観点から問題があるため、今後同種の 事業を行う場合は、事務の簡素化や交 付時期の柔軟な運用など、自由度をで けるだけ高めたいうえで、都道府県を 実施主体にするか、都道府県に交付す ること
736	たい肥倉等建築コスト ガイドライン(H19年2月) の上限単価の見直し	たい肥倉等建築コストガイ ドライン(H19年2月)の上 限単価を実勢単価に即し たものに見直すこと	【見直しの必要性】 たい肥倉等建築コストガイドライン(H19年2月)による工事費単価の上限が、 現在の工事費単価の実情と乖離したもとなっている。 因では、本ガイドライン等を基にした事業費算定による予算措置がなされて いるため、事業実施に際しては、実勢価格と予算額の差額が増大し、度重 なる入札不調により工事の遅れや冬期工事による費用の増し増しが発生し たり、事業内容の見直しや事業参加者の負担額の増加が発生するなど、計 画どおりの事業実施が困難となるケースが発生している。	たい肥倉等建築コ ストガイドライン (H19年2月)		農林水産省	秋田県	D 現行規定 により対応可 能	「堆肥倉等建築コストガイドライン」は、必要最小限のコストで最大 限の効果を確るものとして単価設定を行っているが、あくまでガイド ラインであることから、必要に応じて過大な施設整備とならないよう補 填等が示されれば、国の補助事業等でガイドラインで示す単価を超 える施設整備の実施は可能となっています。 具体的には、 ①強い農業づくり交付金では、都道府県知事の特認が得られれ ば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能である。(強 い農業づくり交付金実施要領(平成17年4月1日付付16生産第8262号 農林水産省国際部長、総合食料局長、生産局長、経営局長連署通 知)第2の4の(3)のただし書き。) ②畜産産業振興機構が助成している畜産業振興事業のうち畜産 高度化支援リース事業については、基準内での事業の実施が困難な 場合は、基準内での実施が困難な経費、困難な理由、必要性等を所 定の様式に記載するとともに、これを証する書面を添付し、承認が得 られれば、ガイドラインで示す単価設定を超えた施設整備が可能で す。(畜産振興事業の実施について(平成15年10月1日付付16畜産 機第48号。)の4の(2)のイ。) なお、ガイドラインの制定時から状況は変化してきているので、現状 を調査した上で、ガイドラインの見直しを含め検討をまいります。	・実勢価格と乖離したガイドラインを基準としていることにより、計画策定に係 る届との協議等において、特別な事情がないにもかかわらず、上限単価を 超過することに対する詳細な説明や根拠の提示を求められることから、事務作 業の負担が次第に大きくなっている。 ・円滑な事業の推進のためにも、基準となるガイドラインを実勢価格に即した 内容に見直しした上で特認等を設けるべきであり、特別な事情がないにもか かわらず特認の手続きを要する様な状況は早急に解消されるべきである。		所管省からの回答が「現行規定により対 応可能」となっているが、事業開始につ いて提案団体との間で十分確認を行う べきである。	
753	攻めの農業実践緊急 対策事業に係る補助 金交付事務手続きの 簡素化	攻めの農業実践緊急対策 事業の補助金交付事務 協議会から都道府県、市 町村へ交付先を見直しし 事務手続を簡素化すること。	【現行】 効率的な機械の導入や高収益品目への作付転換により、低コスト・高収益な 生産体制への転換を図る「攻めの農業実践緊急対策事業」では、都道府県 農業再生協議会に基金を造成し、地域農業再生協議会へ助成金を交付し、 地域農業再生協議会が農業者等の事業計画を精査し承認することになっ ている。 【制度改革の必要性】 上記の事務手続きについては、非常に煩雑になっているため、事務手続を簡 素化するために、通常の国庫補助金と同様に、都道府県、市町村に直接交 付するべきである。 【改正による効果】 地域農業再生協議会の事務局は市町村が執行している場合が多く、技術 的指導が困難であるため、事務手続きの見直しにより、地域事情に精通し広 域的な観点で有する都道府県が関与することになるため、農業者等に対する 指導もより公平性を有するようになり、かつ総合的に事業効果を高めること ができるようになる。 さらに、協議会ではなく、都道府県、市町村が事務を行うことにより、公金支出 のガバナンス強化を図ることができる。	攻めの農業実践緊急 対策事業実施要 綱		農林水産省	兵庫県、大阪 府、徳島県	C 対応不可	本事業については、機械利用体系の効率化や施設のリニューアル 等を推進するものであり、事業活用に関し、地域での十分な合意形 成を図った上で取組んでいただくこととしています。 都道府県農業再生協議会については、都道府県のほか、農業者団 体、担い手組織等地域の農業関係者等が構成員となっており、地域 での合意形成に向けた取組を戦略的に推進することが可能である ことから、本事業の交付先としたこととする。 なお、本事業については、補正予算による基金事業であり、基金の 造成先を変更することは制度上困難であることをご理解いただきま すようお願いいたします。	・取組主体によってその形態は様々で、必ずしも広範囲な合意形成を必要と しない事例が多い。 ・また、合意が必要である場合は、地域の実情を熟知している都道府県が、 他の施策との連携に配慮しながら、関係者との調整を行い、合意形成を図る ことは可能である。		・都道府県が実施する農業振興事業と の連携を図り効果を最大限に発揮する 観点から問題があるため、事務の簡素 化や交付時期の柔軟な運用など、自由 度をできるだけ高めたいうえで、都道府 県を 実施主体にするか、都道府県に交付 すること	
817	農業委員の選挙制度 廃止による選挙制度と市 町村長による選任制度に一元 化	農業委員については、農 業者による選挙制度と市 町村長による選任制度が 併用されているが、後者 (市町村長による選任制 度)に一元化すること。	【現行】 農業委員については、農業者による選挙制度と市町村長による選任制度が 併用されている。 選任委員については、農業協同組合や農業共済組合、土地改良区から推薦 された者や市町村議会から学識経験者として推薦された者で構成されて いる。 【改正による効果】 市町村長による選任制度に一元化することにより、消費者、女性、農業者の 創意工夫を引き出すことに優れた識見を有する者等、幅広い分野からの参 画を得ることにより、農業委員会の事務の円滑な遂行を図ることができると ともに、より実務的に機能する者を選任することができると	農業委員会法第7 条～第17条		農林水産省	兵庫県	E 提案の実 現に向けて 対応を検討	農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成 26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議 会推薦、団体推薦による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要 件とする市町村長の選任委員に一元化することとされ、次期通常常 会に関連法案の提出を目指すとこととなっています。	・実現に向けて確実に対応された。		・農地制度のあり方について「(平成26 年9月5日地方六団体)のとおり農業委 員会の選任委員の比率を高めるべきで ある。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>調査結果</small> <small>(※28対応方針(平27(1)26閣議決定)は特)</small> <small>※27対応方針(平27(1)27閣議決定)に抵触があるものは当該方針を&lt;平27&gt;とし、</small> <small>※28対応方針(平28(1)22閣議決定)に抵触があるものは当該方針を&lt;平28&gt;とし、</small> <small>※29対応方針(平28(1)24閣議決定)に抵触があるものは当該方針を&lt;平29&gt;とし、</small> <small>で表記</small>	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
727				C 対応不可	本事業は、平成24年度補正により、平成25年度末までを事業実施期間として、一部の地域については平成26年度末まで事業を実施しているところですが、今年度末において、全ての県で事業を終了することとしています。 なお、今後の同種の基金事業における適正な基金の管理のあり方については、御提案の趣旨を最大限尊重した上で、各事業の内容や予算成立のタイミング(都道府県が基金の管理主体となるためには議会の手続が必要と承知しています)なども踏まえ、個別に最も適切な仕組みを採用していくべきものと考えています。					
736				A 実施	堆肥舎等建築コストガイドラインは、平成19年2月に改定してから7年近く経過しています。その間に欧米等建築資材や原油価格の高騰など、堆肥舎等整備をめぐる情勢は大きく変化していることから、「家畜ふん尿処理施設に関する実態調査について」(平成28年8月11日付け28生畜第708号生産局畜産企画課長通知)により、地方農政局を通じて、都道府県へ調査をお願いしているところです。この調査により、既存のガイドラインで示すコストの妥当性を判断するための基礎資料を入手し、必要に応じてガイドラインの見直しを検討します。	6【農林水産省】 (18)たい肥舎等建築コストガイドライン たい肥舎等建築コストガイドラインについては、たい肥舎等整備をめぐる情勢の変化に関する実態調査の結果等に基づき、必要な見直しを行う。	通知	平成27年 2月27日	コストガイドラインの見直し(調査結果に基づく実勢価格への改善)を行い、畜産企画課長通知を2月27日付けで発出した。また、畜産競争力強化整備事業実施要領に定める上限単価に反映させた。	
753	【全国市長会】 各機関との連携方法をはじめ事務の簡素化等の見直しに向けた検討を求める。			C 対応不可	前回お答えしましたように、本事業については、補正予算による基金事業であり、既に予算を支出し基金を造成していることから、造成先を変更することは制度上できないことをご理解いただけますようお願いいたします。					
817	【全国市長会】 農業委員会の役割・機能を十全に発揮させるためには、公選制と同様な地域農業者の「代表制」が確保される仕組みが必要である。 法案の作成に当たっては、市町村農業委員会の機能・役割・業務等に十分配慮すること。  【全国町村会】 農業委員会のあり方について(平成26年8月5日地方六団体)のとおり農業委員会の選任委員の比率を高めるべきである。			A 実施	農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)において、選挙制度を廃止するとともに、議会推薦(団体推薦)による選任制度も廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化することとされています。なお、委員の選任に当たっては、事前に地域からの推薦・公募等を行うようにすることとされています。  これらの内容については、次期通常国会に関連法案の提出を目指すこととなっており、そのための対応を進めてまいります。	6【農林水産省】 (3)農業委員会等に関する法律(昭26法88) 農業委員の選挙・選任方法については、規制改革実施計画(平成26年6月24日閣議決定)に基づき、農業委員の選挙制度(7条)及び議会推薦・団体推薦による選任制度(12条)を廃止し、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任委員に一元化する。その際、事前に地域からの推薦・公募等を行うことができることとする。	法律	施行日:平成 28年4月1日	平成27年通常国会において、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律案が成立。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府庁	提案団体	各府県からの第1次回答		各府県からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
920	都道府県を介さない 「空飛ぶ補助金」による 自由度の向上	「空飛ぶ補助金」のうち鳥 獣被害防止緊急補償等対 策事業推進交付金につ いて、都道府県の 判断に基づく交付等 による自由度向上	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず「市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定することとし、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 同主旨の鳥獣被害防止総合対策交付金では、県を経由して事業を実施しているため、一体的に実施した方が事務の効率化が図れる。	鳥獣被害防止緊急補償等対策事業推進交付金交付要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	鳥獣被害防止緊急補償等対策事業要領第33において、都道府県協議会における都道府県の審議について規定するとともに、県において都道府県知事による指導監督について規定するなど、県が一定の関与を持つこととしている。 なお、本事業を実施されている各道府県においては、本事業の主旨について御理解の上、県協議会に基金を造成されているものと承知している。	鳥獣被害防止緊急補償等対策事業推進交付金については、都道府県協議会において県が一定の関与をもつこととされているものの、協議会が基金を造成して事業実施主体の支援を行うことにより、協議会の運営に係る事務が新たに発生する上、県の判断とは別に協議会としての意思決定が必要になる。一方で、鳥獣被害防止総合対策交付金は県を経由して事業を実施しており、同主旨の2つの事業を別組織で実施することで事務が簡便化している。このような事務の増加、簡便化を解消するため、協議会ではなく都道府県において基金を造成できるようにするなど、効率的かつ自由度の高い制度とすることを求める。		-鳥獣被害防止への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業を適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する鳥獣被害防止に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡便化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたい一方で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること	
921	都道府県を介さない 「空飛ぶ補助金」による 自由度の向上	「空飛ぶ補助金」のうち畜 産物生産緊急対策につ いて、県の判断で柔軟に 対象団体に交付できる自 由度の高い制度とするこ と	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず「市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定することとし、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができ	産地活性化総合対策事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。また、開られた基金を効率的に都道府県(以下「各県」という)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を超過しない把握し、これを適宜にか一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまけた県内要量調査と実際に申請のあった額とは大きな乖離があり、予め要量調査の確に把握することは困難であると考えられる。このため、引き続き基金については国レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。 なお、上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県等によっては申請額の拡大による交付金の未使用、過小による交付金の不足が生じること、基金運用が不可能となる。	本基金の執行に当たっては、都道府県協議会(都道府県、都道府県JA中央会等)構成員となり、資金の造成・管理に当たることとなっている。そこで、県が本基金の執行と併せ、野菜振興総合対策事業と一体的に推進することで省エネルギーに向けた取組が強化され、野菜生産農家の経営安定を効率的に図ることができ	-都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡便化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたい一方で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
924	都道府県を介さない 「空飛ぶ補助金」による 自由度の向上	「空飛ぶ補助金」のうち国 産花きのイノベーション推 進事業について、県の判断 で柔軟に対象団体に交付 できる自由度の高い制度と すること	【制度改正の必要性等】 国が都道府県を介さず「市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定することとし、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。 そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。 本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。 【地方移管を求める理由】 本事業は生産・供給体制の強化と需要拡大に向けた取組の支援を目的としており、県が行う花木の生産振興・消費拡大に向けた事務・事業と密接な関連がある。そのため、県が一体的に実施した方が事務の効率化、事業実施の迅速化が期待できる。	産地活性化総合対策事業実施要綱		農林水産省	埼玉県	C 対応不可	花きの振興にあたっては、生産、流通、販売、文化等花き関係者や消費者等が連携することが効果的であり、「花きの振興に関する法律」(第5条)のこのため国産花きイノベーション推進事業においては、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を実施することとしている。 また、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必要要件となっており、協議会の取組と各都道府県が行う花きの生産・消費拡大等に向けた事業を連携して実施できる仕組みとなっている。	本事業では、各都道府県の花き関係者により構成される地域協議会を実施主体とし、国産花きの振興に向けた関係者が一丸となった取組を支援することとしており、実施主体となる協議会には都道府県が構成員として参加することが事業実施要領で必要要件となっている。そこで、産地に近く、実情をより詳しく把握している県が事業を実施することにより、産地と密接な連携を取り、より効果的で効率的な事業実施が可能となる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	-都道府県が実施する農業振興事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、事務の簡便化や交付時期の柔軟な運用など、自由度をできるだけ高めたい一方で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること		
738	特定外来生物の防除 活動の手法の見直し	既に野外に存在する特定 外来生物を防除の目的 捕獲又は採取した直後の 運搬行為の規制緩和と 主務大臣等以外の者によ る防除に係る確認及び認 定手続きの簡略化	【地域の実情等】 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号、以下「法」という。以下)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキクイグ等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要する。 【効果】 法第4条における罰則等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキクイグ等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号、以下「法」という。以下)では、主務大臣等が防除を行うものとされているが、オオキクイグ等の特定外来生物に指定された植物等では、地域住民の環境美化活動等を活用した官民一体の効率的な防除活動が効果的であると考え、地域住民への情報提供等を実施している。 【支障事例】 特定外来生物の捕獲又は採取は地域住民でも行うことができるが、特定外来生物を処分する目的でも他の場所に運搬することが規制されているため、地域住民が行う防除活動の妨げとなる恐れがある。 防除に係る確認及び認定には、「防除の従事者に関する事項」等を記載した防除実施計画書を作成する必要があるが、不特定多数の地域住民による防除活動においては、その従事者管理が困難であり、また、不特定多数の地域住民により、広域圏内で複数の防除活動が行われた際には、防除活動実施後のモニタリング作業が極めて困難である。 【制度改正の必要性】 特定外来生物の防除推進のため、防除を行うべき主務大臣等による防除活動の促進、既に野外に存在する特定外来生物を捕獲又は採取した直後の運搬行為に係る規制緩和、地方公共団体及び地域住民等による防除活動に係る手続き等の簡略化のための見直しを要する。 【効果】 法第4条における罰則等禁止の規制緩和並びに法施行規則第23条、第24条及び第25条における各種手続き等の簡略化 【効果】 地域住民の環境美化活動等を活用した、オオキクイグ等の植物の特定外来生物に対する防除活動が容易となり、生態系に係る被害を防止し生物多様性の確保に資することができる。	環境省、農林水産省	夏田市	D 現行規定により対応可能	防除に伴う特定外来生物の運搬は防除の確認・認定を受けて行うことができるが、これがない場合でも、防除現場をその場で処分又は格別させたうえで、一時保管・運搬することは可能である。 また、外来生物法施行規則第2条第14号に規定されるように、廃棄物の処理は、法第4条の規定は適用されないため、例えば、諸地区に基づき許可を受けた廃棄物処理業者が防除した場所で特定外来生物を収集し処分する場所に運搬することは可能である。 このように、現行の規定によっても、確認・認定を受けず一時保管・運搬に伴う防除を実施することは可能であるが、平成24年12月に中央環境審議会から環境大臣及び農林水産大臣に対してなされた意見書において、個人やボランティア等が行う小規模な防除の一面の進展に向け、外来生物法の運用の柔軟性を高めるべきことが指摘されている。一方、防除を目的としている場合であっても、特定外来生物の生態等に関する適切な認識を踏まえて運搬することによる防除の可能性があることや、仮放を意図しない意図のある運搬に対する規制の柔軟性の確保にも留意する必要がある。こうしたことに加え、ボランティア等による小規模な防除が推進されるよう、現行規定の運用の改善について検討している。具体的には、特定外来生物の植物を防除する場合に、逃さないことが確実であった処分を目的として移動させる場合は、法第4条の運搬には該当しないと整理すること等を想定し、検討を進めていることである。 なお、相当の規模で継続的な事業として行われる防除や希少な野生生物が生息する自然公園等において実施される防除等においては、計画的・効率的に実施する観点から、防除の確認・認定を受け、従事者の把握等管理を行いながら進めることが適切である。	意見なし				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調査結果 (※28対応方針(※27(1)の協議決定)は資料) ※27対応方針(※27(2)の協議決定)に抵触するものは当該資料を<※27>とし て整理 ※28対応方針(※28(1)2.2の協議決定)に抵触するものは当該資料を<※28>とし て整理 ※29対応方針(※29(1)2.2の協議決定)に抵触するものは当該資料を<※29>とし て整理	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
920	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	<p>前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。</p> <p>また、預られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考ええる。このため、引き続き基金については画レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。</p> <p>上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき達成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。</p> <p>また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。</p>					
921	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	<p>前回お答えしたように、本基金の執行に当たっては、事業の目的を確保することが必要である。</p> <p>また、預られた基金を効率良く各都道府県(以下「各県」という。)に配分するためには、予め本事業に係る各県の必要額を過不足なく把握し、これを速やかに一度で各県に配分することが不可欠となる。ところが、現実的には、各県がとりまとめた県内要望量調査と実際に申請のあった額とは大きな乖離があり、予め要望量を的確に把握することは困難であると考ええる。このため、引き続き基金については画レベルで一元管理し、受益農家等からの申請額に応じて交付をすることが効率的である。</p> <p>上述のような問題がある中で財源・権限を移譲した場合、本基金の目的の達成が危ぶまれることに加え、県内要望量調査に基づき達成する各県への基金に対し、県等によっては農業者からの申請額が超過することによる交付金の不足、申請額の過小による交付金の未使用が生じることで、基金運用が不可能となる。</p> <p>また、各県を協議会の構成員とすること必須条件としており、現行制度においても、各県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能。</p>					
924	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	<p>前回お答えしましたように、花きの需要拡大に向けて、花きの日持ち性の向上等、消費者ニーズに対応するためには、産地から流通・小売に至るまでの関係者が緊密に連携した体制を作るのが重要です。このため、本事業は、地域の生産、流通、販売の関係者により構成される協議会を実施主体とすることで、関係者が一丸となり地域の実情に応じた取組を行うことができるものとしております。</p> <p>また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須条件としており、現行制度においても、都道府県の意向を十分に反映させた上で事業を執行することが可能です。</p>					
738	【全国市長会】 所管省からの回答が「現行規定により 対応可能」となっているが、事実関係 について提案団体との間で十分確認 を行うべきである。			A 実施	<p>前回回答のとおり、一部現行規定により対応可能であるもの、ご提案を踏まえ、ボランティアなどによる小規模な防除が推進されるよう、運用の改善について検討を進めているところ。</p>	6【農林水産省】 (14)特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に 関する法律(平16法78)(環境省と共管) 特定外来生物の防除活動の手続については、ボランティ アによる小規模な防除活動を推進するため、特定外来 生物の被害を防止する場合に、造出ししないことが確実 であって処分を目的として移動させる行為は、禁止される 運搬行為に該当しないとする見直しを行う。	通知	平成27年 1月9日	特定外来生物による生態系等に係る 被害の防止に関する法律の規制に係 る運用(植物の運搬及び保管)につい て(平成27年1月9日付け環自野発第 1501091号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
10	かんがい用水の目的 外利用における申請 手続き及び財産の処分 等承認基準の緩和 と	かんがい用水の目的外利 用(畜産用水等)につい て、変更、新規取得手続 き、目的外利用申請の簡 素化及び目的外利用に伴 う国庫補助金の返還を不 要とするよう制度改正を要 望する。	本市南部にはカルスト地形の大地が広がっており、河川・地下水に乏しいた め、国庫補助で整備した畑地かんがい施設により、農地のかんがいを行 っている。しかし、耕作放棄等により灌漑面積が減少傾向にあり、許可受 けの水利権に余剰が発生しており、将来的に当該施設の種類や管理が困難と なることが予想される。 当該地域に畜産施設や農産加工施設などが新設された場合、かんがい施設 の水利権(畜産用水、工業用水等)になるため、農が行 う変更、新規取得手続・目的外利用申請等に相当の期間を要することおそ い。このため、余剰範囲内で用途の定めのない取水量を確保し、用途・必要 水量決定後に届出による変更手続きになるよう制度改正を行うことを要望 する。 また、当該施設は建設後30年以上を経過し、補助目的を達成したものと見 なすことができるが、収益が見込まれる(他のかんがい用水受益者と同様に 使用料等を負担するため)場合は、国庫補助金の返還が生じる。当該施設の 有効利用及び維持管理費の確保のため、目的外利用による国庫補助金の返 還が生じないように、合わせて制度改正を要望する。	河川法第23条、補 助事業等により取 得し、又は効用の 増加した財産の処 分の承認基準に ついて(平成20年 6月23日22号経第 85号農林水産省 大臣官房経理課長 通達)第4条		国土交通省 新野市	C	対応不可	農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業 者が、効用制限範囲内目的外使用する場合、「補助事業等により 取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について(平 成20年5月23日22号経第85号大臣官房経理課長通知、以下「承認基 準」という。))に基づき、原則、施設の残存価値に応じた国庫納付の条 件を付して承認を行っているところ。 本件の事例については、平成21年に地方自治体から同様の提案があ り、「承認基準」を改訂し、別表1(第3条関係)の区分区分「目的外 利用・補助事業を中止しない場合」の「国庫納付額」欄に「許認可 等を受け、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により生じる収益 (収入から管理費その他に要する費用を差し引いた額)に国庫費 負担率を乗じた金額を国庫納付する」と追加したところ。 このことにより、農業水利施設の未活用部分の目的外使用につ いて、河川法の水利使用の許可を受けた場合は、国庫納付の対象とな る収益について管理費等を差し引くこととなり、維持管理費の確保に 支障が生じないこととなる。 なお、区分別財産の目的外使用については、地域活性化等を図 るため、長期利用財産を目的外使用する場合であって、収益がない 場合は、「承認基準」第4条を適用し、報告書の提出のみとしていると ころであるが、それ以外の場合にあっては、補助目的の達成や補助 対象財産の適正な使用を確保する観点から申請を必要とする ところである。	高齢化・後継者不足による耕作放棄地の増加により、灌漑面積が減少傾向 にあることから、今後農業の更なる衰退が見込まれ、将来的に当該施設の維持 管理が困難となることが予測され、畜産施設及び畜産加工施設による目的 外利用を行うことができれば、畑地かんがい施設の継続的維持管理が可能 となる。 また、国庫納付の対象となる収益について管理費等を差し引くことであるが、 国庫納付の必要がなくなった訳ではなく、平成21年度の改正では不十分であ る。農業及び畜産業、それぞれの振興ではなく、農畜産業全体の振興のため、加 えて許可済みの水利権の余剰分の有効利用のため、農林水産省において再 度検討をされたい。	「目的外利用申請の簡素化」は、利水と 治水の調整がしっかりと図られるよう制 度設計を構築する必要がある。		
170	農林水産省(林野庁 及び水産庁を除く)が所 管する農山漁村地 域整備交付金以外の 補助公共事業の繰越 及び償還の手続に関 する事務の委任	農林水産省(林野庁及び 水産庁を除く)が所管す る農山漁村地域整備交付 金以外の補助公共事業 (岩美広域の道整備交付 金など)の繰越事務を都 道府県知事又は知事の指 定する職員に委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の 削減等の事務の見直し・改善が行われている。(「繰越制度の一層の活用を に向けた取組について(平成22年1月15日財務省)」) 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管する もの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第 1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよ び「繰越制度」の短期間で実施されているが、 その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていな いため、農林水産省関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が 地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越 承認申請を行う2段階の手続が必要で、繰越の承認まで約3~4週間を要し ている。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に即り 年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業 については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰 越申請するまで繰越承認日の見直しも立っていないことから、入札に際しては中 止とすることも視野に入れて手続を行っている状況にあり、繰越手続に要す る期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産 庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている 実情をみて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び 迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	・会計法第48条 ・農林水産省関係 補助金等交付規 則第3条第2号		農林水産省 鳥取県、京都 府、徳島県	C	対応不可	事業の交付決定権者は地方農政局長であり、決算に当たっては繰越額確定 計算書を地方農政局に提出して審査を受け、同様に対応 すれば地方農政局においても繰越確定の把握は可能と考えられる。 また、執行状況調査や決算見込み調査等、地方農政局からの依頼を受け 随時対応しているが、これは事業管理に役立てるための取組であると理解し ている。 簡素化に向けた取組として図面の提出が省略される等の対応がなされたこ とは評価すべきところであるが、繰越事務手続のさらなる迅速化・簡素化の 観点から事務を都道府県知事に委任すべき。 体制整備については、既に貴省が所管する農山漁村地域整備交付金や他 府庁事業において繰越事務が委任されている実態があることから、その事例 を参考に検討すべき。	提案団体の提案に沿って農林水産省 (林野庁及び水産庁を除く)が所管する 農山漁村地域整備交付金以外の補助公 共事業の繰越事務を都道府県知事又は 知事の指定する職員に委任するべき である。			
949	農林水産省(林野庁 及び水産庁を除く)が所 管する農山漁村地 域整備交付金以外の 補助公共事業の繰越 及び償還の手続に関 する事務の委任	農林水産省(林野庁及び 水産庁を除く)が所管す る農山漁村地域整備交付 金以外の補助公共事業 (岩美広域の道整備交付 金など)の繰越事務を都 道府県知事又は知事の指 定する職員に委任すること。	繰越制度の活用については、財務省においてヒアリングの省略、添付資料の 削減等の事務の見直し・改善が行われている。(「繰越制度の一層の活用を に向けた取組について(平成22年1月15日財務省)」) 農林水産省が所管する補助公共事業のうち、林野庁及び水産庁が所管する もの並びに農山漁村地域整備交付金における繰越事務は、会計法第48条第 1項により都道府県に委任されているため、上記の事務の改善もあっておよ び「繰越制度」の短期間で実施されているが、 その他の補助公共事業については、繰越事務が都道府県に委任されていな いため、農林水産省関係補助金等交付規則第3条第2号に基づき、県が 地方農政局に対して繰越承認申請した後地方農政局が地方財務局に繰越 承認申請を行う2段階の手続が必要で、繰越の承認まで約3~4週間を要し ている。 特に年度末近くに成立する補正予算については、経済対策等の趣旨に即り 年度内発注等迅速な対応が求められるが、繰越事務委任を受けていない事業 については繰越承認までに時間がかかるうえ、地方農政局が財務局に繰 越申請するまで繰越承認日の見直しも立っていないことから、入札に際しては中 止とすることも視野に入れて手続を行っている状況にあり、繰越手続に要す る期間を短縮する必要がある。 については、農林水産省が所管する補助公共事業について、林野庁及び水産 庁所管事業並びに農山漁村地域整備交付金の繰越事務が委任されている 実情をみて、その他の補助公共事業についても繰越事務処理の簡素化及び 迅速化を図るため、繰越事務を委任していただきたい。	・会計法第48条 ・農林水産省関係 補助金等交付規 則第3条第2号		農林水産省 中国地方知 事会	C	対応不可	事業の交付決定権者は地方農政局長であり、決算に当たっては繰越額確定 計算書を地方農政局に提出して審査を受け、同様に対応 すれば地方農政局においても繰越確定の把握は可能と考えられる。 また、執行状況調査や決算見込み調査等、地方農政局からの依頼を受け 随時対応しているが、これは事業管理に役立てるための取組であると理解し ている。 簡素化に向けた取組として図面の提出が省略される等の対応がなされたこ とは評価すべきところであるが、繰越事務手続のさらなる迅速化・簡素化の 観点から事務を委任すべき。 体制整備については、既に貴省が所管する農山漁村地域整備交付金や他 府庁事業において繰越事務が委任されている実態があることから、その事例 を参考に検討すべき。	提案団体の提案に沿って農林水産省 (林野庁及び水産庁を除く)が所管する 農山漁村地域整備交付金以外の補助公 共事業の繰越事務を都道府県知事又は 知事の指定する職員に委任するべき である。			
608	水産基礎整備事業の 実施要領の改正によ る計画変更手続きの簡 素化	「水産物供給基礎整備事 業実施要領(第1章)第 2の3(1)イ」においては「2 0%以上の増減がある場 合には、国の承認が必要 である」となっているが、こ の20%以上の増減を3 0%以上に緩和すること。 と。	【支障事例】 水産基礎整備事業の事業基本計画において、「各計画項目ごとの計画数量 の変更であって20%以上の増減がある場合」は、国の承認が必要となっ ているが、詳細設計の結果や地元調整、社会情勢の変化等により個別施設の 計画延長に20%以上の増減が生じた場合、国の承認を得てからの補助金 申請となり、その手続きに早くとも2~3ヶ月を要することから、工事の着手が 遅れ、完了も遅れることとなる。 平成25年度は、計画変更申請を行ったものが6件あり、うち2件については、 今回の緩和を計画変更申請が不要な案件である。 ①用地掘削面積が2,000㎡から、300㎡へ変更になった箇所では、計画変更 手続きは3ヶ月を要し、工事費が削減された。 ②防風フェンス延長が120mから85mになった箇所においても計画変更手続 が必要であった。 【制度改正の必要性】 計画変更申請・承認が必要となる要件を、「30%以上の増」に緩和すること により、事務作業の軽減、工事の早期着手・早期完成が図られることから、実 施要領の運用の改正をお願いしたい。 なお、事業実施計画においては、事業費の変更に伴う計画変更の申請・承認 が必要となるのは、「工事費目ごとの経費の増加額が当該経費の額の100分 の30に相当する額を超えるもの」となっており、これを参考に「30%以上の 増」とした。	平成21年3月27日 20水産第207号水 産庁長官 水産物供給基礎整 備事業実施要領 の運用について		農林水産省 (水産庁)	長嶋晴	C	対応不可	国は事業基本計画に基づき事業実施主体に補助することから、事業 基本計画(港湾漁港整備基本方針)に適合しているものであること など、補助目的が効果的かつ効果的に達成されるものであることを 確保する必要があるため、一定水準以上の事業基本計画の変更を 行おうとする場合には、計画変更の承認手続きを経ることとし ているものである。 また、言及されている事業実施計画は事業基本計画の範囲内で設 定されている年度ごとの計画であり、「事業実施計画の変更」につ いては、事業基本計画の範囲内で、事業実施年度内における工事費目 ごとの経費の増加率により変更を行うものであることから、事業の内 容の変更も変更する「事業基本計画の変更」と同様に取り扱いは当 てない。 なお、事業実施上支障が生じないように、引き続き計画変更手続きにつ いて、円滑に進よう努める。	事業実施への影響を少なくするため、計画変更手続きの円滑な処理をお願い する。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	国務院 【第23回地方創生(特2)12月閣議決定】(抜粋) ※第27次地方創生(特2)12月閣議決定に抵触するものは当該抜粋を<中>で表示 ※第28次地方創生(特2)12月閣議決定に抵触するものは当該抜粋を<中>で表示 ※第29次地方創生(特2)12月閣議決定に抵触するものは当該抜粋を<中>で表示	措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
10	【全国市長会】 提案団体の提案の実現に向け、積極的な検討を求める。			C 対応不可	地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。 補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から、御要望のような承認基準の改正を行うことは困難である。					
170	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			E 提案の実現に向けて 対応を検討	都府県への繰越事務の委任に当たっては、 ①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、繰越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム(ADAMS)で繰越内容について把握できなくなるため、繰越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了した段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で密な情報共有が必要となる。 ②また、繰越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるので、繰越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。  以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとしたい。	6 【農林水産省】 (27) 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(空債)の手續に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の3)の手續に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手續を進める。	通知	平成27年7月10日	会計法(昭22法35)48条1項、予算決算及び会計令(昭22勅令165)第140条※「予算決算及び会計令第140条に基づく都府県が行う国の会計事務の範囲の変更について(通知)」を平成27年7月10日に発出(26経第164号)。	
949	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			E 提案の実現に向けて 対応を検討	都府県への繰越事務の委任に当たっては、 ①補助金等の交付決定権者である地方農政局長は、補助金等の執行状況を把握する必要があるが、繰越事務を都府県に委任した場合には、地方農政局が会計システム(ADAMS)で繰越内容について把握できなくなるため、繰越関係書類を地方財務局へ協議する段階や協議を了した段階で地方農政局にも提出する等、都府県と地方農政局との間で密な情報共有が必要となる。 ②また、繰越事務の委任について全都府県の意向が揃わなければ、地方農政局において統一した事務処理ができず効率的な事務処理が困難となるので、繰越事務の都府県への委任は全都府県の意向が揃うことが必要となる。  以上について、全ての都府県の意向等を確認した上で対応を検討することとしたい。	【再掲】 6 【農林水産省】 (27) 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(空債)の手續に関する事務 農林水産省が所管する補助公共事業に係る繰越し(財政法(昭22法34)14条の3第1項及び42条ただし書)及び繰越明許費に係る翌年度にわたる債務の負担(43条の3)の手續に関する事務を、都府県の知事又は知事の指定する職員が行う(会計法(昭22法35)48条1項)ことについては、実現に向け、予算決算及び会計令(昭22勅令165)140条に規定する手續を進める。	通知	平成27年7月10日	会計法(昭22法35)48条1項、予算決算及び会計令(昭22勅令165)第140条※「予算決算及び会計令第140条に基づく都府県が行う国の会計事務の範囲の変更について(通知)」を平成27年7月10日に発出(26経第164号)。	
608				E 提案の実現に向けて 対応を検討	事業実施上支障が生じないよう、引き続き計画変更手続きについて、円滑に進むよう努める。	6 【農林水産省】 (18) 水産物供給基盤整備事業 事業基本計画の変更に係る水産庁長官の承認については、計画変更手続きが円滑に進むよう、承認申請に当たって特に留意すべき事項などに関して、地方公共団体に改めて情報提供を行う。	通知	平成27年2月27日	水産基盤整備事業の事業計画の変更に当たっての措置事項について(平成27年2月27日付付26水港第3434号)	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
612	農業競争力強化基盤整備事業-農地整備事業-中山間地域型にかる採択要件の一部(水田要件)撤廃	農林水産省の補助事業である「農業競争力強化基盤整備事業-農地整備事業-中山間地域型」の中での、農地の整備を行う「農地整備事業」のメニューである「中山間型」において、実施要件として「受益面積10ha以上」、付加要件として「水田が50%以上」となっている。このうち「水田50%以上」を撤廃する。	〔支障事例〕農業競争力強化基盤整備事業の農地整備事業については、平成26年2月の要綱改正により、従来の採択要件である「受益面積20ha以上」を中山間地域に限り「10ha以上」に緩和した(中山間地域型)が新に創設されている。長崎県の農地は大半が中山間地域で狭小地も多いため、受益面積20haを撤廃できない場合もあることから有効な要綱改正と考えているが、その対象地域には水田が50%以上という制限がかかっており、畑地帯においては、従来どおり20ha以上となっている。〔制度改正の必要性〕排水対策の向上を政策目標としており、農業に関する施策として、整備が遅れている畑地帯の区画整理を重点的に推進することによる農所得の向上を図ることとしている。今回新たに創設された制度の有効活用のため、畑地帯においても中山間地域型を適用できるよう、要件撤廃が必要。			農林水産省	長崎県	D 現行規定により対応可能	中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があり、50%以上を基準としているが、それに満たない場合においては、地区の状況を踏まえて判断することとしている。農島及び樹園地における畑地帯の区画整理については、農業競争力強化基盤整備事業の中の農地整備事業(畑地帯担い手育成型)により「10ha以上」の要件で実施可能である。この事業の活用も検討された。	本提案の趣旨は、農島や樹園地だけでなく、内地の中山間地域の普通畑においても10ha以上で農地整備事業を実施したいというものである。本県は、内地でも中山間地域が多量という現状から中山間地域における、畑地整備の要望が多いが、現状では事業化には20haをクリアする必要があるため、事業申請に多大な時間を要している。なお、本県では今後、10年間(約1,500ha)を整備する構想を立てているが、このうち約1,200haが畑地であるため、この構想を推進化するためにもぜひ畑地10ha以上からの実施が可能となるようお願いしたい。			所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。
623	水利施設整備事業(排水対策特別型)の要件緩和	事業実施に限って、受益面積20ha以上で末端支配面積5ha以上が採択要件であるが末端支配面積区域については特例の場合を除き排水対策整備が出来ない。農地を汎用化し、排水利用を図るためには暗渠排水水が出来るように末端支配面積区域での整備について要件緩和を行う。	〔制度改正の必要性〕排水対策特別型は、水田を対象として転作物を取り入れた収益性の高い水田農業を確立するために創設された事業であります。現行制度においては受益農地のうち基幹排水路に接続されている末端支配面積区域については排水路整備ができない制度になっております。水田フル活用の農業施策が始まった現在、水田は畑と同等の乾田化が求められており、水田の増産や水田の増収効果が期待されています。そのためには全ての受益地に排水路を整備することが求められており、同じ事業受益者でありながら隣接して排水路を整備された農地と整備されない農地がある結果となってしまいます。排水対策事業により基幹排水路を整備し、二次整備として末端支配面積区域の排水路などは別棟事業で実施することと理解しておりますが、干拓地などの低平地にある水田地帯においては排水路整備が主工事となることから制度内容の見直しを行ったほうが施策ともマッチするのではないかと考えます。事業制度上、受益地内であっても末端支配面積と重複しない区間でも排水対策(排水路)整備が出来ないが、農地の汎用化を促進するには末端支配面積区域についても地下水位を下げるために暗渠排水水などの計画が必要であり、そのためには排水路整備が必要不可欠と考えられます。	〔農業競争力強化基盤整備事業-水利施設整備事業(排水対策特別型)〕農山漁村地域整備交付金水利施設整備事業(排水対策特別型) 同上要綱-要綱		農林水産省	長崎県	C 対応不可	農業用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしている。また、貴県のとおり、農業の競争力強化のためには水田を汎用化し、高度利用を図るための排水対策が重要であり、一般の農家が汎用排水事業が受益面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のところ、農家が汎用排水事業の排水対策特別型は、受益面積20ha以上、末端支配面積5ha以上とするところである。なお、受益面積5ha未満は、農業基盤整備促進事業等の市町村営事業等により対応しているところ。このように、農地の排水対策については、制度の充実に伴いながら土地改良事業における適切な役割分担の仕組みの中で推進しているところであり、ご提案の排水対策特別型における末端支配面積の要件緩和は困難である。	これまでの整備については、貴県のとおり役割分担という中で実施してきたところでありますが市町村財政の困難化や職員不足などによる事業化推進の低下が危惧されております。また、同一地区内でありながら別途事業を行うためには事業計画書などの作成や事業同意徴収など重複するような作業が必要となり一体的な整備を行うことにより事業化を行う際の労力軽減の一助にもなるものと思われまます。そのため、排水対策特別事業の中で末端支配面積5ha以上についても排水路整備などを本工事の付帯工事としても実施できるように規制緩和が必要と考えます。			
615	治山事業の採択要件の緩和	避難先が進む離島地域における治山事業採択基準の緩和	〔支障・制度改正の必要性〕現在治山事業の採択要件の一つに市街地集落の保護を目的とする場合、人家10戸以上の要件となっている。しかし、離島においては10戸未満の集落が多く点在しており、森林の荒廃があっても現行採択基準の人家10戸以上を満たさないところもある。そこで、国の採択基準を10戸以上から5戸以上・全体計画額及び年度計画額半減等の緩和出来ないか(例:現在離島地区では水源地域等保安林整備事業は事業対象地域の保安林面積が内地50haのところ25ha以上となっている。)具体的事例としては過去2年間で採択基準が5戸以上10戸未満の島国庫補助事業にのらず農単独で実施せざるを得なかった地区(伊高地区3箇所、対馬地区1箇所)となる。また、県に行ける予算措置の閉鎖もあるが、規模によっては複数年にまたがる事業となっている。併せて、復旧治山事業においては全体計画額70,000千円以上となっており、もっと事業に取り組みやすくなるために1/2まで引き下げを希望する。	林野庁長官通達10林登治2317号		農林水産省	長崎県	D 現行規定により対応可能	補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。また、現在、治山事業の採択基準の一つに市街地集落の保護を目的として位置づけられているのは、人家10戸以上を要件としている復旧治山事業のほか、人家5戸以上を要件としている水源の確保保全緊急整備事業等があり、それぞれの事業の趣旨や採択基準に応じた事業メニューを適切に活用された。	水源の確保保全緊急整備事業は離島地区において、15haの保安林指定要件を満たさず、その活用が困難な状況となつたら、離島地区の特殊性も鑑み、ご検討いただきたい。			所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。
622	かんがい排水事業で建設した農業用ダム用水の利用緩和	かんがい排水事業で建設したダム用水は、土地に着目した利用しか出来ないため、かんがい用水、防除用水、施設園芸用水以外の利用は目的外使用となってしまう状況にある。このため、社会情勢の変化による農業軟灌用水などへの要望にも対応できるように制度の規制緩和を行う。	〔支障・制度改正の必要性〕農業用水確保のためにダムが建設できる事業は、かんがい排水事業と畑地帯総合整備事業の2つの事業があります。しかしながら、かん排事業は土地に着目したかんがい用水に使用が限定されているのに対し、畑地帯事業では農業軟灌用水への使用も事業目的となっております。これは、かん排事業を重点として土地改良法が施行され、中流、多様な農業経営に対応する昭和48年(昭和48年)に制定された農業法の社会的状況の変化を鑑み昭和48年に土地改良法の改正を行い、かんがい排水施設を畑地帯と同じよう農業用排水施設として改正されましたが土地に着目した観点は変更されずに防除用水や施設園芸用水への利用が可能なようになったのもであります。かんがい排水事業で建設したダムは、畑地帯で建設したダムと同じように農業用水を確保するためのダムでありながら畜産用水などの農業軟灌用水への使用が取り組めない事業制度になっており、ダム建設後の農村地域の過疎化や高齢化などによる耕作放棄地の増大など社会情勢の変化に伴う、かんがい排水の需要も増えるなど農業インフラ整備を行った農業用ダムの有効な利活用とともに水利用による土地改良による維持管理費などの経費軽減、農業の競争力強化に資するための畜産用水などの農業軟灌用水について取り込みのような制度緩和が必要と考えられます。	かんがい排水事業(農産物生産促進型)第3条第3項第3号(6) 通達 昭和48年2月8日農改第193号「土地改良法の施行に伴う法律の運用について」補助金等に係る予算の執行の適化に関する法律 第17条、第18条		農林水産省	長崎県	D 現行規定により対応可能	農業用かんがい用水の確保を目的として建設したダムにおいては、所要の手続きを経て、農業軟灌用水等への利用も可能としており、これを土地改良法が実施することは附帯事業(土地改良法(昭和24年法律第195号)第15条第2項)として可能としているところ。	畑地帯で建設した農業用ダムの農業軟灌用水等への利用は事業目的とされておりませんが、かんがい排水事業で建設した農業用ダムの農業軟灌用水等への利用については、事業目的の外の補助金適正化法に伴う補助金返還が所定の手続きとして必要となり、農業軟灌用水等への利用を行うには多額の負担金が必要となってしまいます。今回の規制緩和の提案内容としては、高効率インフラ整備で建設した農業用ダムの有効な利活用を図るとともに農業の競争力強化に資するために補助金返還を伴わない農業軟灌用水等への利用について規制緩和が出来ないというものです。なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求めます。			所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業開始については提案団体との間で十分確認を行うべきである。

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		国際結果 (第29回対立方針(平成27年12月閣議決定)第4節) ※平成27対立方針(平成27年12月閣議決定)に抵触するものは当該項目を「平成27」として再検討 ※平成28対立方針(平成28年12月閣議決定)に抵触するものは当該項目を「平成28」として再検討 ※平成29対立方針(平成29年12月閣議決定)に抵触するものは当該項目を「平成29」として再検討	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
612				D 現行規定により対応可能	中山間地域型は、水田地帯を対象としたものであるため、水田を含む必要があるが、50%以上を基準としているが、これに満たない場合においては、地区の状況を踏まえて判断することとしている。 傾地の農地整備については、農山漁村地域整備交付金(中山間地域総合整備事業等)において、条件次第で10ha以上からの実施を可能としており、これらを活用願いたい。	6【農林水産省】 (23)農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業のうち中山間地域型については、水田地帯を対象としたものであるため、水田の面積が50%以上の地域を対象としているが、これに満たない場合においても、地区の状況を踏まえて判断することとしている旨を、地方公共団体に周知する。	周知	平成27年2月20日	農業競争力強化基盤整備事業 農地整備事業(中山間地域型)の対象地域について(平成27年2月20日付事務連絡)		
623				C 対応不可	本事業制度は、効率的・効果的な排水対策のためには基幹から末端の排水施設の一体的な整備が必要であることから、一般の農家がかんがい排水事業が営面積200ha以上、末端支配面積100ha以上のあるところを、受益面積20ha以上、末端支配面積5haと要件を緩和しているところである。 農業用排水施設の新設、変更等を行う土地改良事業は、事業の目的、規模、範囲等に応じて、国、都道府県、市町村等が役割分担して事業を実施することとしていることから、本事業においては5haの末端支配面積の要件を課しているところであり、要件の変更は困難である。						
615				D 現行規定により対応可能	補助治山事業の全体計画額等に係る採択基準は、国と都道府県との適切な役割分担を踏まえて設定されたものである。なお、補助治山事業では、1・2級河川上流地域は全域が対象となるほか、その他の地域においても、人家のみならず、公共施設、道路、農地、私道も含む遊路経路等が保全対象に含まれる場合には要件を満たすこととされており、地域の実情に応じて、適切な事業メニューを選択して頂きたい。						
622				D 現行規定により対応可能	農林水産省では、補助事業により整備した財産について、補助事業者が、処分制限期間内に目的外使用する場合、「補助事業者により取得し、又は助用の増加した財産の処分等の承認基準について」(平成20年5月23日20経第385号大臣官房総務課長通知。以下「承認基準」という。)に基づき処分している。 当該承認基準に基づき、かんがい排水事業(補助事業)で整備した農業用ダム貯水の農業飲雑用水等への活用は可能と考えられている。 なお、地方公共団体等の補助事業者は、補助対象財産の未活用部分の目的外使用により地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金返還を要しない。	6【農林水産省】 (22)農業生産基盤整備事業(かんがい排水事業) かんがい排水事業で整備した農業用ダムの貯水の使用については、農業飲雑用水など補助対象財産の本来の目的の外であっても、地域活性化に資する目的での使用であって、地方公共団体等に収益が生じない限り、補助金の返還を伴わないことを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年2月2日	平成26年地方分権改革に関する提案への対応について(平成27年2月2日付事務連絡)		



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的な内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
644	土地改良事業にかか る非農用地の編入要 件緩和	基盤整備事業の地区設定 において、非農用地につ いても、「農用地の集団化そ の他農業構造の改善に必 要な限りにおいて(中略) 施行区域内に含めること ができる。(法第6条第5 項)」、「その規模は、施工 地域面積の3割以内とす る。(土地改良法の一部を 改正する法律の施行につ いて)の要件を緩和し、前 辺の山林・原野等を取り込 んだ区域一帯を整備可能 とする。	【支障事例】 平地や傾斜地の基盤整備において、農用地のみの整備では区域が狭 く、効率的な区画配置や担い手の規模拡大等に沿えない場合がある 。現状の制度では、農地の集団化などに必要な場合に限り3割以内であ れば非農用地の編入が認められているものの、農用地周辺のまとまった山林 や原野を農地として整備することが出来ない。 【制度改正の必要性】 基盤整備区域の農用地周辺には、活用されていない、または、活用の見込 みがない山林や原野が存在している場合がある。農用地と一体的に整備し 、農業生産を行うこと以外に、その土地の有効活用が見込まれないと判断され る山林・原野については、3割を超えても農用地と一体的に整備できるよう要 件を緩和することで、効率的な基盤整備が可能となる。	土地改良法第8条 第5項 土地改良法の一部 を改正する法律の 施行について(昭和 48年2月9日48精改 9第12号農林 事務次官)第21 (3)エ		農林水産省	長崎県	D 現行規定 により対応可 能	土地改良法上、農用地を整備する際、周辺の山林や原野を事業実 施区域に取り込んで一体的に整備して効率的な区画整理を行い、経 常規模の拡大を図ることは、同法第2条第2項に基づく土地改良事業 (第2号の区画整理に附帯して行う農用地の造成又は第3号の農用 地の造成)として認められている。 この場合、同法第7条第4項の非農用地区域は、当該土地改良事 業計画において定める非農用地区域を指すものであり、開闢して農 地とするような山林や原野については該当しないため、昭和48年の 農林事務次官依命通知における「非農用地区域の規模は、土地改良 事業の施行地域の面積の3割を超えない」という「非農用地区域」に も当たらない。 このため、御提案のような地区については、現行制度により事業を 実施することが可能である。	この回答のとおり、「区画整理に附帯して行う農用地の造成」は区画整理事業 の中で実施可能となっているが、「全面積に占める農用地造成部分の割合は 30%を限度として適用」している現状がある。 ※出典：H15農業農村整備事業計画作成便覧、 「第3号の農用地の造 成(農用地造成事業)」については、3割の限度は適用外のことであるが、 本提案は、区画整理事業においても30%を限度とする運用」の改正を求め るものである。 【提案の理由(追加)】 農用地造成事業で実施する場合は、法的に資格者全員の同意が必要であり 、事業開始前の同意徴収だけで膨大な努力と時間を要するため、現実的に は実施困難である。これに対して、区画整理事業で実施する場合は2/3以上 の同意で事業開始が可能となっており、準備手続きが簡略化できる。 なお、現行規定により対応可能であれば、その解釈を示した通知の発出を求 める。		所管省からの回答が「現行規定により対 応可能」となっているが、事業開始につ いて提案団体との間で十分確認を行う べきである。	
695	都市部における小規 模集団農地の生産基 盤整備に係る支援	農業振興地域内外の概ね 5ha以上の集団農地にお いても、都道府県が守り、 活用すべき農地として府県 生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に府県 条例で指定した農地である、ほ場整備をはじめとした生産基盤整備が(国庫 補助)により実施可能となる よう「農業基盤整備促進事 業実施要綱 第3 事業の 実施区域」の改正を求め る。	【制度改正の経緯】 近年、農空間(農地)を支える農業者の高齢化や後継者不足が顕著になって おり、府内農地の面積は年々減少傾向にあり、その公益的機能の低下が府 民生活にも大きな影響を及ぼす恐れがあるため、本府では、平成20年に進 行の「大阪府都市農業の推進及び農空間の保全と活用に関する条例」に基 づき、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地等を農空間保全地域と して指定し、農空間の保全を推進してきたところ。今後、これらの農地を普 通者が地域の協力の下にしつかり保全し、大消費地である都市近郊を活かした 農業を振興するためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備など営農条件 の改善を図る必要がある。 【支障事例】 国庫補助事業を受けて実施する生産基盤整備の要件は、農業振興地域の 整備に関する法律に基づき、農業振興地域農用地区域であることとなってい るが、府では農用地区域に含めなければならない10haの集団的農地が少な く、また、法10条3項5号の規定による、10ha以下の集団的農地の農用地区域 の指定についても土地所有者の都市的土地利用への期待感などが、非常 に難しく、府内の1,3711haの農地の中で農振農用地は4,833haと1/3程度であ る。 【留意点】 府条例に基づく農空間保全地域に指定に関する規制事項は定めていない が、市街化調整区域内の概ね5ha以上の集団農地4,800haを国庫対象として 生産基盤整備を実施した場合においても、「補助金等に係る予算の執行に關 する法律適正化法」第17条(義務違反に対する交付決定の取り消し)、第22条 (財産処分制限)等を遵守することにより、目的外使用や受益地の転用防止 が図られる。	農業基盤整備促進 事業実施要綱 第 3 事業の実施区 域	農林水産省	大阪府、兵庫 県	C 対応不可 能	将来的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地 域制度において、市町村が農用地区域に設定している。 農業振興地域制度の趣旨を踏まえ、農業基盤整備促進事業をはじめ とした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化 や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域 (農振農用地)を対象として実施しているものである。このため、農振 農用地以外の地域において農業基盤整備促進事業を実施することは 考えられていない。 各府県において農地の保全を推進するために必要があると判断さ れる区域については、農振農用地として設定されるよう、地元町村 とよく調整された。	大阪府では、農振地域内外の概ね5ha以上の集団農地についても、府農 業の振興、農空間の保全・活用を図るとして優良農地であることから、条例 による「農空間保全地域」に指定し、農地保全を図ってきたこと。 都市部である大阪府における優良農地として位置付けている。「農空間保 全地域」を今後も保全していくためには、国庫補助事業を導入し、ほ場整備な ど営農条件の改善を図る必要がある。 現在、政府と党内で議論されている「都市農業振興基本法案(仮称)」にお いても、都市農業についてのこれまでの考え方を抜本的に見直し、国としても 都市農業の振興と、このことを通じた都市農地の保全につかり取り組んで いく必要があるとしている。 以上のことから、都市部における小規模集団農地の生産基盤の整備に国 庫補助事業を導入することができるよう、農業基盤整備促進事業の実施要綱の改正に ついて改めてお願いしたい。				
97	沿岸漁業改善資金に 係る支払猶予措置等 の適用等の条件の緩和	沿岸漁業改善資金の支払 猶予及び連約金の減額 について、次とおり措置を 求める。  沿岸漁業改善資金助成法 第11条に「ただし、災害 その他政令で定めるやむ を得ない理由により連約 金の徴収が著しく困難であ ると認められる場合には、連 約金の支払いを減免する ことができる」旨の規定を 追加する。  同法施行令第6条の「やむ を得ない理由」に「社会情 勢の変化に伴う漁業経営 の悪化」を追加し、同法第 11条についてもこれを適 用する。	沿岸漁業改善資金は、近代的な漁業技術や合理的な漁業生産方式の導入 を促進するために、無利子で貸し付ける資金である。本資金の借受人にお いて一旦償還金の延滞が生じると、償還の期間は長期化する傾向があり、借受 人の経営を圧迫し、場合によっては事業継続を断念せざるを得ない事態も生 じている。 また、沿岸漁業改善資金助成法第11条において定める連約金の率は年1 2.25%と高率で、借受者の負担感を増す結果となっている上、支払猶予等 の措置はあるものの、適用は極めて限定的で、近年の厳しい漁業事情に伴 う経営悪化等には対応できない状態である。このため、借受人の経営状況の 悪化を理由とする支払猶予措置、漁業経営や連約金徴収の状況などに応じ た連約金の減免が可能となるよう適用条件の緩和を求めるものである。 本県での一例を挙げると、ノリ養殖業を営んでいた漁業者が施設整備のため 同資金を借り入れたが、海域環境の悪化等により、養殖の不振が続き、経営 を継続することができず漁業を廃業した。これに伴い、償還金の滞納が発生 したが、県職員が勤務時間外に督促に行ってもほとんど返済されず、その 後、借受人が漁業廃業に伴って面した資金が11元を返済したが、連約金 については、借受人の経済状態がほぼ破綻していることから、回収金以上に 人件費がかかるような状況が続いた。 今回、支払猶予条件の緩和を行うことで漁業経営が継続でき、また連約金の 減免により、漁業経営が破綻したような者を救済し、生活の再建を図ることが でき、併せて県の事務事業の効率化が期待できる。	沿岸漁業改善資金 助成法第11条、同 法施行令第6条	農林水産省	岡山県	C 対応不可 能	沿岸漁業改善資金については、きつめて政策的な資金として、特別 に無利子で貸し付けられるものであり、すべての借受者が確実に償 還を行い、その償還金を再度原資にして他の借受者から出来るだけ償還を確 保することを旨として制度全体が設計されているものである。 このため、支払い猶予については、災害その他政令で規定された 「やむを得ない理由」のある場合に限定しているところであり、社会情 勢の変化に伴う漁業経営の悪化を「やむを得ない理由」とすることは 困難である。	連約金は「回転して貸し付け」には関係せず、水産庁の回答は連約金の支 払い減免に対する回答となっていない。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 (第28次対立方針(第271次閣議決定)抜粋) 第27次対立方針(第212次閣議決定)に抵触するものは当該抜粋を<中27>とし て併記 第28次対立方針(第212次閣議決定)に抵触するものは当該抜粋を<中28>とし て併記 第29次対立方針(第212次閣議決定)に抵触するものは当該抜粋を<中29>とし て併記	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
644				D 現行規定 により対応可 能	<p>区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成の工事に關し再度意見のあつた30%の取扱いについては、当該規定の制定の趣旨を示したもので、規制ではない。</p> <p>(参考) 「区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地造成の工事」の制定の趣旨 ①これらの工事を付帯して施行することにより地域の農業経営の合理化に寄与することが明らかであること ②その附帯して施行する工事の施行区域が従来の区画整理事業の施行区域に介在又は隣接していること ③その附帯して施行する工事の施行区域の面積が一体として施行する区域の面積の3割を超えないこと</p> <p>なお、提案の理由(追加)において、農用地造成事業であれば資格者全員の同意が必要であるが、区画整理に附帯して施行すれば②/③同意で足りるからとしているが、農用地造成事業は、土地の現況を変え、その主たる用途を交換することから、特に農用地以外の土地についての事業参加資格者の個別同意を要件としているものである。一方、区画整理に附帯する農用地造成工事については②/③同意で足りるとしている趣旨は、上記②にあるように区画整理事業の施行区域に農用地以外の土地が介在又は隣接する場合には、これを除外して事業を行った場合、区画整理の効果が著しく減殺されることから、全員同意の例外として認められているものである。</p> <p>このことから、区画整理に附帯して行うことを相当とする農用地造成工事に係る資格者の同意手続については、関係権利者の権利利益に留意して適切に対応する必要がある。</p> <p>また、当方からの第1次回答に対する全国知事会からの意見も踏まえ、貴県において支障事例等としている事業について、個別に相談したい。</p>	6【農林水産省】 (15)農業生産基盤整備事業(区画整理事業) 区画整理と区画整理に附帯して施行することを相当とする農用地の造成等の工事の面積の割合については、地形、土地利用状況等を勘案し、設定することが可能であることを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 2月27日	区画整理事業に附帯して施行する農用地造成工事について(平成27年2月27日付け事務連絡)	
695				C 対応不可	<p>将来的に農用地等として利用すべき土地については、農業振興地域制度において、市町村が農用地区域に設定している。</p> <p>農業振興地域制度の趣旨を踏まえ、農業基盤整備促進事業をはじめとした農業農村整備事業においては、我が国農業の競争力の強化や優良農地の確保等の観点から、農業振興地域内の農用地区域(農振農用地区域)を対象として実施しているものである。このため、農振農用地区域以外の区域として、農地の保全を推進するために必要があると判断される区域については、農振農用地区域として設定されるよう、地元市町村と調整願いたい。</p>					
97				C 対応不可	<p>本資金は償還金を新たな融資に充当する回転型の貸付制度であり、償還が計画どおり確実に実行されることが制度存立の大前提である。</p> <p>本資金は沿岸漁業従事者等が沿岸漁業の経営若しくは操業状態又は生活の改善を図ることを目的に無利子で融資をおこなうものであるところ、仮に経営悪化を理由とする償還金の支払い滞り、違約金減免を行うと安易な支払遅滞(モラルハザード)を誘発することとなり、その結果、本制度の存続に重大な悪影響が生じることとなる。</p> <p>このため、「やむを得ない理由」を災害等に限定していることについては、無利子であるがゆえに生じかねないモラルハザードを抑制するという合理的な理由があり、経営悪化を「やむを得ない理由」とすることは困難である。</p>					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
98	産地水産業強化支援事業における施設の改築に係る便益の算定方法(強い水産づくり交付金費用・便益分析要領)の見直し	「強い水産づくり交付金費用・便益分析要領」において、施設を改築する場合、便益算定方法を明確化し、施設整備による効果全体を便益として算定できるように次のとおり措置を求めよう。  問要領に「改築」について、費用対効果(B/C≧1)の算定は、施設の新設と同様、施設の導入によってもたらされる効果全体を便益として算定できる旨を追加する。	産地水産業強化支援事業は、水産業の発展及び水産物の安定供給を図るため、荷さばき施設や漁獲物加工処理施設等の整備を支援する事業である。本事業において既存施設の機能向上等を図る新たな施設整備は「改築」として扱われるが、既存施設と比較して「改築」後に増加する効果のみを便益として算定した場合、費用対効果(B/C≧1)を満たすことが極めて困難である。一方で、新たな施設を導入において、むき身処理施設の「改築」を計画したが、漁場計画上、大幅な生産量の増大は見込めないことから、「改築」後に増加する便益は、ベルトコンベアの増設によるカキ掛け時間の短縮など労働時間の短縮、これに伴う燃料費削減、単価の高い時期に集中出荷することによる生産額の増大などに限定された。これらの理由より、本県における交付金を活用した「改築」事業は、平成17年以降、1件しか執行できていない状況である。よって、施設の改築に係る便益の算定にあたっては、施設整備による効果全体を便益として算定できるよう「強い水産づくり交付金費用・便益分析要領」において明確化を行う必要がある。 今回の明確化を行うことで、「改築」がスムーズに行われ、水産業の発展及び水産物の安定供給につなげることができる。	強い水産づくり交付金費用・便益分析要領		農林水産省(水産庁)	岡山県	C 対応不可	補助事業により整備した共同利用施設の「改築」に関しては、補助事業の原則として、補助目的を達成するため適正に管理、使用する必要があり、このため、当初施設を整備した事業計画に係るB/Cが1以上確保されていることに加え、「改築」に係るB/Cも当初の施設整備にかかるとは別に1以上が必要である。	水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドラインでは、例えば、以前に整備した防波堤に続けて波除けを整備する場合、新たな施設の建設費と既存施設の既存価値を費用とし、新たな施設を含めた防波堤全体で便益を算定している。  なお、本県が提案した事例では、既存施設が処分期限期間を経過していることから(=既存価値の)、上記に当てはめると、新たな施設の建設費のみを費用とし、便益は新たな施設を含めた施設全体で算定することができる。公共事業と非公共事業の違いはあるが、産地水産業強化支援事業についてもこれらと同等の算定手法を導入するよう見直し願いたい。			
378	水産多面的機能発揮対策交付金事業の制度及び手続きの見直し	年度当初から活動できるよう、事業の事前着手を認める措置を講じること、併せて、国交付金の概算払いについて、年度の早い時期に概算払いをお願いしたい。	本交付金には、交付決定前の事前着手の規定がなく、年度ごとに交付決定と連携を行い、確保は全て済ませることとしている。事業の実施にあたっては、海域の状況や現地の事情に応じたタイムリーな活動が必要であり、特に漁場対策のために必要な作業は3〜6月に時期が集中しているため、交付決定が遅れると、予定していた活動ができない可能性が出てくる。そこで、年度当初からの活動ができるよう、要綱等に「産地活性化総合対策事業実施要領(22年度第198号平成23年4月1日付生産局長通知)」に準じて事前着手を認める規定を設けていただきたい。 国交付金の概算払いについては、水産多面的機能発揮対策交付金交付要綱第12に規定されている。年度の早い時期から資金の不足なく活動できるよう、請求に基づき所見見込額を4月中旬に交付していただきたい。 【実施例における支障事例】 ①交付決定の遅れによるもの H25年度は交付決定が6月となり、事業計画時点で漁場保全活動を断念した団体が8団体あった。計画はしていたが、交付決定の遅れにより活動開始時期が遅れ、過期を過ぎたため、十分な活動ができなかった団体が9団体あった。 ②概算払いの遅れによるもの 活動費が不足し、参加者の日当、用船料等の支払いが遅れたり、資材の購入ができない事例があった。平成25年度は、交付決定が6月21日、初回の概算払いが10月8日であった。	水産多面的機能発揮対策事業交付要領		農林水産省	九州地方知事会	C 対応不可	事業実施可能時期については、本年度においては、4月1日付で交付決定を行ったため、遅やかな事業実施が可能となったところである。事前着手については、個々の緊急性・公益性を踏まえ判断すべきと考え、国交付金の概算払いについては、会計法第22条の規定により例外的に認められた支払の方法であり、額の確定を待たずに支払を要されるものであるが、予算決算及び会計令(予決令)第98条第4号の範囲内において、可能な限り早期に概算払いができるよう努力して参りたい。	平成27年度においても、今年度と同様に4月1日付で交付決定していたが、遅やかな事業実施ができるよう配慮していただいた。概算払いについては、可能な限り早期にお願したい。			
379	漁業近代化資金の償還期限の延長	漁業近代化資金船造法施行令第2条では、漁船の償還期間を「15年」と定めているが、「20年」に延長する。	【支障事例】 漁船造法では、魚価の低迷や燃油価格の急騰といった経営環境の悪化により、漁船の更新が進まず、平成24年度水産白書によれば、沿岸漁業(従事する漁船では、船齢20年を超える漁船が66.3%を占めるなど、法定耐用年数を超過して操業している。本県でも、FRP漁船約23千隻の約98%が船齢20年以上となっており、今後、生産性の低下やメンテナンス経費の増大等によって収益性の更なる悪化を招き、生産構造が脆弱化することが懸念される。一方、漁業近代化資金で漁船を建造する場合、漁業近代化資金船造法第2条及び同法施行令第2条で償還期間が15年以内とされているが、収益性の悪化により借入金の償還が負担となっている。漁業近代化資金については、平成17年度の投票移譲後、都道府県の判断で、法令で定める償還期限を越えた償還猶予措置を行うことが可能となっている。漁業者等が金融機関から融資を受ける場合、漁業信用基金協会が行う債務保証制度を利用しているが、都道府県が独自に法令で定める償還期限を越える償還猶予措置を行うときは、漁業信用基金協会の債務保証において、漁業近代化資金船造法に基づく「漁業近代化資金」ではなく、「一般資金」としての保証となる。「一般資金」の保証料率は、「漁業近代化資金」の保証料率と比較し高率のため、漁業者の保証料負担が増え、返済負担が増える。【制度改正の必要性】 法令で定める償還期間を「20年」に延長することは、漁船の実耐用年数に合わせたものであり、漁業者の借入金の1年あたりの償還額や保証料の支払いの負担を軽減することから、収益性の向上を図ることができる。	漁業近代化資金船造法施行令第2条	長崎県提案分別紙あり・全国漁業協同組合連合会から農林水産大臣への要望書 ※08	農林水産省	九州地方知事会	E 提案の実現に向けて対応を検討	御要望については、漁船の取得価格や実耐用年数等の必要なデータを精査の上、関係部局との調整等対応を検討してまいります。	漁業者が経営環境の悪化に対処できるよう、具体的なスケジュールをご提示のうえ、早期実現を望みます。			
818	都道府県資源管理指針の策定・変更の際に必要な水産庁長官への協議の廃止	都道府県漁業資源管理のあり方の基本方針について各都道府県が策定する「資源管理指針」の策定・変更の際に必要な水産庁長官への協議、同意を不要とし、報告とすること。	【現行】 資源管理指針・資源管理計画作成要綱では、資源管理指針は国及び各都道府県が、それぞれが管理する漁業に関連する水産資源にかかるとして策定し、これを踏まえた漁種又は漁業種ごとの具体的方策を内容として策定することとされ、各都道府県の指針策定にあたっては、水産庁と協議を行うこととされている。 【支障事例】 この水産庁との協議が必要なことにより、事務が煩雑になるだけでなく、地域の実情に合わせた迅速な変更が困難になっている。 【制度改正の必要性】 国と都道府県が管理する漁業及びその利用する資源が互いに重複することなく、また、県戸内海におけるサワラのように知事が管理する漁業が利用する資源のうち都道府県の範囲を超えた広域な管理を要するものについては、別途、広域漁業調整委員会等で調整が行われ、関係都道府県の資源管理指針はそれを反映したのものとなっているため、改めて協議する必要はないものと考え。	資源管理指針・資源管理計画作成要綱第2の3(3)及び(4)		農林水産省(水産庁)	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県	C 対応不可	資源管理指針・資源管理計画作成要綱第2の3(3)の水産庁との協議については、国及び都道府県の各々が策定した資源管理指針が、全体としての我が国周辺資源の資源管理として体系化されるものであることから、各都道府県が指針を策定するに際しては、水産庁長官との協議を行うこととされており、協議の際には、①内容が本要綱指針に則しているか、②他都道府県漁業者等と等不当に差別していないか、③国、都道府県指針との整合性がとれているかの点を着目としている。 なお、協議が整わない場合には、当該指針は、資源管理・収入安定対策による公的支援の前提となる資源管理指針としない旨に留意することとしている。	・要綱は、都道府県指針に記載すべき事項を詳細に定めており、これに沿わない指針の策定は、国及び都道府県の各々が策定した資源管理指針・広域的な資源管理の調整は、広域漁業調整委員会の他、広域漁業者協議会、試験研究機関、行政担当者の会議等様々な段階で定期的に議論され十分な調整が行われており、各指針は当然にその議論の対象になっている。 また、都道府県指針は、各都道府県が管理する漁業に関して定めるものであり、それ以外の者に効果を及ぼすものではない。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 【第28対応方針（平271226閣議決定）指針】 平27対応方針（平271226閣議決定）に抵触があるものは当該指針をくぐらずとし、 平28対応方針（平281226閣議決定）で対応 【第29対応方針（平281226閣議決定）に抵触があるものは当該指針をくぐらずとし、 平29対応方針（平291226閣議決定）で対応 【第30対応方針（平291226閣議決定）に抵触があるものは当該指針をくぐらずとし、 平30対応方針（平301226閣議決定）で対応	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
98				C 対応不可	公共事業である漁港整備は、施設の総合体としての機能が求められているため、個々の施設ごとに整備効果を期待するものではない。一方、非公共事業である産地水産業強化支援事業で整備する施設は、個々の施設ごとに整備効果を期待するものである。 このように、公共事業と非公共事業では事業の性格や目的が異なるため、公共事業の算定方法を非公共事業に導入することは困難である。 (B)/Cの算定も公共事業と非公共事業では取扱いが異なり、例えば維持管理費用の取扱いについては、公共事業では(仮)国に整備効果が享受されるものとして、耐用年数期間中の便益が維持されるようC(コスト)として計上されるが、非公共事業では、直接の受益者が本来は維持管理費用を支弁する原則からB/CのC(コスト)への計上はしない。)	6【農林水産省】 (21)産地水産業強化支援事業 「強い水産業づくり交付金(経営構造改善目標)費用・便益分析要領」(平22水産庁漁政部、漁港漁場整備部)において、従前より既存施設の全てを取り壊した上で新たな施設整備を行う場合の便益算定方法については、新築として取り扱われていることを、地方公共団体に通知する。	通知	平成27年 2月25日	産地水産業強化支援事業に係る費用・便益分析について(平成27年2月25日付付26水港第3407号)	
378	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された い。			E 提案の実現に向けて 対応を検討	ご要望の趣旨を十分に踏まえ、平成27年度においても、今年度と同様、早期に交付決定できるように事務手配を進め、速やかな事業実施ができるよう努力してまいります。 また、概算払いについても、可能な限り早期に支払いが可能となるよう財務省と協議してまいります。	6【農林水産省】 (24)水産多面的機能発揮対策交付金 事業の速やかな実施を行う観点から、毎年度可能な限り早期に交付決定及び概算払いを実施する。	事務連絡	平成27年度	交付申請のあった地域協議会及び道府県には速やかに交付決定を行った。また、概算払いについても速やかに処理を行うよう努めているところ。	
379				E 提案の実現に向けて 対応を検討	御要望については、平成27年度からの実施を目標として、現在、漁船の取得価格や耐用年数等の必要なデータの精査や関係省庁・部局との調整等を行っているところである。	6【農林水産省】 (2)漁業近代化資金融通法(昭44法52) 漁船の建造等に必要資金の償還期限の上限(施行令2条)を現行の15年から20年に延長するため、政令改正を行い、平成27年4月から施行する。	政令	平成27年 4月1日	漁業近代化資金融通法施行令の一部を改正する政令(平成27年政令第45号)	
818				C 対応不可	資源管理指針が資源管理・収入安定対策による公的支援の前提となっていることから、当該指針が間違いないと前提に基づいて作成されたものであるか、水産庁が確認する必要がある。 広域的な資源管理の調整については、関係者の議論内容が反映された指針となっているか、水産庁が確認する必要がある。 また、都道府県の範囲を超えて広域に回遊する魚種については、国と都道府県が管轄する漁業及びその利用する資源がお互いに重複することから、国の指針及び他都道府県の指針との整合がとれている必要がある。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
607	漁船登録事務にかかる水産庁報告の簡素化	都道府県が行っている漁船登録事務については、漁船法施行規則第14条第1項に基づき毎月10日までに、前月に登録した総トン数15トン以上の漁船原簿副本や登録、変更、抹消等の処理件数を報告しているが、事務の簡素化のため、報告を年1回とするともに漁船原簿副本の提出を廃止すること。	【支障事例】本県には約2万4千隻の漁船が登録されており、本庁及び4地方機関で行っている漁船登録等にかかる事務処理件数は約1万3千件(平成25年度)にのぼることから、根拠法令を改正し、事務の簡素化をお願いしたい。漁船登録件数等の報告については、漁船登録の実態把握のためと思われるが、例えば「聴取の捕獲・混獲・産獲等の実態調査」では聴取毎捕獲・混獲・産獲等の頭数を年1回報告(水産庁長官通知)しており、漁船登録件数を月に報告しなくても、年1回報告で問題ないと考ええる。また、漁船原簿副本の提出については、都道府県において適切に管理を行えば、水産庁への報告は不要と考ええる。【制度改正の必要性】毎月の報告や漁船原簿副本の提出を廃止し、年1回の報告とすることで、事務の簡素化が図られるとともに、集計作業等を行う時期を、他業務の状況に合わせて調整できることから、業務の効率化につながる。	漁船法施行規則第14条第1項		農林水産省(水産庁)	長崎県、大分県、宮崎県、沖縄県、山口県	A 実施	漁船法施行規則(昭和25年8月12日農林省令第95号)第14条第1項の規定の一部改正を行うこととし、同項に規定されている毎月の漁船の登録等の報告書の提出については、年1回とし、毎月の登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出については、廃止することとする。	意見なし			
927	都道府県を介さない団体の補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)について、都道府県の判断に基づく交付等による自由度向上	「空飛ぶ補助金」のうち水産多面的機能発揮対策事業交付金について、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること	【制度改正の必要性等】都道府県を介さずに市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかりか、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方分権改革に逆行するものである。特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を求め、補助対象、補助率等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要である。そのため、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。【地方移管を求める理由】類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。	水産多面的機能発揮対策交付金実施要領		農林水産省(水産庁)	埼玉県	C 対応不可	本交付金は、地域の実情に応じた水産多面的機能発揮に資する取組に対して支援することとしており、交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。このため、本交付金は、地方の実情が反映される運用となっているものである。また、水産基本法(平成13年法律第89号)第32条において、水産多面的機能に関する施策は国が講ずるものと位置づけられている。	本交付金の交付先である地域協議会は、都道府県内の地域特性を反映した効果的な事業の推進が可能な地域を単位とし、都道府県、関係市町村、漁業者団体、学識経験者及び非営利団体等の各都道府県の実情に応じた者で構成するものとしている。そこで、類似のふるさとの川増殖事業を実施していることや、漁業協同組合指導事務と密接な関連があり、県で一体的に実施した方が効果が期待できる。そのため、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や民間事業者等へ補助する制度とすることが必要である。本提案においては、県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすることを求めるものである。	水産業・漁村への多面的機能発揮支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。国から民間団体等に直接交付される補助金等については、都道府県が実施する水産業・漁村の振興に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高め、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>調査結果</small> <small>(※28対応方針(※27(1)の補議決定)は別)</small> <small>※27対応方針(※27(1)2の補議決定)に抵触するものは当該案件を&lt;※29&gt;とし、</small> <small>※28対応方針(※28(1)2の補議決定)に抵触するものは当該案件を&lt;※29&gt;とし、</small> <small>※29対応方針(※29(1)2の補議決定)に抵触するものは当該案件を&lt;※29&gt;とし、</small> <small>で対応</small>	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
607				A 実施	提案団体からは意見が付けされていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。	6【農林水産省】 (2)漁船法(昭25法178) 漁船の登録等の報告書の提出(施行規則14条1項)については、毎月から年1回に変更するとともに、登録した総トン数15トン以上の動力漁船に係る漁船原簿の副本の提出(同項)については、廃止する。	省令	平成27年 4月11日	漁船法施行規則(昭25農林省令95)の 一部改正(14条1項の改正)	
927	【全国市長会】 市町村への交付分については、国の 関与とは別に、都道府県の関与が新 たに加わることや、申請等に係る事務 手続きの増加等への懸念もあることか ら、慎重に検討を行うべきである。			C 対応不可	地域の関係者において構成される協議会を実施主体とすることで、より地域の実情に応じた取組を行うことができる。 また、本事業は都道府県を協議会の構成員とすることを必須要件としており、現行制度においても、既に、都道府県の意向を十分反映させた上で、柔軟に地域協議会から各活動組織に交付されている。 さらに、本事業は、全国的な視点に立ち、地域の特性を考慮して多面的機能の発揮を図る必要があることから、水産基本法の趣旨を踏まえ、国が関与することが必要であり、都道府県へ財源・権限を移譲することは妥当ではない。 なお、全国市長会からは、申請に係る事務手続きの増加等への懸念もあり、慎重に検討を行うべきとの意見をいただいております、そのことも念頭に置く必要がある。					

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
168	保安林解除に係る国への協議の廃止	保安施設事業施行地内の民有林保安林において、知事権限の保安林解除に係る国への協議を廃止する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の保安林解除にあたっては、農林水産大臣に協議し、同意を得なければならないとされている。 前記以外の4号以下の保安林解除にあたっては、国との協議は不要であり、保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解除にあたっても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考えられる。 国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかにし、事業進捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算して30日)。  ※本県に係る保安施設事業等施行地の多くは、海岸部の飛砂防備保安林に指定されており、今後、高規格幹線道路(山陰道)の整備や国道・県道の道路改良等において保安林解除の増加が予想される。  ※なお、本県の保安林は重要流域内にあるため、同項第1号は該当しない。	森林法第26条の2第4項		農林水産省(林野庁)	鳥取県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的助言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いについて」(最終改正・平成25年4月1日付付24林整治第2742号 林野庁長官から各都道府県知事宛通知)に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な審査を行っている。 また、国が流域保全の観点から技術的助言として都道府県に示すことで、県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止すべき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)		地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっては、国への協議、同意を廃止するべきである。	
194	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に際しての大臣協議(同意)の廃止	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に係る農林水産大臣への協議(同意)を廃止する。	都道府県知事権限の保安林(重要流域以外)の指定の解除に当たっては、保安林(重要流域以外)の指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)については1ha以上及び公益上の理由の解除(同条第2項)については5ha以上の場合に農林水産大臣に協議し、同意を得る必要がある。(法定受託事務)  しかしながら、都道府県知事の審査及び農林水産大臣の協議に係る審査は同じ基準に基づいて行われるため、両者の審査の結果が大きく異なるとは考えられない。 また、大規模な解除等の案件については申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められるケースもあり、大臣への協議を廃止することにより、国への協議等に要する期間(標準処理期間30日)が短くなることとなり、より一層の事務の簡素化及び迅速化を図ることが可能となる。	森林法第26条の2第4項、森林法施行令第3の3		農林水産省(林野庁)	和歌山県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保安と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナル・ニーマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の有効性を担保する必要があると考える。	保安林(重要流域以外)の指定の解除については、現行でも一定の面積要件を下回る案件については農林水産大臣協議は不要とされており、面積の違いにより取扱いを分けることには合理性がないと考える。  大臣協議の廃止により、協議に要する期間が無くなれば、より一層事務の簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながる。  管理番号193「重要流域における民有林の保安林の指定・解除及び指定事業要件の変更に関する事務・権限の移譲」に関連する見直し(権限移譲)と併せて廃止すべき。	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっては、国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		
229	保安林の指定解除に係る国の同意協議の廃止	知事権限となっている保安林の指定解除において、一定の場合は国の同意が法定されているが、事務の迅速化を図るため、国の同意協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項の規定により、知事権限とされている保安林の指定解除のうち、面積が政令で定める規模以上の保安林及び治山事業等の施行区域内にある保安林の指定解除については、あらかじめ農林水産大臣の同意を得る必要がある。 国との協議には1〜2ヶ月を要し、その間、事業着手を遅らせることとなることから、事務の迅速化を図るため、国の同意及び協議の廃止を求めるもの。	森林法第26条の2第4項		農林水産省(林野庁)	宮城県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保安と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナル・ニーマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の有効性を担保する必要があると考える。 また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	これまで知事権限に係る保安林解除については、法定受託事務又は自治事務として国の通知(平成12年4月27日付付12林野治第790号農林水産事務次官通知、昭和45年6月2日付付45林野治第921号長官通知)に基づき適正に処理しているところであり、国土保全上の有効性の担保や流域保全の観点から慎重に検討する必要があることであれば、その判断基準を上記の通知等で示していただくことにより、国の同意を不要とできるのではないかと。	地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっては、国への協議、同意を廃止するべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	調査結果 (第28回方針(平27)10月閣議決定(抜粋)) 平27対応方針(平27)12月閣議決定(抜粋) 平28対応方針(平28)12月閣議決定(抜粋) 平29対応方針(平29)12月閣議決定(抜粋)	措置方法 (検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
168			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクメールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等圍の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要性を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い箇所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのため、森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点から技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴府のご意見は受け入れられない。</p> <p>なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても異なるため、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの数量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全面的な視点に立つて解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 平27対応方針(平27)10月閣議決定(抜粋) 平28対応方針(平28)12月閣議決定(抜粋) 平29対応方針(平29)12月閣議決定(抜粋)</p> <p>6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>&lt;平27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	法律及び通知	平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野庁治山課長通知を改正)</p>	
194			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクメールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等圍の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 森林の開発面積が1haを超えると、災害等の危険性が増大するとの調査結果があり、一定面積以上の保安林解除を国への同意を要する協議としていることは合理的であると考ええる。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 平27対応方針(平27)10月閣議決定(抜粋) 平28対応方針(平28)12月閣議決定(抜粋) 平29対応方針(平29)12月閣議決定(抜粋)</p> <p>6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>&lt;平27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	法律及び通知	平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野庁治山課長通知を改正)</p>	
229			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクメールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等圍の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたる国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い箇所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのため、森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「国土保全上の実効性の担保や流域保全の観点からの審査基準を都道府県に示すことにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴府のご意見は受け入れられない。</p> <p>なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても異なるため、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの数量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全面的な視点に立つて解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 平27対応方針(平27)10月閣議決定(抜粋) 平28対応方針(平28)12月閣議決定(抜粋) 平29対応方針(平29)12月閣議決定(抜粋)</p> <p>6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>&lt;平27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項第2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	法律及び通知	平成28年5月20日	<p>・地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野庁治山課長通知を改正)</p>	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
245	保安林解除に係る農林水産大臣への協議の廃止	森林法に基づき保安林の指定を解除する際に義務付けられている農林水産大臣への同意協議を廃止する。	【制度改正の必要性】 公共事業等に伴う保安林の解除において、国への協議を廃止することにより事務処理期間が短縮されスムーズに事業が執行でき、地域住民の生活の利便性の向上等が期待できる。 【懸念の解消】 知事権限の保安林解除においても、国権限の解除と同等の審査を実施していることから、協議の廃止に伴う保安林の持つ公益的機能の著しい低下等への懸念はないと考える。	森林法第26条の2第4項		農林水産省(林野庁)	広島県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。また、保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保安施設事業等を実施した保安林の解除にあたっては、水源の涵養または災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかについて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国の同意を要する協議が必要である。	流域の保全に広く影響を及ぼすものや、流域保全の観点を含め慎重に検討する必要がある場合においても、都道府県を跨がない流域については、都道府県単位において慎重な検討が可能であり、都道府県のみで審査でも国土保全上の実効性や保安林の機能の維持は担保されると考える。保安林解除に係る国の同意については、同じ審査基準を用いて審査しており、都道府県と国とで二重に審査することとなっている。		地方分権改革推進委員会第2次勧告を踏まえ、保安施設事業施行地内等の施行に係る4号以下の民有林保安林指定解除に当たっては、国への協議、同意を廃止すべきである。それ以外についても提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。	
819	知事権限に係る保安林解除(1ha又は5ha以上)に際しての大臣協議の廃止	知事権限の保安林(重要流域外における法第25条第1項第1号から第3号までの)の指定の解除については、現行では指定の理由の消滅(法第26条の2第1項)にあつては1ha以上、公益上の理由の解除(同条第2項)にあつては5ha以上の場合、大臣協議を必要とされているが、解除に際しての大臣協議を廃止すること。	【現行】 これまで大臣権限の保安林の指定解除についても都道府県知事が国の委託を受けており、解除に必要な専門的知識を有している。このため、大臣協議の必要な案件にあつても、地方自治法第290条の3第1項の規定による農林水産大臣の同意の基準等を定めて、都道府県知事がこれを審に審査を行い、形式的な補正作業はあつても最終的には権限者の都道府県知事に判断を委ねているのが実情である。 【制度改正の必要性】 都道府県毎の執行に大きな差異が生じかねないとの懸念は、上記の同意基準があるため問題はなく、仮に懸念があるとすれば、同意基準の内容充実で対応できる。大規模解除案件が今後増加するものと見込まれることから、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められる中、国における当該協議の標準処理期間は1ヵ月であり、都道府県における協議書作成時間を合わせると廃止により一層の事務の簡素化が図れる。これまでの実績から協議制を廃止しても何ら支障は生じないと考える。	森林法第26条の2第4項第1号、森林法施行令第3条の3		農林水産省(林野庁)	兵庫県、京都府、大阪府、徳島県	C 対応不可	森林法第25条第1項第1号から第3号に掲げる目的を達成するための保安林は、水源の涵養、土砂の流出防備等を目的とし、その受益は広く流域に及ぶことから、その適正な整備は国土保全と国民の諸経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。また、大規模な保安林の解除については流域の保全に広く影響を及ぼすものといえる。このため、都道府県知事が法定受託事務として、その指定・解除に関する権限を有する保安林であっても、一定規模以上の保安林の指定の解除については、国の同意を要する協議を行うことで、国土保全上の実効性を担保する必要があると考える。	これまでも都道府県知事は、大規模解除について、法定受託事務として慎重かつ厳格な対応を行っており、支障を及ぼす事態が発生したことがない。 ・大規模解除について、国において影響を懸念されるのであれば、法定受託事務に基づく処理基準を強化し、地域の実情に精進した都道府県知事が責任をもって対応することで担保は可能である。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
245			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づき是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等圍の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。また、保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い箇所が周辺に与える影響を考慮して判断しているから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意を要する協議を行う解除案件は農と国で二重に審査していることで廃止すべき」との貴院の意見は受け入れられない。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 &lt;平27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p> <p>&lt;平27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	<p>法律及び通知 平成28年5月20日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野庁治山課長通知)を改正</p>	
819			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定受託事務)については、都道府県が基準に則り適正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づき是正の指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の整理における、同意協議を許容するメルクマールに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、是正の要求等圍の一般的関与で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っている。この点を考慮せず、解除手続の期間短縮及び事務の簡素化・効率化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 1～3号保安林は、大規模解除を行った場合、その受益の対象が広域にわたり国民経済に大きな影響を及ぼすおそれがある。そのために森林法第26条の2第4項に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「同意基準等を強化することにより、国への同意を要する協議は廃止すべき」との貴院のご意見は受け入れられない。</p> <p>なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、冬々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれが適量判断に委ねている面がある。このため、統一的・全面的な視点に立って解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。</p> <p>(別紙あり。専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 &lt;平28&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p> <p>&lt;平27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	<p>法律及び通知 平成28年5月20日</p>	<p>地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>・森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野庁治山課長通知)を改正</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
964	保安林解除に係る農 林水産大臣への協議 の廃止	森林法に基づき保安林の 指定を解除する際に職務 付けられている農林水産 大臣への同意協議を廃止 する。	森林法第26条の2第4項第2号に基づく保安施設事業等の施行に係る土 地の区域内にある保安林の保安林解除にあつては、農林水産大臣に協 議し、同意を得なければならぬとされている。国との協議は不要であり、 前期以外の4号以下の保安林解除にあつては、国との協議は不要であり、 保安施設事業により、保安林機能の維持向上を図った4号以下保安林の解 除にあつても県による適正な審査が可能であり、国との協議は不要と考え る。 国への協議を廃止することで保安林解除手続きをより速やかに、事業進 捗を図ることが可能となる。(国の標準処理期間は、協議書受理日から起算 して30日)。	森林法第26条の2 第4項		農林水産省 (林野庁)	中国地方知 事会	C 対応不可	保安施設事業等は、山地災害の危険が高い箇所等、保安機能の維 持・強化が特に必要な保安林等で実施するものである。このため、保 安施設事業等を実施した保安林の解除にあつては、水源の涵養ま たは災害の防備といった保安林の機能が引き続き維持されるかにつ いて、流域保全の観点も含め慎重に検討する必要があることから、国 の同意を要する協議が必要である。	都道府県の執行については、地方自治法第245条の4に基づく技術的な助 言として示された「保安林及び保安施設地区の指定、解除等の取扱いにつ いて」(最終改正・平成25年4月1日付)「24林整法第2742号 林野庁長官から各 都道府県知事宛通知」に基づいて各都道府県が定めた基準に従い、適正な 審査を行っている。 また、国が流域保全の観点を技術的な助言として都道府県に示すことで、 県は前記と同様に適切な執行が可能であることから、国への協議は廃止す べき。(なお、流域が都道府県にまたがる場合を除く。)		地方分権改革推進委員会第2次勧告を 踏まえ、保安施設事業施行地内等の施 行に係る4号以下の民有林保安林指定 解除に当たっては国への協議、同意を 廃止するべきである。	
193	重要流域における民 有林の保安林の指 定・解除及び指定施 業要件の変更に関す る事務・権限の移譲	重要流域※における民有 林の保安林の指定・解除 及び指定 施業要件の変更 に係る事務・権限につい ては、都道府県に移譲す る。 ※重要流域とは、2以上 の都府県の区域にわたる河 川流域	保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更に係る事務・権限は、地方分 権一括法施行(平成12年)により農林水産大臣から都道府県知事へ一 部権限移譲され、民有林のうち①水源涵養②土砂流出防備③土砂崩壊防備 の重要流域内は農林水産大臣(直接執行事務)、①②③の重要流域以外は都 道府県知事(法定受託事務)、それ以外の保安林は都道府県知事(自治事 務)となっている。 また、保安林の指定・解除及び指定施業要件の変更を農林水産大臣に申 請する場合(※)には、その森林に所在地を所管する都道府県知事は遅滞なくそ の申請書を農林水産大臣に進達しなければならないこととなっている。 上記①②③の重要流域内の保安林指定・解除及び指定施業要件の変更の 権限を都道府県に移譲することにより、国が申請書を受理してから予定通知 の施行までの期間(標準処理期間90日)が無くなることとなり、申請から指定 までに要する期間は大幅に短縮されるものと考えられる。 また、現行でも根拠由の際、県においても国と同様の審査をしたうえで申請 書の進達を行っていることから、移譲後も都道府県において審査を遅滞なく 実施することは可能である。	森林法第25条、 第25条の2、第26 条、第26条の2第 1項、2の第2項、2 の第3項、2の第4 項、第27条の第1 項、第2項、第3 項、第32条の第1 項、第2項、第5 項、第33条の2、 第33条の3第44 条		農林水産省 (林野庁)	和歌山県、大 阪府	C 対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲 は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済 活動の基礎をなす「ナショナルミニムム」としての意義を有する。 このうち、2以上の都道府県の区域にわたる流域その他の国土の 保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂 の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事 務とすることが適当であると考ええる。	御懸念の「ナショナルミニムム」の確保については、国が法令等で重要流域に 関する指定等の「基準」を示すことにより、都道府県の事務実施について一定 の水準を保つことは可能ではないか。 なお、現行でも、重要流域の1〜3号保安林以外の保安林の指定等につ いては都道府県知事権限となっており同一の基準で審査しており、重要流域の1 〜3号保安林についても同様に都道府県知事の権限としたとしても、直ちに 事務実施に支障が出ることは考えられない。よって、国が法令等で重要流域に 関する指定等に関する「基準」を新たに示すことで重要流域の1〜3号保安林 の指定等事務・権限を都道府県が行うことは十分可能である。 また、権限移譲により、国の審査に要する期間が無くなれば、より一層事務の 簡素化及び迅速化が図られ、申請者の負担軽減につながると考えられる。 以上のことから、同事務・権限については、都道府県に移譲すべき。		重要流域における1号〜3号民有保安 林指定の解除権限については、手挙げ 方式により法定受託事務として都道府県 に移譲するべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答	措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
964			<p>○ 1号～3号保安林の解除(法定基準)については、都道府県が基準に則正に事務を執行しており、かつ、本庁における事務処理体制に鑑みても、現場から離れ、限られた人数で、国が都道府県とは異なる視点で実質的な審査を行うのは困難であると考えられることから、地方自治法に基づく指示等を適切に活用することとし、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)については、地方分権改革推進委員会第3次勧告の趣意における、同意協議を代替するメカニズムに非該当であると考えられることから、同意協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 保安施設事業施行地の重要性は都道府県としても当然認識していることから、同意協議を廃止できない理由とはならない。(国費を投入している点については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」の問題ではないか。)</p> <p>○ 4号～11号保安林の保安施設事業施行地における保安林の解除(自治事務)について、適正の要求等間の一般的关系で足りるのではないか。足りないとすれば、その理由は何か。</p>	C 対応不可	<p>○ 国土を保全し、国民の経済活動の基礎を保障することが国の役割である中、保安林はその一翼を担っており、また、保安施設事業は保安林機能を補完するために農林水産大臣が必要を判断して実施されるものである。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、議論することは適当ではない。</p> <p>○ 保安施設事業の施行の必要性は、農林水産大臣が災害等の危険性が高い箇所が周辺に与える影響を考慮して判断していることから、当該保安施設事業施行地を含む保安林を解除する場合も農林水産大臣がその適否を判断する必要がある。そのため森林法第26条の2第4項第2号に基づく同意を要する協議が規定されているのであって、「流域保全の観点から技術的な助言として都道府県に示すことにより、国への協議は廃止すべき」との貴府のご意見は受け入れられない。</p> <p>なお、転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの数量判断に委ねている面がある。このため、統一・全般的な視点に立つて解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 &lt;平成27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (iii)法25条1項4号から7号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、制度の運用実態を調査しつつ、同意を要しない協議に見直す方向で検討し、平成27年中に結論を得る。</p> <p>&lt;平成27&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 法25条1項4号から11号に掲げる目的を達成するために指定される保安林のうち、その全部又は一部が保安施設事業等の施行に係る土地の区域内にある保安林の解除を都道府県知事が行う場合の農林水産大臣への同意を要する協議(26条の2第4項2号)については、同意を要しない協議とする。</p>	法律及び通知	平成28年5月20日	<p>地域の実情及び自立性を高めるための施策の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成28年法律第47号)</p> <p>森林法第26条の2第4項の規定に基づく協議に係る農林水産大臣の同意の基準等について(平成12年6月23日付112-21林野庁治山課長通知)を改正</p>	
193			<p>○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を保つ必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を行っていることから、法定委任業務した上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を担保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるといふ懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。</p> <p>○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人のごとであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。専ら審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。</p> <p>○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないか。また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議を行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的解除理由である道路開削については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえず、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の建設工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都道府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都道府県が揃って審査を受ければ重要流域の指定を自ら、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	C 対応不可	<p>○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防備を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うこととなる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。</p> <p>○ 転用に係る保安林の解除については、解除基準を定めて、審査の中立性・透明性を確保している。一方で、各々の保安林は、自然的条件や周辺の社会的条件によっても果たす機能や役割、これを解除した場合の影響等が大きく異なるため、全国218の「流域」を災害等が発生した場合に周辺に与える影響の大きさに応じて「重要流域」とそれ以外に区分するなどして、解除権限を国と都道府県に分担し、それぞれの数量判断に委ねている面がある。このことから、統一・全般的な視点に立つて解除基準の詳細化を図ることは現実的にみて困難である。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (1)保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級河川内の一級河川の全區間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を横断し重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。</p>	告示	平成28年3月31日	<p>森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成12年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示890号)</p>	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
198	保安林の指定、解除等の権限の移譲	大臣権限である重要流域における1～3号保安林の指定、解除等を知事権限とすること。	【制度改正の経緯】 大臣権限である保安林の指定、解除等については、国の審査、国からの予定通知、確定通知等の手続きがあり、指定や解除等の確定に相当の期間を要する。 ・昨今、保安林の指定、解除等の事務処理については、迅速な手続きが求められている。 ・全体の9割以上を占める大臣権限により行われている重要流域の1号～3号保安林の指定、解除等の手続きが、知事権限となれば、処理までの期間を短縮することが可能となる。 ・保安林の解除を伴う公共工事についても、これまでより早期に着手することが可能となる。 【具体的な効果】 ・指定の確定告示までの期間： 大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 ・解除の確定告示までの期間： 大臣権限(H25実績平均)約1年→知事権限(H25実績平均)約6ヶ月 ・指定提案要件の変更の確定告示までの期間： 大臣権限(H25実績平均)約280日→知事権限(H25実績平均)約80日 【制度改正に伴う問題の有無】 ・大臣権限における国の審査については、県が内容審査し進捗しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っており、重要流域における1～3号における権限を知事に移譲しても国土保全の根幹を揺るがすとは考えがたい。	森林法第25条第1項、第26条第1項、第33条の2第1項、第196条の2		農林水産省(林野庁)	奈良県	C 対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。このうち、2以上の都道府県区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。	現在、2以上の都道府県区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから国が直接事務を行っているが、その種の審査については、県が内容審査し進捗しているため、実体は形式審査となっている。また、大臣権限と知事権限の指定、解除等の基準に差違はない。 ・既に重要流域以外の1号～3号保安林や、4号以下のその他の保安林については、知事権限で保安林の指定、解除等を行っているが、適正な整備が損なわれることはない。 ・1～3号における権限を知事に移譲しても、そのことにより、水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の適正な整備が損なわれるとは、考え難い。 ・権限委譲を行うことにより、手続きの迅速化が図れるため、国民に対してメリットが生じることとなる。 ・以上により、従来どおり国の直接事務とするのではなく、都道府県知事に権限委譲することが適当であると考ええる。	重要流域における1号～3号具有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。		
206	県有保安林の指定・解除等事務・権限の移譲	国に事務・権限がある重要流域に係る第1～3号保安林の指定・解除等について、その事務・権限を都道府県に移譲する。	(1)現状 重要流域における第1～3号具有保安林の指定・解除等の事務・権限が国にあるため、申請から決定告示までに相当の期間(約1年程度)を要しており、迅速な行政手続きのネックとなっている。  (2)支障事例 ア 指定 ・申請後は保安林と同等の行為制限(伐採・作業行為等)が森林所有者に課せられるにもかかわらず、決定告示まで現法上の要請措置が受けられないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 イ 解除 ・予定告示まで申請地の用地活用が図れないため、県民への行政サービスの低下を招いている。 ＜手続きの流れ＞ 申請(知事)→適否審査(大臣)→予定通知(大臣)→予定告示(知事)→決定告示(大臣)  (3)要望内容 重要流域のうち、2以上の都道府県にわたらない流域における第1～3号具有保安林指定・解除等の事務・権限について、手続きに要する期間の短縮(約2～3ヶ月に短縮)を図るため、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」の方針の趣旨に即して、都道府県知事に移譲していただきたい。	森林法第25、26条		農林水産省(林野庁)	青森県	D 現行規定により対応可能	水源の涵養、土砂の流出の防備等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有する。このうち、2以上の都道府県区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防備等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考ええる。その一方で、「地方分権改革推進要綱(第1次)(平成20年6月20日地方分権改革推進本部決定)」では、「一級河川全区間の都道府県への移管に併せて重要流域の指定を外すことにより、国による当該重要流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」としていることから、現行の地方分権に係る整理に基づき対応可能。	意見なし		重要流域における1号～3号具有保安林指定の解除権限については、手挙げ方式により法定受託事務として都道府県に移譲するべきである。なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事業関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係機関 【第28回方針(平27)12月閣議決定(抜粋)】 【第27回方針(平27)12月閣議決定(抜粋)】 【第26回方針(平26)12月閣議決定(抜粋)】 【第25回方針(平25)12月閣議決定(抜粋)】 【第24回方針(平24)12月閣議決定(抜粋)】	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
198			<p>○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」確保の必要性があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を行っていることから、法定受託事務として、国の同意協賛を要すること、国の同意を確保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるといった懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。</p> <p>○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間40～500件の大規模解除案件に対し、職員1人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。</p> <p>○ 保安林の指定・解除が、河川管理と関わる点でも、都道府県が河川管理と十分な連携を取れば足りるのではないか。</p> <p>また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか、実として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定・解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なる。立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいとされる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定・解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	<p>C 対応不可</p> <p>○ 1～3号保安林は水害の減衰や土砂の流出・崩壊防護を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルミニマム」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲については議論することは適当ではない。</p> <p>○ 大臣権限保安林の国での解除審査では、9割を超える案件で補正が生じており、国の審査は形式的なものとはなっていない。都道府県に権限移譲を行った場合、審査内容が不十分なまま解除される等の事象の発生が懸念される。</p> <p>○ 重要流域に所在する1～3号保安林の指定・解除は、以下の理由から、引き続き国の直接執行事務とすべきである。</p> <p>① 重要流域に所在する1～3号保安林の適正な配備は、国土を保全し国民の経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」としての意義を有している。とりわけ、国土保全上又は国民経済上特に重要な「重要流域」の確保は、1～3号保安林の機能の根幹的部分をなすものであるから、国の直接的な関与が必要である。</p> <p>② 統一・全国的な視野に立つて適正な保安林の配備を行うことは国の責務である。このため、農林水産大臣がたてた全国森林計画において、保安林として管理すべき面積を計画しているところである。仮に、重要流域の1～3号保安林の指定・解除権限を都道府県に移譲した場合、ナショナルミニマムとして全国的な観点から保安林の適正な配備を行うことができず、国の責務を十全に果たせないおそれがある。</p> <p>(別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)</p>	<p>【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (1)保安林の指定・解除については、一、都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正な配備がなされるよう留意する。</p>	告示	平成28年3月31日	森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成12年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示890号)		
206			<p>○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルミニマム」を確保する必要があるとしても、現行でも都道府県が実質的な審査を行っていることから、法定受託事務として、国の同意協賛を要すること、国の同意を確保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>仮に、都道府県ごとの判断に差異が生じるといった懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないか。</p> <p>○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間40～500件の大規模解除案件に対し、職員1人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。</p> <p>○ 保安林の指定・解除が、河川管理と関わる点でも、都道府県が河川管理と十分な連携を取れば足りるのではないか。</p> <p>また、実態として、個々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか、実として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定・解除に係る主体を一致させる必要はないのではないか。</p> <p>○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なる。立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいとされる一定面積以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p> <p>○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定・解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。</p>	<p>D 現行規定により対応可能</p> <p>提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。</p>	<p>【再掲】 4【農林水産省】 (3)森林法(昭26法249) (1)保安林の指定・解除については、一、都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を擁さない重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近年の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正な配備がなされるよう留意する。</p>	告示	平成28年3月31日	森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成12年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示890号)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
333	保安林の指定・解除の一部移譲	既開設道路の曲線修正や法面保護工事のような比較的軽微な改良工事については、県民の利便性向上につながるため、保安林の解除に係る権限を知事に移譲すべき。	①地方分権改革推進委員会第1次勧告で都道府県への移譲で取り上げられた重要流域の長有林の保安林の指定・解除の権限については、土地利用(開発・保全)の権限のほとんどが地方に移管される中、未だに国に残っている。 ②保安林区域内においては、幅員4m以下の林道等については、工事等を行う場合、「作業許可」として知事が処理できる。一方、幅員4mを超える道路については、曲線改良や法面保護等の小規模な工事であっても、重要流域であることをもって国(林野庁)による保安林解除が必要となっている。こうした工事は、現に作業許可で実施している内容(規模)と大差なく、県で処理することにより、工期の短縮等が図られ、県民の利便性向上につながる。 ③下流域への影響を考えた場合、幅員や道路の属性による差異は関係なく、(解除する地)面積の方がより重要な要素である。 ④農林水産省は、第43回地方分権改革推進委員会において、国民の生命・財産の保全及び地球温暖化対策における国の責任の観点から直接執行が必要とする資料を提出しているが、公益上の理由のうち既開設道路の改良工事に係るものなどに限定した場合には、そうした懸念は当たらない。 ⑤本費では、世界遺産に登録された資産に向かう道路が地滑りのため通行できなくなっており、本格的な復旧工事を行うためには保安林解除が必要であるが、手続に時間がかかれば、資産へのアクセスが支障を来すことになる。	森林法第25条、第26条		農林水産省(林野庁)	群馬県	C 対応不可	既開設道路の改良工事であっても、隣接する保安林を恒久的に道路の一部とする場合には、その面積にかかわらず保安林の指定を解除する必要がある。なお、車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているものである。 保安林指定・解除の権限は、水害調査、土砂の流出の防備等を目的とする保安林については、その受益は広域的であり、かつ、国土の保全や国民経済活動の基礎をなす「ナショナルミニマム」の維持に資するものであることから、国の権限に属することとし、当該保安林のうち根幹的部分をなす重要流域については、農林水産大臣が直接事務を行うこととなっている。 このように、保安林指定・解除の権限は、保安林の指定目的及び流域の重要性により、当該保安林の指定・解除権者が一致するよう区分している。ご提案のように保安林解除面積の大小により権限の区分を行うことは、保安林制度における権限の区分の考え方になじまないため、困難である。	①車道幅員が4m以下の林道等は、保安林の施業・管理に必要(最小限)な施設として、保安林の一部として取り扱うとともに、作業許可の対象としているが、要解除面積でいうとShaを超えるような大規模なものも含まれている。 ②農林水産大臣が直接事務を行うことの全てを否定するものではないが、軽微な事業については、形式的な審査が中心であるにも関わらず、事業が重なりと進展する傾向があることや撤収のタイミングにより官報告示に時間を要するなどデメリットも大きいことから、移譲を求めているものである。 ③斜面崩壊・落石対策・雪崩対策・災害復旧などの早期着工による危険の除去など住民が受けるメリットを勘案すれば、権限の移譲を積極的に進めるべきである。 ④権限の区分の考え方になじまないことを理由としているが、事後報告等立法上工夫できる余地は十分あるものと考える。	<a href="http://www.cao.go.jp/bunk/en-suishin/door/teianbuka05shiryu04.pdf">http://www.cao.go.jp/bunk/en-suishin/door/teianbuka05shiryu04.pdf</a>	林野庁以外が所管する国有保安林及び重要流域における1号～3号長有保安林の指定の解除権限については、手挙げ方式により都道府県に知事に移譲するべきである。(重要流域の1号～3号保安林は法定受託事務として都道府県知事に移譲)	

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 【第28対応方針（第21・22回協議決定）】(抜粋) 【第27対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中27」として 【第28対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中28」として 【第29対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中29」として 【第30対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中30」として 【第31対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中31」として 【第32対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中32」として 【第33対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中33」として 【第34対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中34」として 【第35対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中35」として 【第36対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中36」として 【第37対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中37」として 【第38対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中38」として 【第39対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中39」として 【第40対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中40」として 【第41対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中41」として 【第42対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中42」として 【第43対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中43」として 【第44対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中44」として 【第45対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中45」として 【第46対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中46」として 【第47対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中47」として 【第48対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中48」として 【第49対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中49」として 【第50対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中50」として 【第51対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中51」として 【第52対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中52」として 【第53対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中53」として 【第54対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中54」として 【第55対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中55」として 【第56対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中56」として 【第57対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中57」として 【第58対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該案件を「中58」として	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
333			○ 重要流域の1～3号保安林について、「ナショナルセンター」を必要とするものとして、現行でも都道府県が実質的な審査を担っていることから、法定委任事務とした上で、国との同意協議を設けるなど、国の関与を確保することにより、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○ 既に、都道府県ごとの判断に差異が生じるといった懸念があるとするれば、解除基準を明確化することで対応できるのではないかと。 ○ 本庁における事務処理体制は、職員が5～6人とのことであったが、年間400～500件の大臣解除案件に対し、職員一人当たりでは年間80～100件を扱っていると考えられる。書類審査以外の現地調査など、実質的な審査を行うのは困難ではないか。 ○ 保安林の指定、解除が、河川管理と関わるとしても、都道府県が河川管理者と十分な連携を取れば足りるのではないかと。また、実態として、管々の解除の判断に当たり、河川管理者との協議は行っているのか。実態として行っていないのであれば、河川の管理主体と保安林の指定、解除に係る主体を一致させる必要はないのではないかと。 ○ 少なくとも、「公益上の理由」による解除のうち、例えば一般的な解除理由である道路開設については、各都道府県においても審査が積み重ねられ、ノウハウが蓄積されていると考えられることから、権限移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○ 現行法制上、幅員4m以下の林道開設等は、知事許可である保安林内作業許可で行うことができる。保安林内作業許可と保安林の指定解除は、趣旨・性質が異なるとはいえ、立木を伐採するという点では、治山治水上の影響は同じである。したがって、流域に及ぼす影響が小さいと考えられる一定範囲以下の小規模な事業や一定の種類の軽微な工事に係る解除権限については、都道府県に移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。 ○ 二級河川については、現行制度上も河川管理は都道府県で行っており、2つの都道府県にまたがる二級河川の重要流域については、流域の都府県が揃って手を挙げれば重要流域の指定を外し、保安林の指定、解除権限を移譲すべきではないか。この場合、何か具体的な支障があるのか。	C 対応不可 ○ 1～3号保安林は水源の涵養や土砂の流出・崩壊防護を目的とし、その受益の対象が広範囲に及ぶことから、その指定・解除には「ナショナルセンター」として国が責任を負うことになる。この点を考慮せず、事務の簡素化の観点のみから、指定・解除権限の移譲について議論することは適当ではない。 ○ 車道幅員4m以下の林道等については、保安林の管理上必要な施設であり、他の道路と同一の扱いを行わないという合理的な理由を有していると考えられる。 ○ ご意見の中で「事業が重なる」と国の審査が遅延する傾向になる」と述べられているが、貴府の場合、過去3年間で全ての案件が20日以下で国の審査を終了している。 ○ 都道府県知事の判断により、保安林の解除手続を待たずに災害復旧工事を行うことや、解除予定告示後40日経過すれば、一定の手続をとることにより工事着手が可能であることから、貴府側でもこれら制度の効果的な運用についてご検討いただきたい。  (別紙あり。全国知事会からの意見、専門部会からの指摘に対する回答を記載。)	【再掲】 4【農林水産省】 (3) 森林法(昭和法249) (1) 保安林の指定・解除については、一の都道府県内で完結する一級水系内の一級河川の全区間の都道府県への移譲が行われた場合に加え、一級河川を横断する重要流域においては、当該流域の全ての県から要請があるときに、国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する。協議に際しては、関係する市町村の意見を十分に聴取するとともに、近隣の集中豪雨等による山地災害が多発している状況も踏まえ、法25条1項1号から3号までに掲げる保安林の指定の趣旨に鑑み、権限移譲後においても保安林の適正配備がなされるよう留意する。	告示	平成28年3月31日	森林法第25条第1項の規定に基づき農林水産大臣の指定する重要流域を指定する件(平成12年農林水産省告示第283号)の改正(平成28年3月31日付け農林水産省告示890号)		



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
809	大臣権限に係る保安林指定及び解除の権限の都道府県知事への移譲	大臣権限の保安林(重要流域内における法第25条第1項第1号から第3号まで)の指定及び解除について、当該権限を都道府県知事に移譲すること。	【現行】重要流域において水源のかん養や、土砂の流出・崩壊の防護のため必要がある場合において、農林水産大臣は保安林として指定・解除を行うことができる。【制度改正の必要性】実態には、これまでも大臣権限の保安林の指定及び指定解除について、都道府県知事が国の委託を受けており、指定、解除に必要な専門的知識を有している。大臣権限と知事権限で指定及び解除の基準に差異はない。【支障事例】指定、解除申請の標準処理期間について、解除申請の場合、本申請前の事前相談で了承を得るのに2ヶ月、大臣(林野庁)が申請書を受理してから予定通知の施行まで3ヶ月とされているが、国に連携して以降、都道府県知事に予定通知があるまで相当な期間(指定の場合、進達から予定通知があるまでに1年6か月の事例も)を要しており、申請者からの問い合わせに対応するケースも見受けられる。【改正による効果】このため、申請者をはじめ関係者から迅速な対応が求められることもあり、権限移譲により、相当な事務の迅速化が図られる。地方分権により、森林保全の観点から世界的に疑問や懸念の声があるとすれば、国土保全の視座を踏まえることなく都道府県知事が重要流域も含め一括して地域の実情に応じた事務を遂行することにより、柔軟かつ迅速な事務手続きが可能となる。	森林法第25条、第26条		農林水産省(林野庁)	兵庫県、大阪府、徳島県	C 対応不可	水源の涵養、土砂の流出の防護等を目的とする保安林の受益範囲は広く流域に及び、その適正な整備は、国土を保全し、国民の経済活動の基礎をなす「ナショナル・インフラ」としての意義を有する。このうち、2以上の都道府県区域にわたる流域その他の国土の保全又は国民経済上特に重要な流域については、水源の涵養、土砂の流出の防護等の根幹部分をなすことから、従来どおり国の直接事務とすることが適当であると考えられる。	これまでも保安林の制限管理は都道府県知事が行ってきた。実質上、大臣権限であっても国からの委託により都道府県知事が事務を執行している。これまで保安林の解除を原因とした国土保全上の支障が発生したこともなく、2以上の都道府県区域にわたる流域での解除であっても、該当都道府県との間で調整することで対応可能である。		重要流域における1号～3号具有保安林指定の解除権限については、手続が方式により法定委任事務として都道府県に移譲するべきである。	
37	地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意の廃止	都道府県が定める地域森林計画に係る農林水産大臣の協議、同意を廃止すべき。	【制度改正の必要性】森林法第6条第5項の規定による大臣協議、同意については、全国的な政策目標を定めている全国森林計画における伐採立木材積、造林面積、間伐立木材積、保安林整備の計画量について、林野庁が算出した割当量を都道府県に達するシステムとなっており、県が森林計画区の実情に基づき計画量を掲げることが困難となっている。協議については、技術的助言の機会として許容できるが、同意規定については廃止すべきである。	森林法第6条第5項		農林水産省(林野庁)	愛知県	C 対応不可	地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開墾を防止、更新・保育を実施し、系統的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。このため、全国44の広域流域ごとに森林の整備・保全の目標を設定し、その達成に必要な伐採立木材積等の計画量を定めた全国森林計画を、都道府県知事の意見を聴いた上で策定している。都道府県知事が策定する地域森林計画については、この全国森林計画と整合したの上とする必要があること、伐採等にかかる助言・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規程について都道府県にかかわらず一定の水準を保つ必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議、同意を廃止することはできない。なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成23年に林道開設延長及び治山事業施行地区数については対象から外し、必要最低限の項目に限定しているところ。	森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規程等については、全国一定の水準を保つことは必要であると考えられるが、地域森林計画を策定する場合において「対象とする森林の区域」や「林道の開設及び改良に関する計画」の変更は、森林施業や保護の方法の規程等の変更は行わない極めて軽易な内容であるので、協議の対象から除外すべきである。また、同意対象事項を変更する場合においても、その計画量の変更が、あらかじめ示されている大臣協議同意基準を満たす範囲内であれば、同様に軽易な変更と考えられるので、同意対象から除外すべきである。		地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっての国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)・造林面積その他造林に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項、保安林の整備、第四十一條の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止するべきである。	



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・ 関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
301	都道府県が定める地域森林計画に係る国への協議、同意の廃止	「地域森林計画」の樹立等の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられるが、国への協議、同意を廃止し、届出制へ移行。	【根拠条文】 森林法第6条第5項 都道府県知事は、地域森林計画をたて、又はこれを変更しようとするときは、前条第三項に規定する事項を除き、農林水産省令で定めるところにより、農林水産大臣に協議しなければならない。この場合において、当該地域森林計画に定める事項のうち、同条第二項第二号の森林の整備及び保全の目標、同項第三号の伐採立木材積、同項第四号の造林面積、同項第四号の二の閉伐立木材積並びに同項第七号の保安林の整備については、農林水産大臣の同意を得なければならない。  【提案事項・支障事例】 「地域森林計画」の樹立及び変更の際に、農林水産大臣への協議・同意が義務付けられ、事前協議、本協議、同意までの手続きに時間を要していることから、都道府県の自主的・主体的な取り組みが行えるよう、協議、同意を廃止し、届出制としてほしい。 事前協議における調整期間がおよそ2週間とされており、協議、同意にいたる事務手続きに時間を要している。	森林法6条5項		農林水産省 (林野庁)	福島県	C 対応不可	地球温暖化の防止や水源の涵養、山地災害の防止、林産物の供給等の森林の有する多面的機能は、その影響が広域に及ぶとともに、ひとたび損なわれれば回復に長期を要するものであることから、将来にわたり国民が享受することができるよう無秩序な伐採・開発を防ぎ、確実な更新・保全を実施し、永続的に森林生態系を維持し森林資源を確保していく必要がある。 このため、全国153の森林計画区域において都道府県知事が策定する地域森林計画については、全国的な資源計画である全国森林計画と整合したものであること、伐採等にかかる通告・命令や森林経営計画の認定基準に係る森林施業や保護の方法の規律について都道府県にかかわらず一定の水産を伴う必要があること等から、当該計画の樹立等に係る国との協議・同意を廃止することはできない。 なお、同意を要する協議の対象とする計画事項については、地方分権改革の趣旨も踏まえ、地域の主導による森林整備を推進する観点から、平成20年に林道開設促進及び治山事業施行地区助成については対象から外し、必要最低限の項目に限定するとともに、事前協議を含む手続については、平成25年の第4次見直しにおいて、 ・任意の記載事項(森林の整備及び保全のために必要な事項)を協議から届出に見直し、協議対象を必要最低限の項目に限定 ・2週間以内で行う事前調整が望んでいる場合には協議・同意の手続を速やかに行う措置としたこと。	<回答> ・現行制度では、計画策定に当たり現地調査及び案練等を勘案して計画数量を作成し、国民の意見を反映した上で、森林法に基づき設置している森林審議会において審議した結果を協議・同意を得なければならないとされている。また、協議・同意を経て策定した計画を国へ報告することで求めているものである。 ・提案内容は、計画策定において、県民や審議会等からの意見を踏まえ作業を進めながら、農林に国の関与によって修正が行われる可能性があるという制度の改善を求めているものであり、県として地域森林計画の内容は全国森林計画に即して整合するものとする森林法の趣旨については十分理解し、遵守するものであることから、協議・同意を廃止し、届出制としていただきたい。		地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、都道府県が定める地域森林計画策定に当たっては国への協議、同意については、森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項、伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く。)・造林面積その他届出に関する事項、間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項、林道の開設及び改良に関する計画、樹立方法を決定する必要がある森林の所在及びその届出方法その他林産物の届出に関する事項、保安林の整備、第四十一條の保安施設設置に関する計画その他保安施設に関する事項に係る部分は協議とし、その他の部分は廃止するべきである。	
889	地域資源活用に関する事務・権限の都道府県への移譲	経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学連携推進に関する事務・権限のうち、地域資源活用に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。	【制度改正の必要性等】 県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。 このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。 しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップが効果的・効率的に行える。 こうしたことから、地域資源活用に関する事務・権限(中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条に規定する地域産業資源活用事業計画の認定等)は都道府県に移譲すべきである。 また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること)。 中小企業経営支援等対策費補助金(伝統的工芸品産業支援補助金) 地域資源活用新事業展開支援事業費補助金 農工商連携対策支援事業(事業化・市場化支援事業)	経済産業省組織別第230条35号、第231条19号等  中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第6条、第7条、第15条等	別紙13あり	経済産業省 農林水産省	埼玉県	C 対応不可	農工商連携対策支援事業は、国の役割を、地方が行うことのできる全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っていること。 また、認定件数が年間0件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に限らず執行体制の整備が必要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。 さらに、2割以上の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の連携であることから、都道府県での執行は困難である。 以上より、本事業は、引き続き国が事業計画の認定と補助金の採択を行うことが効率的であり、適当である。	農工商連携事業については、平成26年7月現在すでに全国で621件が認定されており、必ずしも全国レベルの先端的モデル事業に限定しているとはもはや言えず、中小企業者と農林水産業者の経営力の安定及び地域経済の活性化につながる事業については、積極的に支援していかねばならないと考える。 都道府県に移譲することにより、地域の実情・ニーズに応じたきめ細かな支援が行え、実行性の高い施策展開が期待できる。 都道府県域を越えた中小企業の連携については、当該都道府県同士で情報交換を密にし、認定・執行にあたっては事前にルール化することにより対応は可能である。 なお、地域産業資源活用事業については、都道府県が認定した地域資源を活用した事業であるため、都道府県を越えた連携事業はまはれてはならない。		・地域資源活用に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域資源活用による事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から困難があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を推進主体にするが、都道府県に交付すること。	
57	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の協議、同意の廃止	県が過疎地域の自立促進に関する基本的な事項や産業の振興、観光の開発、交通通信体系の整備などに関する基本的な事項について定めたい「過疎地域自立促進方針」を策定する際には、あらかじめ総務大臣、農林水産大臣および国土交通大臣に協議し、同意を得ることとされているが、この同意を要する協議を廃止し、方針策定後の関係大臣への届出制に改める。	【現状】 過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項によると、「都道府県は、自立促進方針を定めようとするときは、あらかじめ、総務大臣、農林水産大臣及び国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならない。この場合において、関係行政機関の長に協議をするものとする」と定められている。  【支障事例】 自立促進方針の策定に際しては、大臣の同意を得るために、2ヶ月以上を要し、調整に時間を要している。この方針に基づき、市町村は「過疎地域自立促進市町村計画」を策定することとなるため、市町村は方針策定を待たねばならず、厳しいスケジュールでの策定を強いられている。  【制度改正の必要性】 同意協議を廃止することにより、都道府県及び市町村がスムーズに事務を行うことができるようになる。  【求める措置内容】 については、地方の主体性を尊重し、国の関与を見直し、手続きの簡素化を図るべく、過疎地域自立促進方針に係る関係大臣の同意を要する協議は廃止すべきである。 なお、過疎地域自立促進特別法と同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき「山村振興基本方針」に関する国への協議はすでに廃止されている。	過疎地域自立促進特別措置法第5条第4項		総務省、農林水産省、国土交通省	愛知県	C 対応不可	過疎対策については、対策の主体である市町村と、協力する都道府県が県が実施し、国が特別措置により財政上、行政上、両面から支援するものである。 自立促進方針は、国がその内容に基づいて行財政上の特別措置を講ずるものとされている市町村計画及び都道府県計画の大枠となるものである。国が特別措置を講ずるにあたって当該大枠について同意を要する協議を受けることは、必要最低限の唯一の事前の関与として、廃止することはできない。 また、地方分権改革推進委員会による第2次勧告(平成20年12月8日)における「業務執行・執行の存置を許容する場合のメルクマール」に該当する事項である。	国との協議において、前回の協議では極めて形式的な意見に留まっており、実質的に県の方針案とおりとなっている。地方の自主性・主体性を尊重する趣旨であれば、「山村振興基本方針」同様、協議を廃止し、提出のみとして支障はないものと考ええる。 また、国との協議には、調整に時間を要していることから、手続きの簡素化を求めるものである。 協議を廃止できないのであれば、改善の案として、事前協議・正式協議の手続きを一歩化するなど、策定スケジュールの緩和に資する新たな方策導入を期待する。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 (第28回方針(平27)12月閣議決定(抜粋)) 平27第2次方針(平27)12月閣議決定に同意のあるものは当該抜粋を<平27>として掲載 平28第2次方針(平28)12月閣議決定に同意のあるものは当該抜粋を<平28>として掲載 平29第2次方針(平29)12月閣議決定に同意のあるものは当該抜粋を<平29>として掲載	対応方針の措置(検討)状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法(検討状況)	実施(予定)時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
301			<p>○ 地方分権改革推進委員会第3次勧告での整理で、地域森林計画のうち・森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項</p> <p>・伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)</p> <p>・造林面積その他造林に関する事項</p> <p>・間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項</p> <p>・保安林の整備</p> <p>に係る部分は協議のみ許容、その他の部分は国協議を許容するメルクマール非該当とされていることから、それぞれ国同意又は協議を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支援はあるのか。</p> <p>○ 特に、現在国の同意協議が必要とされている伐採立木材積等、保安林の整備については、国が定める総量的な具体的基準をもとに都道府県が計画を策定するものではなく、また、所定の計算式に当てはめ、20%以内の増減内であれば国同意されるなど、地域森林計画と全国森林計画が同意を要するほど整合性を求めるものでないことから、同意を廃止すべきであるが、この場合、何か具体的な支援があるのか。</p> <p>○ 同意を廃止しても、各都道府県において国が示すガイドラインに基づいて統一的な判断ができる一方、国は必要に応じて地方自治法に基づく是正の要求等を適切に活用することにより、地域森林計画について一定の規律水準を保つことができるのではないか。</p>	C 対応不可	<p>【全国知事会及び専門部会からの意見への回答】</p> <p>○ 国の同意・協議を廃止した場合、森林の取扱いの権限にかかる計画量について、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の適切かつ持続的な発揮の確保等に支障が生じる。また、協議を廃止した場合、伐採等にかかる勧告命令や森林経営計画の認定基準、ひいては税制や各種補助金の要件について全国的な視点からの一定水準の確保が困難となる。なお、本同意・協議は、第三次勧告に示された(a)(b)のメルクマールに該当すると考えている。</p> <p>○ 同意・協議を要する計画量は、都道府県の区域を超える広域圏域ごとに森林の総合的な管理を行うため国が定める計画量等の具体的基準に基づき、都道府県が森林計画区域ごとに定めている。同意に当たっては、地域の実情を踏まえ20%以内の増減の幅を設定しており、地域森林計画の計画量がその範囲を逸脱する場合は、国の計画との整合が図られず、森林の多面的機能の発揮に支障が生じる。</p> <p>なお、現在の地域森林計画に係る実行率をみると、伐採はほぼ計画どおりである一方、造林は計画を大幅に下回っており、こうした実態を踏まえて計画が策定されれば、将来にわたって多面的機能の発揮に重大な支障が生じることが懸念。</p> <p>○ 地方自治法に基づく是正の要求等をした場合、要求に対する措置内容は都道府県に委ねられるが、森林の多面的機能の効果は広域にわたるため、単一の都道府県のみで判断を要することは適切でない。</p> <p>また、事後の是正では、是正前の地域森林計画に適合してたてた市町村森林整備計画や森林経営計画、伐採等届出に基づく森林施業まで事後的に訂正を行うこととなり、多大な労力と時間を要するとともに、不適切な伐採の回復に長年月と多額の資金が必要となる。</p> <p>○ 平成25年の「義務付け・特付の第4次見直し」において整備した任意の事前調整の仕組みを活用することにより、実質的に地域森林計画の森林審議会への諮問の前に国との調整を済ませることができることから、国は同意・協議の手続きを直ちに行うことが可能となっている。このため、事前調整を行った内容に大幅な変更がない限り、同意の段階で国が修正を求めることはないと考えている。(詳細は別紙のとおり)</p>	<p>【再掲】</p> <p>6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) (1)都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、見直す方向で検討し、森林・林業基本計画の変更(森林・林業基本法(昭39法161)11条7項)に合わせ結論を得る。</p> <p>&lt;H28&gt; 6【農林水産省】 (4)森林法(昭26法249) 都道府県知事の地域森林計画に係る農林水産大臣への同意を要しない協議(6条5項)に関し、当該計画の内容のうち、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項(5条2項5号の2)に係る協議については、届出とする。</p>	法律	平成29年4月28日公布、平成29年7月26日施行	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成29年法律第25号)	
889	【全国市長会】提案団体の意見を十分に尊重された。			C 対応不可	<p>【農工商等連携事業】</p> <p>御指摘の認定件数621件については果樹の種類は全国レベルのモデル性の高い事業に限って認定を行っているところ。</p> <p>また、都道府県が地域の中小企業のニーズを踏まえて本政策に関連した独自施策を行うことは、国として歓迎すべきであり、各地で実施したい農工商連携フロント事業のように、都道府県が地域の知恵と工夫を活かして農工商連携の「種」や「芽」を支援し、国が全国レベルでのモデル的事業を支援することにより、相乗効果的に活用事業の裾野拡大と底上げが図られるよう、引き続き連携してまいりたい。</p> <p>さらに、都道府県域を超える広域圏域の中には、同一県内では連携先を見つけるのが困難であった案件も含まれていることから、引き続き国が計画認定、補助金執行を行うことが適切であると考える。</p>	4【農林水産省】 (10)中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平20法38)(経済産業省と共管) (1)農工商等連携事業計画の認定(4条1項)については、都道府県に対し、事業実施主体から提出された当該計画の認定に関する情報提供を行うとともに、法定取得後の事業化状況について都道府県と連携して事業化に向けた指導及び助言を行うなど、都道府県との連携強化を図る。 (2)農工商等連携事業計画の認定事業者に対する補助(農工商等連携対策支援事業)については、国と都道府県の連携強化を図るため、都道府県に対し、支援要件等の公募に関する情報提供を行う。	通知	平成27年3月11日	「農工商等連携事業を促進するために行う国及び都道府県の連携の強化について」(平成27年3月11日付中小企業庁新事業推進促進課・農林水産省産業連携課通知)	
57	【全国市長会】都道府県の計画策定スケジュールが短縮化され、市町村における計画策定事務がスムーズになるよう、前向きな検討を願いたい。			E 提案の実現に向けて対応を検討	<p>市町村計画及び都道府県計画に基づき行う事業に対しては国の各種特別措置が講じられ、過疎地域自立促進方針はこれの計画的な大枠となるものであるため、国の事前関与が必要である。また、市町村、都道府県の施策と国の各分野の関連施策との整合性を確保するためにも、過疎計画自立促進方針への各府省庁の事前関与が必要である。過疎地域自立促進方針に関する同意を要する協議は、唯一の国の事前関与であるため廃止することはできないと考える。</p> <p>過疎地域自立促進法においては、自立促進方針における同意を要する協議が、国による必要最低限の唯一の事前の関与であるのに対し、山村振興法においては、主務大臣が、山村振興基本方針の作成に関し、都道府県に勧告すること(法第9条)が可能であることから、山村振興基本方針策定に係る主務大臣への同意協議が事後報告化されたものである。したがって、山村振興法と同様に扱うことはできないものと考え。</p> <p>なお、国としても、過疎地域自立促進方針の策定に係る事務をスムーズに行えるようにすることには賛成であり、事前協議と正式協議を一本化することについては、検討してまいりたい。</p>	6【農林水産省】 (13)過疎地域自立促進特別措置法(平12法15)(総務省及び国土交通省と共管) 都道府県が策定する過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議については、その迅速化を図るため、事前協議と正式協議の手続の一本化について検討を進め、平成27年中に結論を得る。	事務連絡	平成27年5月15日	過疎地域自立促進方針に係る関係大臣への協議の手続きを通知するに際して、事前協議を廃止した。	

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
227	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る協議の一部簡略化	過疎地域自立促進市町村計画の変更に係る都道府県の協議が必要なもののうち、事業を中止した場合又は大幅な事業量の減があった場合には、協議から抽出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進市町村計画については、過疎地域市町村において事業の推進に伴い、おおむね毎年変更の手続きを行っている。この変更の手続きは、過疎地域自立促進特別措置法等に記載のとおり、あらかじめ都道府県に協議しなければならぬ。一方で文言の修正等形式的な変更又は軽微な変更については、変更の手続きを省略して差し支えないものとしている。 そこで、都道府県への協議が必要なもののうち、事業の中止又は大幅な事業量の減については、予算の増額に伴うものではなく、市町村が主体的に判断することが可能であり、仮に規制緩和がなされ、変更後の計画の県への提出のみとなっても、進捗なく事務を実施することは可能であると思われるため、市町村の事務量を削減するために軽微な変更として取り扱い、変更の手続きを協議から抽出のみとするよう求めるもの。	過疎地域自立促進特別措置法第4条第4項、第7項 平成22年12月22日付(総行通第143号、22農振第1700号、国都地第71号)		総務省、農林水産省、国土交通省	宮城県	C 対応不可	市町村は市町村計画についてあらかじめ都道府県とその内容について協議することとしている。このことにより、市町村の施策と都道府県の施策との整合性が図られることとなり、さらには、他の諸施策との整合性が図られ、国・都道府県・市町村が一体となって過疎地域の自立促進、ひいては、美しく風格ある国土の形成を推進することとなる。 市町村が事業の中止、又は大幅な事業量の減について変更の手続きをしようとする場合についても、「事業の追加」又は「大幅な事業量の増」について変更の手続きをしようとする場合と同様に、都道府県の施策や他の諸施策との整合性を図る必要があることには変わりなく、都道府県との事前の協議が必要である。 例えば、森林整備の整備(法第14条)、公共下水道の幹線管渠等の整備(法第15条)、医療の確保(法第16条、第17条)及び高齢者の福祉の増進(法第18条)で定める過疎対策や、都道府県独自の過疎対策については、当該対策に係る市町村の事業の追加、中止、大幅な事業量の増減について、都道府県と事前に協議することで、都道府県が市町村に協力して進捗を支援することが可能である。 なお、大幅な事業量の増減については、市町村計画の本文修正を伴うもののみ、あらかじめ都道府県に協議しなければならぬとしている。 また、地方分権改革推進委員会による第3次勧告(平成21年10月7日)における「3つの重点事項の個別取組」について具体的に講ずべき措置「別表2」の中で「法制度上、当然に国の税制・財政上の特例措置が講じられる計画を策定する場合」として協議を許容されていることである。	特に意見なし			
374	農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和	人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。	【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を意図するには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法(農村地域)として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることとなった。しかし、合併による人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。 【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。	農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カコ書き 同法施行令第3条第4号		農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省	九州地方知事会	C 対応不可	農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られない地域について、特に工業などの導入促進を図るという支障の懸念が、 ・ 一定の財政力を超える見込み、 ・ 一定の財政力を超えており、相対的に国の財政支援を行う必要が低い地域、 ・ 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている地域、 ・ 人口増加又は製造業等の就業機会が豊富に確保されている地域、 ・ 人口10万人以上の市町村の全区域を対象としていること、加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加又は製造業等の就業機会が豊富に確保されている地域を例外的に対象地域に追加していることである。 ・ 同法においては、市町村の全区域を対象としていること、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する」とした場合、市として同一一定の財政力指数を適用するに当たっては、市町村が同法の適用を受けるとはならず、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみて適切ではないと考えている。	提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域であって、この市と、同じく農村地域である市、村との合併によって人口20万人以上となったものがある。よって20万人以上の実態は法の対象となる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。 A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様に、人口増加率、製造業等の就業率とも全国平均値よりも低く、それぞれ数値は合併前と比べ落ちている状態を示している。 法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に工業要件を満たさなくなったと法の対象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていただくことが「条件が不利な農村地域に工業等を誘導する」という法の趣旨に合致するものであると考えている。			
243	農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意の廃止	市町村が特定農山村法に基づき農林業等活性化基盤整備計画を作成・変更する場合の都道府県知事への協議・同意を廃止する。	【制度改正の必要性】 農林業等活性化基盤整備計画の作成・変更にあたっては、市町村が中心となって地域の自主性を生かすつつ農山村の他の事業の振興を図ることを目的とされている。市町村の基盤整備計画の策定について迅速化が図られることにより、その後の事業を早期に実施することが可能となる。 【懸念の解消】 本法令による義務付けによる調整以外の調整を行っていることであり、本法令による義務付けの必要性がないと考える。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第8項		農林水産省、国土交通省、総務省	広島県	C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)は「農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項」及び「農林業生産の基盤整備及び開発並びに産業振興に必要な公共施設の整備で促進事業に関連して実施されるものに関する事項」から構成されるが、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときは、「促進事業の実施に関する事項」のみ、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないこととされている(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 このように、基盤整備計画の作成又は変更については、全体協議ではなく、部分協議としているのは、 1 市町村中心の地域の自主性を生かした農林業等の活性化を目的としているため、全てを協議対象とするのは適切でないこと 2 しかしながら、促進事業の実施に関する事項は、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外される農地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項(法第4条第4項)を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であること、 3 基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事は、特に広域的な観点から調整を行う必要があること によるものである。 したがって、同じく都道府県知事への協議・同意の義務付けは存置する必要がある。	所有権移転等促進計画については、法第8条第4項により都道府県知事の承認手続が定められていることにより、広域的な観点からの調整を図ることができたため、基盤整備計画に係る都道府県協議・同意は不要と考える。 (農地転用については、全市町村の3割割、本県においてはほぼすべての市町で事務処理特例条例により実施)			
805	区域区分に関する都市計画決定にかかわる農林水産大臣への協議の廃止	都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされているが、当該農林水産大臣との協議を廃止すること。	【現行】 都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするときは農林水産大臣との協議が必要とされている。 【支障事例・改正による効果】 農林水産大臣との協議にはかなりの時間を要しており、大臣協議を廃止することで、より地域の実情に合った創意工夫に満ちた積極的な取り組みが一層推進されるとともに、迅速かつ効率的な業務の遂行が可能となることから、当該協議を廃止すべきである。 【改正後の対応】 なお、農水大臣との協議が廃止された場合、都市的土地利用制度と農地保全制度との調整が図れないという懸念が生じるもの、区域区分に関する都市計画は、一般都道府県の範囲内で完結するものであることから、都道府県の都市部局と農政部局等との調整等により適切に対応することが可能である。 【大臣許可を要する農地転用許可権限についても、都道府県への移譲を提案している。】 【本県における協議状況】 区域区分の変更(阪神間都市計画区域)に係る協議期間(通常10ヶ月程度) 平成19年8月～12月 近畿農政局下協議(基本的事項に係る協議) 平成20年8月～12月 近畿農政局下協議(案作成に係る協議) 平成21年4月28日 変更告示	都市計画法第23条第1項		国土交通省、兵庫県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県	C 対応不可	区域区分に関する都市計画決定については、またまた面積の農地を市街地区域へ編入することにより、届出のみで転用可能となることから、農地の総量確保に大きな支障が生ずるおそれがあったため、農林水産大臣との協議を廃止することは適切である。 なお、御指摘の事例では、平成19年8月に都市計画の次期定期見直しに係る県全体の対応方針案について一度説明を受けた後、平成20年8月までには特に協議を受けていない。このため、都市計画の変更に係る下協議期間は平成20年8月から12月までの約4ヶ月間であったと認識している。	区域区分の軽微な変更に関する都市計画を定めるにあたっては、①市町村の都市計画部局と農政部局の協議が整ったものについて、②さらに県の都市計画部局と農政部局が協議を行っており、都市的土地利用と農地保全との連携は十分に確保することが可能である。 ・今回、大臣許可を要する農地転用許可権限の都道府県への移譲も同時に提案しており、国土交通大臣への同意協議を廃止することにより、都道府県において一体的な処理が可能になる。				

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		関係結果 【第23回地方創生(中)21(2)関係議決(1)抜粋】 【第27回地方創生(中)21(2)2関係議決】に同意があるものは当該抜粋を<中>27として 掲載 【第28回地方創生(中)21(2)2関係議決】に同意があるものは当該抜粋を<中>28として 掲載 【第29回地方創生(中)21(2)2関係議決】に同意があるものは当該抜粋を<中>29として 掲載	対応方針の措置(検討)状況				
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定	
227	【全国市長会】 提案に賛同する。 また、市町村計画の変更に当たり、「事業の追加又は中止」、「事業費の増減」については、計画全体に影響を及ぼすのではなく、計画内容が大幅に変わるものとは言い難い。			C 対応不可	提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答で御納得いただいたものと考えている。						
374				C 対応不可	市町村合併は、人口減少・少子高齢化等の社会経済情勢の変化や地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として行われており、平成11年以降全国的に積極的に推進されてきたところ、こうした趣旨に沿って、A市においても、周辺町村と合併したものの思料する。財政力指数は、農工法においては客観的な指標となっているものではないが、ご指摘の通りA市の財政力指数は悪化傾向にある一方で、旧A市と合併した旧市町村の財政力指数の観点から見ると、同指数は改善しており、上記合併の趣旨が達成されているものと思料する。農工法においては、原則として10万人以下の市町村の全区域を対象とするともに、人口10万人から20万人までの市町村については、例外的に人口増加率、製造業等の就業率を基準として法の適用の可否を判断し、相対的に工業導入の必要性が高い市町村に対する国の支援を実施しているところであり、人口が20万人を超えた地域については、一律に法の対象外としている。これは、人口が20万人を超えた時点で、既に一定程度の財政規模を持っていることから、相対的に国が支援を実施する必要性が低くなると思料されるためである。また、実施計画の策定主体が都道府県又は市町村となっているように、農業と工業の両方ある発展は、市町村内の一部の地域ではなく、当該市町村全体で考えるべきものである。以上より、要件の緩和は困難である。  なお、現在政府内では地方創生の観点から施策の検討が行われているところであり、その中で本制度の活用についても視野に入れて検討してまいりたい。	<中>26> 6【農林水産省】 (1)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管) (2)農村地域工業等導入促進法については、農村において雇用の確保等により所得を向上させるため、制度の活用が一層促進されるよう農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)の緩和を含めて見直しを検討し、平成27年中に一定の結論を得る。 <中>27> 6【農林水産省】 (10)農村地域工業等導入促進法(昭46法112)(厚生労働省、経済産業省及び国土交通省と共管)【再掲】 農村地域(2条1項)に係る人口要件(施行令3条)については、政令を改正し、平成28年度中に緩和する。	政令	平成28年3月31日公布、4月1日施行	農村地域工業等導入促進法施行令(昭和46年政令第28号)を改正し、農村地域から除かれる地域の要件について、合併市の区域にあっては、合併前の市町村の区域ごとに適用されることとし。		
243	【全国市長会】 提案団体の意見を十分に尊重された。			C 対応不可	農林業等基盤整備計画(基盤整備計画)のうち、農林業等活性化基盤整備促進事業(促進事業)の実施に関する事項については、農地法の権利移動の許可制(農地法第3条、第4条及び第5条)の規定が適用除外となる農林地所有権移転等促進事業の適切な実施を図るための本事業に係る事項を定めることとなるので、農地法に基づく農地転用許可事務を行う都道府県知事の関与が必要であるなど、基盤整備計画の中でも特に重要なものであり、都道府県知事が特に広域的な観点から調整を行う必要があることから、基盤整備計画を作成又は変更しようとするときには、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならないとされているところである(特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第4条第2項、第8項)。 なお、所有権移転等促進計画に係る都道府県知事の承認(法第8条第4項)は、個々の農地転用等に係る所有権移転等に対する承認であるため、促進事業の実施に関する事項に係る特に広域的な観点からの調整に替えることのできるものではない。	6【農林水産省】 (12)特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律(平法72)(総務省及び国土交通省と共管) 特定農山村地域である市町村が作成又は変更する農林業等活性化基盤整備計画に係る都道府県知事への同意を要する協議(4条5項)については、当該計画の内容のうち、農林地所有権移転等促進事業(2条3号3)に係る事項以外の事項に関しては、同意を要しない協議とする。	法律	平成27年6月26日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		
805				C 対応不可	区域区分に関する都市計画決定については、まとまった面積の農地が市街化区域に編入されることにより、届出のみで転用が可能となることから、農地の確保に大きな影響が及ぶ。  また、地方公共団体における都市計画部局と農政部局の協議調整は重要であるが、一般的には地域における開発指向が強い状況下において、農林水産大臣が現場と一定の距離を置いた立場で協議を受ける制度とすることで、都市的土地利用と農地保全の観点の調整がより適切かつ確実に行われることとなるよう担保する必要があると考えている。  なお、直近5カ年(平成21年度～平成25年度)において、農林水産大臣との協議を踏まえ、全国で約2,400haの農地が市街化区域に編入されたところであるが、この他に、都道府県から、開発の見通しが立っていないにもかかわらず、優良農地を市街化区域に編入したいといった相談も寄せられており、既に農林水産大臣との協議を廃止した場合、より多くの農地が市街化区域に編入されるおそれがある。  以上より、農林水産大臣との協議を廃止することは困難である。	6【農林水産省】 (7)都市計画法(昭43法100) 国土交通大臣が区域区分(7条1項)に関する都市計画を定め、若しくはその決定若しくは変更に同意しようとするとき、又は都道府県が区域区分に関する都市計画を定めようとするとき(国土交通大臣の同意を要するときを除く。)における農林水産大臣に対する協議(2条1項)については、市街化区域となる区域が農用地(農業振興地域の整備に関する法律(昭44法58)(農振法)8条2項1号)と重複する場合等に限り、その対象範囲を見直す。 なお、上記の措置に伴い、農地法(昭27法229)、農振法等において所要の見直しを行うこととする。	法律、政令、省令	平成28年4月1日	地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成27年法律第50号)		

管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
925	都道府県を介さない 「空飛ぶ補助金」に ついて、都道府県へ の財源・権限の移譲	「空飛ぶ補助金」のうち 地域材活用倍増戦略プロ ジェクトについては、都道府 県へ財源・権限を移譲し、 都道府県から市町村や民 間事業者等へ補助する制 度とすること	【制度改正の必要性等】 都道府県を介さず市町村や民間事業者等へ直接交付する補助金(いわゆる「空飛ぶ補助金」)は、地方の実情が反映されない恐れがあるばかり が、国による地方への過度な関与や二重行政の拡大につながるなど、地方 分権改革に逆行するものである。 特に中小企業支援やまちづくりなどの施策は、都道府県の関与を進め、補助 対象、地域材等を地方の裁量で決定するとともに、都道府県等が実施する事 業との連携を図ることによって、地方の実情に応じたより効果の高い事業とす ることが必要である。 ついで、「空飛ぶ補助金」のうち、中小企業支援やまちづくりなどの地域振 興に資するものは、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県から市町村や 民間事業者等へ補助する制度とすること。 【地方移管を求める理由】 地域材の利用促進等、県の施策と重複しているので、県で一体的に実施した ほうがより効果が期待できる。	林産物供給等振興 対策事業実施要綱		農林水産省 (林野庁)	埼玉県	C 対応不可	地域材材活用倍増戦略プロジェクトは、「農林水産省・地域の活力 創造プラン」に沿って、CLT等の新たな木材需要の創出や公共建築 物の木造化等、各分野での木材利用を拡大するとともに、これらの需 要に応える地域材の安定的・効率的な供給体制の構築を図ること により、林業の成長産業化の実現を目的とする事業である。 本事業は、①全国的に顕在化してきた課題に対応し、事業の効果 が全国的に確実すること。②地域材の安定的・効果的な供給体制 の構築にあたっては複数の府県をまたぎ広範囲になること。③主として 民間事業者が行うCLTや木質バイオマス利用等の技術開発や全 国的な活動を推進することなど、県を単位とした事業とは限らないこと から、民間団体等への直接交付としていること。  なお、地域材の利用促進に係る木材加工施設、木造公施設、木 質バイオマス利用施設の整備や森林整備等については、都道府県を 通じて市町村や民間事業者に交付されていること。	地域材材活用倍増戦略プロジェクトのうち、民間事業者が行うCLTや木質 バイオマス利用等の技術開発や全国的な活動を推進することについては、県 を単位とした事業とは限らないため都道府県を介さない補助金は必要である と認める。 しかし、「地域材利用促進事業」のうち、①「公共建築物の木造化等の促 進」事業は、公共建築物の木造化・内装木質化について設計段階からの技術 支援等を行うものであるが、実際に建設する際には、県を通じて補償を行う場 合が多い。そのため、設計段階から県に関与することが必要と考える。 また、②「地域材の安定的・効果的な供給体制の構築」については、地域 (山間)が一体となり、地域材の供給体制の構築を図るものであるが、県が実 施する事業と重複する部分が多いため、県で一体的に実施したほうが効果が 期待できる。 そのため、これらについては、都道府県へ財源・権限を移譲し、都道府県か ら市町村や民間事業者等へ補助する制度とすべきである。	都道府県が実施する林業事業との連携 を図り効果を最大限に発揮する観点から 問題があるため、自由度をできるだけ高 め、都道府県を実施主体にする か、都道府県に交付すること。		
717	農地転用基準の緩和	当町提案4による除外後 の農地に関し、農地法の規 定に関わらず転用可能とす ること	【支障事例】 当町提案4による農地除外後も農地法第4条及び第5条により転用して有効 活用を図ることが出来ない場合がある。特に農地種の判断基準については、 農地の性質そのものに着目したのではなく、周囲の状況等により判断され るため、遊休農地又は荒廃農地であっても、原則転用出来ない第1種以上農 地として扱われることがある。 【制度改正の必要性】 エネルギー政策基本法で定めるエネルギー基本計画において再生可能エネ ルギーに関して遊休地の活用も支援していくとされているが、第1種以上農地 と扱われる限り転用できない。しかし、この制度改正により土地の有効活用 の観点から、再生可能エネルギー施設を設置することが可能となれば我が國 の持続的発展に資することができる。 【懸念の解消策】 第1種以上農地で再生可能エネルギー施設を無秩序に開発される懸念が想 定されるが、当町提案4による農地除外後の区域に限って転用を認めること により、隣接農地への往来、通作等に影響がある懸念も想定されるが、も とも遊休農地又は荒廃農地であり、往来、通作等への新たな影響があると は想定されない。	農地法第4条・第5 条		農林水産省	空堀町	C 対応不可	農山漁村再生可能エネルギー法が本年5月1日に施行され、この 法に基づき、市町村が基本計画において再生利用可能な荒廃農 地等を整備整備区域に含めた場合には、第1種農地であつても例外 的に転用できるよう措置している。  なお、例示画について、現耕作地の除外は遊休農地等の除外と同 様に個別に判断する必要があるが、一定割合(半分以上)が除外された からといってその残りの農地についても除外を可能とするような運用 は、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがあり認め られない。	意見なし			
124	転用許可基準の条例 案	農地法第4条及び第5条を 改正し、地域の実情に合 った許可基準を設定するよ う条例委任すること。	現在、少子高齢化や財源状況の悪化など、多くの問題が全国的に表面化 するようになっており、総務省の地域力創造グループでは、本格的な地方分権改 革の時代をなで、地域の元気を創造し活性化するための施策を実施してい るが、自立した地域を目指すためには、基礎自治体の判断で土地利用の 誘導を行うことも必要である。 土地利用はまちづくりの基本であり、地域の実情や住民ニーズを反映しな がら、よりよいまちづくりを展開するため、優良農地をどのように守り、どのよ うに有効活用していくのかという判断については、地域の実情を一番理解し ている基礎自治体の責任において行うべきである。 しかし、現行制度では、大臣や知事の許可になっており、地方分権を進める うえでの阻害要因になるとともに、迅速性にも欠けている状況である。 地域の経済や住民の生活を考慮しながら、よりよい土地利用を進めること は、地方分権を進めるうえで重要な施策の一つであり、それを担うのは基礎 自治体である。 そのため、地域の実情にあった許可基準を設定できるよう、農地法第4条及 び第5条の改正を求める。 【支障事例1】 片側2車線の町道が完成し、分断線としては認められたが、「特別な施設の 立地条件を必要とする施設」で規定している「流通業務施設」「休憩所」「給油 所」等の施設については、国、県道ではないということで認められていない。 【支障事例2】 自治体が設置する地域のコミュニティ施設や消防団の施設等、公共性の高い 施設にも、同様の立地条件が適用されるため地域が要望する場所に設置 できない例があった。	農地法第4条第2 項、第5条第2項		農林水産省	松前町	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要 であるとの観点から、第一種農地等全箇所について確保すべき優良農 地の基準を定す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定 めていることであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切 ではない。	松前町は山のない平坦な地形であり、新たな農地の確保は難しい状況である が、宅地開発等の需要は高い その中で、地域の実情や住民ニーズを反映しながら、よりよいまちづくりを展 開するためには、農地転用許可の権限委譲が必要である。	○「農地制度のあり方について」(平成2 6年6月5日地方六団体のとり ぐみ) ・国と地方が責任を共有し、実効性 のある農地の確保の仕組みを構築し た上で、農地転用許可・農振農用地区域 の設定・変更については市町村が担うこ ととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運 用や地域の実情に応じた適切な実施体 制の確保など、事務・権限を適切に運用 できるような制度設計とするべきである。		
747	市町村に対する農地 転用制限の緩和	国又は都道府県が、地域 振興上または農業振興上 必要性が高いと認められ る施設のために行う農地 転用は、許可不要とされて いるが、市町村について 同様に許可不要となるよう 農地転用の規制緩和を求 める。	【理由】 東日本大震災以降、内陸部産業用地の需要が全国的に高まる中、本市で は、南トラフ巨大地震など大災害発生後も企業が安心して事業活動を継続 できる新たな産業用地の確保が急務となっている。 しかしながら、新たな産業用地の候補となる内陸部の土地の多くは農地であ り、農地にかかる規制が、新たな産業の育成や企業誘致などの地域振興対 策の阻害要因となっている。 農地転用等、農地にかかる規制緩和を実施することで、農工商のバランスの 取れた地域独自のまちづくりを促進し、生産性の高い農業と産業の集積によ る地域振興を図るとともに、新産業の創出、市内企業の移転防止、地域の雇 用創出や企業誘致による自主財源確保等、地域経済の活性化を図ることが できる。 【支障事例】 国県が農地転用する際の許可は不要であるが、市が農地転用する場合は、 許可を受ける必要があるため、多大な時間と手間を要するほか、許可基準に よっては、許可されない場合もある これら農地転用にかかる手続きに多大な時間と手間を要するため、引合い企 業に待ってもらえない。	農地法第5条第1項 第1号		農林水産省	豊穂市	C 対応不可	災害に備えて新たなまちづくりを目指していくのであれば、農業上の 土地利用の調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域へ の編入等、土地利用計画に基づき開発を検討することが適切ではな いかと考える。	都市計画法の理念や市の上位計画の方針をふまえ、市街化調整区域の土 地利用にあたっては、市街化を抑制すべき区域としての基本的な性質を尊重し 、開発行為抑制の原則を維持しながら、地域固有の課題の解消につながる 土地活用を許容していくことで、適正な土地利用の誘導を図ることができると 考える。 市街化区域への編入については、面積規模等要件に当てはまらない場合 もあることから、地域特性をふまえたうえで、土地利用が適正と考えらる場 合は、市街化区域の編入によらず、地区計画による開発が可能となるよう規 制緩和を求めるものである。			

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		<small>国務院</small> <small>第28回方針（平成27年12月閣議決定）附則</small> <small>第27回方針（平成27年12月閣議決定）に追加あるものは当該附則を&lt;甲27&gt;とし、</small> <small>第28回方針（平成27年12月閣議決定）で削除</small> <small>第29回方針（平成28年12月閣議決定）に追加あるものは当該附則を&lt;甲29&gt;とし、</small> <small>第30回方針（平成28年12月閣議決定）で削除</small>	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 (検討状況)	実施(予定) 時期	これまでの措置(検討)状況	今後の予定
925	<p>【全国市長会】 市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。</p>			C 対応不可	<p>①「公共建築物等の木造化等の促進」事業は、木造公共建築物の設計段階から技術支援を行うソフト事業で公募により事業主体を選定し、事業をすすめているところ。</p> <p>1)木造化・内装木質化にかかる技術的課題は全国で共通であることや木造建築にかかる技術者が限られることから、個別に取り組みより、国で情報を把握・収集したり、課題に対する対応方針を全国の自治体と共有することが効果的であると考えている。地方、本事業は予算事業(平成26年度:300万円)であることから各都道府県で取組内容の実施することを期待するものではない。</p> <p>2)なお、貴県が懸念される設計段階での事前関与の確保については、市町村等への支援段階で検討メンバーに関わっていただくことが可能であり、支援対象先が確定した段階で所在の都道府県には積極的に情報提供を行うこととしたい。</p> <p>②「地域材の安定的・効率的な供給体制の構築」については、広域流通型流通体制構築事業と地域循環型流通体制構築事業の2本柱で、公募により実施主体を選定し、事業を進めているところ。</p> <p>広域流通型流通体制構築事業においては、合板や集成材の原料となる国産原木が都道府県域を枠を越えて流通している現状を踏まえ、全国を8ブロックに分け、森林管理局と複数の都府県で構成される協議会を設置し、都府県間での情報交換などをすすめていただくことを目的としており、県を単位とした事業とは異なることから、民間団体等への直接交付としており、埼玉県には、関東9県のブロックの一員として協議会に参加していただいているところ。</p> <p>一方、地域循環型流通体制構築事業においては、B材とは別にこれまで適切な管理がなされてきたA材などの優良材の付加価値を高めるような取組への支援を目的としており、埼玉県においては西川村などを対象とした事業も実施しているところ。</p> <p>これについても、民間団体等への直接交付としているところありますが、実態要領等において、実施主体として、県や市町村の参画を排除しているものではなく、今年度採択した別の案件においても県が協議会事務局を担っているケースも見受けられる状況であり、公募の折には県等も参画していただきたいと思いますと考えているところ。</p>					
717	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			C 対応不可	<p>提案団体からは意見が付けられていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。</p>					
124	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p> <p>【全国町村会】 「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			C 対応不可	<p>農林水産省としては、平成21年の農地法等改正法の附則及び事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日閣議決定)に基づき、改正法施行後5年を目途として、農地転用事務の実施主体の在り方、農地の確保のための施策の在り方等について、食料・農業・農村基本計画の検討と併せて検討しているところである。</p> <p>また、農地転用許可権限の移譲等については、地方分権改革有識者会議農地・農村部会において議論が行われているところである。</p> <p>なお、まちづくりを進めるに当たっては、土地利用計画に位置付けを有していない個別の農地転用許可に係る権限移譲を行うことでは、優良農地の確保を図りつつ計画的な土地利用を推進する観点からは必ずしも適切に対応できず、土地利用計画に基づき秩序ある土地利用の確保を担保することが必要である。</p>					
747	<p>【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農林農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。</p>			C 対応不可	<p>災害に備えた新たなまちづくりを推進するのであれば、個別の農地転用による開発ではなく、農業上の土地利用との調整を図った上で、市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適切であると考える。</p> <p>なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。</p>					



管理番号	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	根拠法令等	その他(特記事項)	制度の所管・関係府省庁	提案団体	各府省からの第1次回答		各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見		全国知事会からの意見	
								区分	回答	意見	補足資料	意見	補足資料
202	農地法の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農地法」に係る許可基準の緩和	農地法4条、5条、第1項の採掘に、ただし、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでない」と記述されている。 各号の追加として、「地方分権の趣旨に沿って市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合」を記述する。	【地域の実情】 当市は、名古屋市の通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現が可能と期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 国全体の食糧自給の観点から、全国一律に農地を守るという考えもあるが、一方で地域によっては、中山間地に見られるように耕作放棄地が広がり農地を守ることができない又は得策でない場合がある。また、ハイテク技術を用いた農業の推進など、必ずしも農地を減らすことが農業を衰退させることに繋がらないという考えもある。 そこで、市町村の事情に配慮した許可基準の緩和をお願いしたい。 【改正すべき制度の根拠条文】 (農地の転用の制限) 第4条。 (農地又は採草放牧地の転用のための権利移動の制限) 第5条。 【地方分権の趣旨に沿って市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合等、と、ただし書きの各号の一つとして追加する。	農地法第4条、5条		農林水産省	稲穂市	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全面的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めていることであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。  なお、商業、工業等の企業立地のためにまちづくりを促進するのであれば、農業上の土地利用との調整を図った上で、都市計画法に基づく市街化区域への編入等、土地利用計画に基づく開発を検討することが適当と考える。	農地をこれまで以上に適正な確保をするべく農地法を始めとした一連の農地関連法が改正されるも5～6年を向かえようとしています。 その一方で、日本経済の好転が見込まれないと人口減少が予想されているために、市町村は今後の行政改革の維持・確保のために地域活性化の方向性の方策を模索している状況であります。 農地には、山間部や山すその中山間地域の農地や1haを超える広大な農地として平野部の農地や市街化区域に囲まれた農地と様々であり、その耕作手法や農産物の種類も様々であります。 この農地の扱いは各市町村の進むべき方向を位置付ける重要な鍵であり、地域の活性化等の観点から、農地を他の用途に迅速かつ適切に変更できる法律の改正が必要であると考えられています。 また、形態が様々な農地を全国統一の基準で農地転用許可を取り扱いをすることは、地域の実情が加味できず市町村が考えうる土地の有効活用に支障をきたす恐れもあります。 ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しておりますが、法手続きの一端として農地転用を前提とした農地の農政部局との協議があるため、農地転用に係る緩和が必要になると考えています。 なお、農地を含めた総合的な土地利用については、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しが行われるため、農地転用もそれに基づき適切に行なわれることとなります。 以上のことから、権限譲渡や議決特区の申請などによる対応の可能性に加え、不足する職員でも十分な事務が行える体制を構築するために市町村の職員の拡大と手続の簡素化を求めます。			
207	農地転用許可基準の一部条例委任	農地法第4条第2項第1号に規定する農地地区分の基準(いわゆる「第一種農地」の基準)を農地転用許可権者(農地法第4条第1項に定める農地転用許可権者から事務処理特別条例等により当該権限の委譲を受けたものを含む。)の条例へ委任する。 農地法第5条についても同様。	農地法第4条第1項及び同法第5条第1項の規定による農地転用の許可(2項)の基準(いわゆる「第一種農地」の基準)については、同法及び関係府省令により全国的に統一された基準となっており、許可権者が地域の特性を踏まえて判断する際の支障となっている。 特に、同法第4条第2項第1号に規定する「良好な農産条件を備えている農地」の基準は、関係府省令第11条第1項に規定する農地的に存在する農地の基準については、実際の農業生産性などに限らずおおむね10ha以上の規模の一回の農地の区域内であることをもって「良好な農産条件を備えた農地」とするものであり、本市の区域内において別紙に詳述する支障が生じている。 なお、提案の実現により優良農地が減少する恐れがあると指摘に對しては、現行の基準が農業生産性の低い農地を「良好な農産条件を備えている農地」として規定している恐れがあるため、実際に農業生産性が高い農地を減少させるものではない。	農地法第4条第2項第1号 関係法施行令第11条第1号	別紙あり(地方分権提案書) 事務・権限の移譲等に関する見直し方針について(平成25年12月20日開催決定)及び農地法等の一部を改正する法律附則第19条第4項に基づく検討と関連。	農林水産省	木津川市	C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全面的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準について、全国統一した基準を定めていることであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。  なお、「集团的に存在する農地」については、10ha以上の集団農地は、高性な農業機械による労働生産性の向上のほか、①農道、水路等の関連施設の維持・管理が効率的に行えること、②防除等の作業を効率的に行えること等のメリットがあり、効率的な農業生産が可能となり得る農地として、農業生産基盤の整備などと合わせて、「担い手の規模拡大等の施策を推進できる農地」とあることから、制度上、第一種農地に区分することとしている。	集団農地の規模のみをもって優良農地を規定した場合、10ha以上の集団農地には、小区域の田・畑・圃場が混在した地域や、山裾や谷間に位置する急勾配で日照が不良な条件不利地等が含まれることがある。 このような農地では、第1次回答にあるような高性能農業機械の利用による農業生産性の向上や、防除等の作業を効率的に行えるメリットは見込めない。また、面的な農業生産基盤の整備も困難なことから、効率的な農業経営を営む中核的担い手への集積も困難であり、過度に非農業的土地利用を抑制することは、所有者に収益性が見込まれない農地での農業経営を強いることとなり、農業の成長産業化の妨げとなるばかりか、優良農地での再生産も困難となること懸念される。 本邦にても、国民への食料の安定供給を図るために優良農地を確保する必要性を認識しているが、「技術的に農地を農地基準に示された再生産可能な経営を確保するためには、収益性が見込める十分な農業生産性を備えた実質的な優良農地を確保するべきである。 このような観点から、「10ha以上の集団農地」という基準は先述の条件不利地等を包含する危険性があり、実質的に優良農地を規定しては不十分であることから、農地転用の許可権者が、当該許可権を有する区域内の確率的な農業経営の規模や農業経営類型などを勘案して、区域内において再生産可能な経営に供することができる実質的な優良農地の基準を規定できるよう、条例に委任する必要がある。 なお、条例に委任された場合、農業景観や農村風景景観を保全する観点から非農業的土地利用をさらに抑制することで農地の確保が図れることも期待される。	O「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、変更については市町村が担い手として責任を負うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		
142	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第4条の4第1項第27号に基づく計画(27号計画)の要件緩和	【地域の農業の振興に関する法律(農振法)第4条の4第1項第27号に基づく計画(27号計画)について、現行の「直接農業の振興を促すもの」だけでなく、「間接的に」農業の振興を図るものや、「地域振興を図るもの」にも適用を拡げられるなど地方の実情に応じた弾力的な運用を可能とすること。	【支障】 佐賀市における新工業団地開発は、平成18年の新工業団地の適地調査に始まり、平成21年には地元との同意のもと候補地を決定し、以降、庁内における検討会議や佐賀県及び九州農政局等との十数回に及ぶ協議を重ねてきた。 当初の計画では、平成22年に用地買収に着手し、平成25年には分譲開始という予定であったが、平成21年の農地法等の一部改正により、27号計画が「直接的な農業の振興」に限定され、当初認められていた農地の流動化を目的とした工業団地の開発が認められなくなった。そのため、農政局への協議に入ることすらできず、工業団地の開発に支障をきたしている。 【必要性】 今後の農業振興のためには、農地の流動化を促し、その農地を作業効率の高い大規模圃場農地として担い手に集約することで、農業経営の規模拡大による効率性と生産性の向上を図ることが求められている。 農地の流動化を促進する目的で「農業従事者の就業機会の増大に寄与する施設」として工業団地を開発し、雇用の創出を図ることも、担い手への農地集約を希望する農業従事者の就業機会を増大させ、これによって流動化した農地が担い手に集約される。これらにより、本市の農業生産性の向上が図られることから、農業の振興にも資するものであり、いはいは地域の活性化にも寄与するものである。	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第4条の4第1項第27号		農林水産省	佐賀市	C 対応不可	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の4第27号に基づく計画(27号計画)については、農業の振興との関係が希薄な施設が散見されたことから、平成21年の農地法等改正と併せて、対象となる施設を「地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設」に限定するなど、運用の柔軟化を図ったところであり、これを緩和することは困難である。  なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。	意見なし			
203	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)の改正 市町村が独自の事業を計画した場合の「農業振興地域の整備に関する法律(農振法)」に係る手続きの簡素化	農振法第8条4項、市町村は、農業振興地域整備計画を定めようとするときは、都道府県知事に協議し、その同意を得なければならない」と記述されている。 上記に、「ただし、地方分権の趣旨に沿って市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的に事業を実施しようとする場合は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる」と追加。	【地域の実情】 当市は、名古屋市の通勤・通学圏内で今後も人口増加が見込まれており、東海環状自動車道の開通による交通利便性が向上する地域となっている。 東海環状自動車道へのアクセスのために作られる新設道路用地の多くが、農用地区域内農地であるが、周辺の農地は利用価値が向上し集約的な農業の実現が可能と期待できるとともに、商業・工業等の企業立地との両立も可能であると考えている。 また、この地域は、今年中に準都市計画区域の指定をし、その後順次、特別用途制限地域を指定し、農地を確保しつつ商業・工業等の企業立地にも配慮した健全なまちづくりを進める方針である。 【改正理由】 農地転用をするには、前段の処理として、当該農用地区域内の土地を農用地区域から除外するため、農業振興地域整備計画を変更しなければならぬ。この計画変更にあたり、市町村の意向を十分に反映させるため、特殊な場合の例外規定を設ける。 【改正すべき制度の根拠条文】 (農地の転用の制限) 第8条、4項の追加 【地方分権の趣旨に沿って市町村が地方の発展のため、総合的かつ計画的な事業を計画した場合等は、都道府県知事との協議・同意を省略することができる】を追加。	農業振興地域の整備に関する法律(農振法)第8条、4項(農振法)		農林水産省	稲穂市	C 対応不可	市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基礎である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があり、市町村が事業計画を策定したときも、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。  なお、企業立地に関する取組については、まちづくりの一環で、都市計画法に基づく市街化区域への編入や農村地域工業等導入促進法の活用など、地域全体として農業上の土地利用との調整を適正に図りつつ対応することが基本と考えている。	現在、国の施策で生産用米の生産調整として減反率が約4.0%と設定されています。農業者の高齢化や離農者の増大に伴って優良農地とされている10ha以上の一回の農地においても、管理が十分ではない農地が見受けられる状況であります。 一方で、TPPにより関税撤廃が議論されている中で平成30年に生産調整も廃止される予定になっており、農地の確保に対して国の方針が明確になっていないよう心配されます。 農業振興地域整備計画の変更の際には必要となる都道府県知事との協議・同意は、市町村により農地の立地条件(土地としての特徴)や考え方も異なることから、県が地域の実情を十分に反映することが困難となる場合もあると考えられます。 ご指摘のとおり、都市計画法に基づく市街化区域へ編入すれば良いことは理解しております。ただし、法手続きの一端として農業振興地域整備計画の変更を前提とした農地の農政部局との協議があるため、整備計画の変更に係る緩和が必要になると考えています。 なお、農地を含めた総合的な土地利用は、市の総合計画や都市計画マスタープラン、県が決定する都市計画区域マスタープランにより定期的に見直しが行われるため、農地転用もそれに基づき適切に行なわれることとなります。 また、農村地域工業等導入促進法につきましては、当市におきましても既に活用しておりますが、エリア余力が変更となった場合等の変更手続きの膨大な時間と労力が必要となり効率的に受け付けることができません。 以上のことから、市町村の意向に即した土地利用ができるよう、市町村の職員の拡大と手続の簡素化を求めます。	O「農地制度のあり方について」(平成26年8月5日地方六団体)とあり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の設置確保の仕組みを構築した上で、変更については市町村が担い手として責任を負うべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。		

管理番号	全国市長会・全国町村会からの意見		重点事項58項目について 提案募集検討専門部会から指摘された 主な再検討の視点	各府省からの第2次回答		調整結果 【第23対応方針（第21・22回協議決定）】 【第27対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該方針を＜第27＞とし、 【第28対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該方針を＜第28＞とし、 【第29対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該方針を＜第29＞とし、 【第30対応方針（第21・22回協議決定）】に抵触するものは当該方針を＜第30＞とし、 で表記	対応方針の措置（検討）状況			
	意見	補足資料		区分	回答		措置方法 （検討状況）	実施（予定） 時期	これまでの措置（検討）状況	今後の予定
202	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全面的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。  なお、農地転用許可制度については、優良農地の確保を基本としつつ、集団性や市街地化の状況など地域の実情を加味できる基準となっていることから、提案の内容については、現行の基準を適切に運用し判断していくことで対応できるものと考え。  また、農業上の土地利用との調整を踏まえて、都市計画マスタープランに基づき市街化区域に編入した場合や優良農地以外の農地に係る転用については、迅速な判断が可能である。  いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。					
207	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			C 対応不可	国民への食料の安定供給を図るためには、優良農地の確保が必要であるとの観点から、第一種農地等全面的にみて確保すべき優良農地の基準を示す農地転用許可基準については、全国統一の基準を定めているところであり、当該基準を市町村の判断に委ねることは適切ではない。  なお、集団的に存在する農地は、農業生産基盤の整備と合わせて、担い手の規模拡大等の施策の推進により、高性能機械による効率的な農業生産が可能な要件を備えた農地であることから、長期にわたり農業上の利用を確保する必要性が高い優良農地として、第一種農地の基準や農用地区域への編入要件として位置付けていくところである。  一方、農地転用許可制度上、一団の農地に該当するか否かは、傾斜や土性その他の自然的条件から判断することとなり、効率的な営農を行うことができず、一体として利用することに支障があると認められる場合は、一団の農地として取り扱わないと判断することは可能である。  いずれにせよ、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。					
142	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			C 対応不可	提案団体からは意見が付されていないところであり、第1次回答でご納得いただいたものと考えている。					
203	【全国市長会】 ○「農地制度のあり方について」（平成26年8月5日地方六団体）のとおり、 ・国と地方が責任を共有し、実効性のある農地の総量確保の仕組みを構築した上で、農地転用許可・農振農用地区域の設定・変更については市町村が担うこととするべきである。 ・併せて、法令等に基づく統一的な運用や地域の実情に応じた適切な実施体制の確保など、事務・権限を適切に運用できるような制度設計とするべきである。			C 対応不可	市町村による地域の実情に応じた土地利用の実現のみでなく、国民への食料の安定供給等の基盤である農地の確保をどのように図っていくかという観点からも検討する必要があり、市町村が専業計画を策定したことをもって、都道府県知事との協議・同意を省略することは困難である。  また、 ①調整に時間がかかるという理由をもって、総合的な土地利用計画に基づかず、個別に、農用地域からの除外や農地転用を行うこと ②県の農政部局との協議を簡素化するために、農業振興地域整備計画の変更に係る基準を緩和すること については、計画的な土地利用や優良農地の保全が図られなくなる懸念がある。  なお、地方分権改革有識者会議農地・農村部会での議論においては、地方六団体は、農地転用許可権限等の移譲のみを求め、農地転用許可基準等の緩和は求めないと主張していると承知している。					